第3章　対象事業実施区域及びその周囲の概況

対象事業実施区域及びその周囲の概況については、既存資料による調査結果を記載した。

調査範囲は、景観への影響を考慮し、対象事業実施区域から概ね 2km の範囲を基本とした。

3-1　自然的状況

3-1-1　大気質の状況

対象事業実施区域及びその周囲の大気質測定地点は、一般環境大気測定局（以下、「一般局」という。）である土気測定局が対象事業実施区域の南南西側約 3.9km に、ダイオキシン測定地点である千葉市水道局が対象事業実施区域の南西側約 3.8km に位置している。また、対象事業実施区域及びその周囲には自動車排出ガス測定局は位置していない。

測定地点の概要は表 3-1-1 に、位置は図 3-1-1 にそれぞれ示すとおりである。

表 3-1-1　大気質測定地点の概要

区分	測定局又は測定地点	所在地	測定項目					
			二酸化硫黄	窒素酸化物	光化学オキシダント	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	ダイオキシン類
一般	土気	千葉市緑区大椎町 1251-316	○	○	○	○	○	－
ダイオキシン類測定	千葉市水道局	千葉市緑区平川町 2210 番地	－	－	－	－	－	○

出典：「2023 年度千葉市大気環境測定結果報告書」（令和 7 年 1 月、千葉市環境局環境保全部）
「令和 5 年度一般環境中（大気）のダイオキシン類調査結果」（千葉市ホームページ）

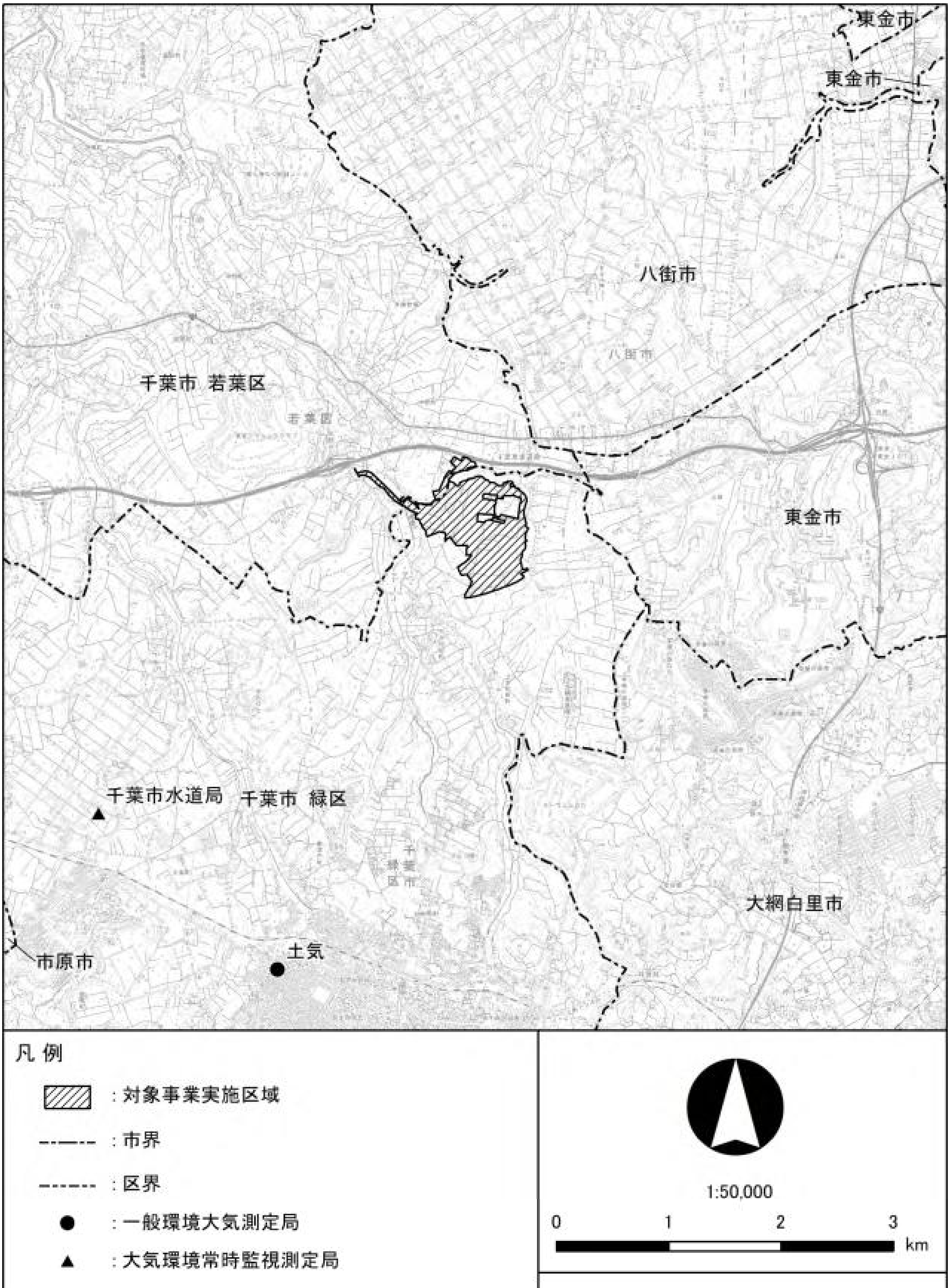

出典
「2023 年度千葉市大気環境測定結果報告書」
（令和 7 年 1 月、千葉市環境局環境保全部）
「令和 5 年度一般環境中（大気）のダイオキシン類調査結果」
（千葉市ホームページ）

図 3-1-1　大気質測定地点位置図

1. 二酸化硫黄

二酸化硫黄の測定は、土気測定局において行われている。

令和５年度の二酸化硫黄の測定結果は、表 3-1-2 に示すとおりであり、環境基準を満足している。

令和元年度～令和５年度の年平均値の推移は、表 3-1-3 及び図 3-1-2 にそれぞれ示すとおりであり、経年で 0.001ppm と変化はない。

表 3-1-2　二酸化硫黄の測定結果（令和５年度）

区分	測定局	年平均値（ppm）	日平均値の 2%除外値（ppm）	日平均値 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	環境基準との比較
一般	土気	0.001	0.002	無	○

注：環境基準との比較について、○は長期的評価による環境基準（日平均値 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続していないこと）を達成。
出典：「2023 年度千葉市大気環境測定結果報告書」（令和７年１月、千葉市環境局環境保全部）

表 3-1-3　二酸化硫黄の経年変化（年平均値）

区分	測定局	年平均値（ppm）				
		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
一般	土気	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001

出典：「2023 年度千葉市大気環境測定結果報告書」（令和７年１月、千葉市環境局環境保全部）

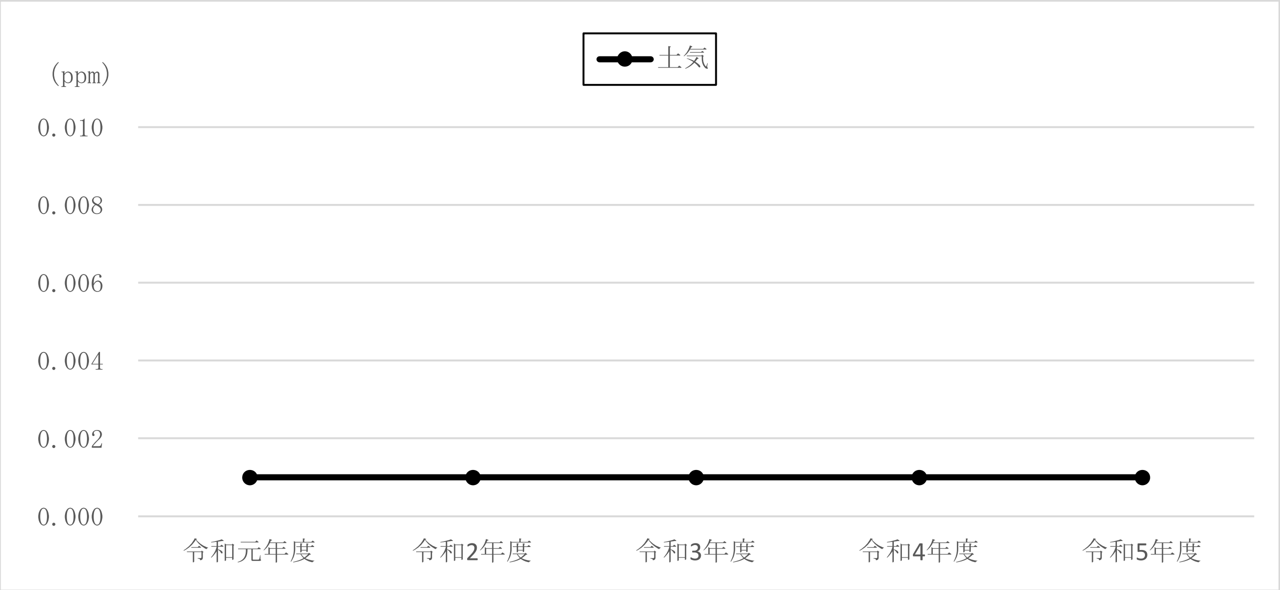

図 3-1-2　二酸化硫黄の経年変化（年平均値）

2. 二酸化窒素

二酸化窒素の測定は、土気測定局において行われている。

令和5年度の二酸化窒素の測定結果は、測定機の作動不良により、有効測定期間に達しなかったため、表 3-1-4 に示すとおり数値が算出できなかった。

令和元年度～令和5年度の年平均値の推移は、表 3-1-5 及び図 3-1-3 にそれぞれ示すとおりである。年平均値は 0.005ppm～0.006ppm であり、減少傾向を示している。

表 3-1-4　二酸化窒素の測定結果（令和5年度）

区分	測定局	年平均値 (ppm)	日平均値の年間98%値 (ppm)	環境基準 との比較	市環境目標 との比較
一般	土気	－	－	－	－

注：環境基準との比較について、○は環境基準（日平均値の年間 98%値が 0.06ppm 以下であること。）を達成。

出典：「2023 年度千葉市大気環境測定結果報告書」（令和7年1月、千葉市環境局環境保全部）

表 3-1-5　二酸化窒素の経年変化（年平均値）

区分	測定局	年平均値（ppm）				
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般	土気	0.006	0.005	0.005	0.005	－

出典：「2023 年度千葉市大気環境測定結果報告書」（令和7年1月、千葉市環境局環境保全部）

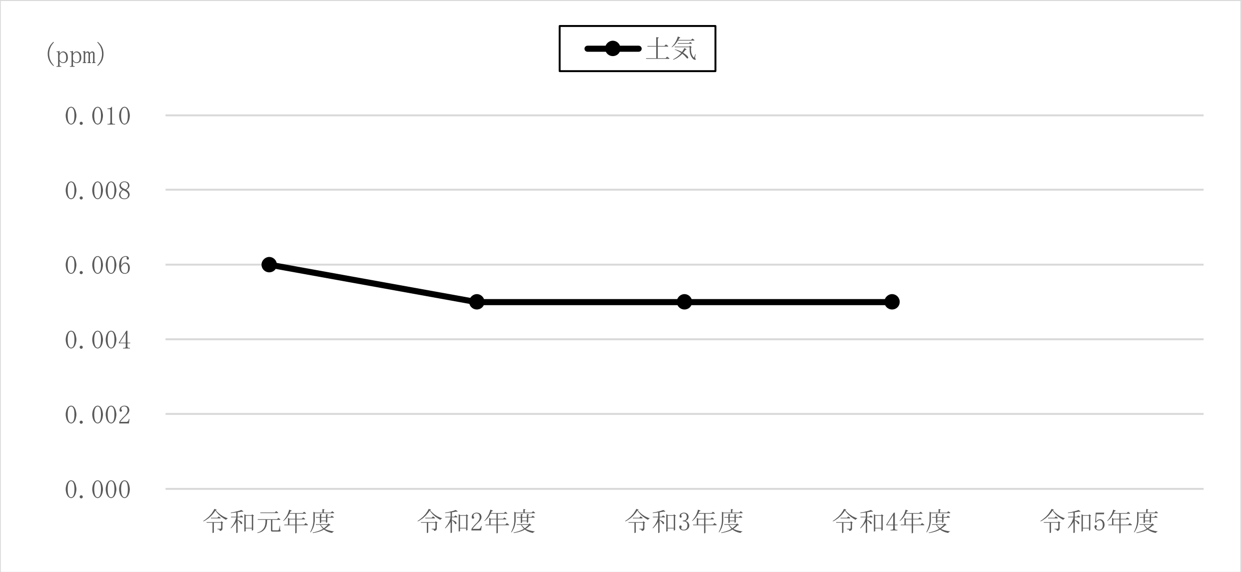

図 3-1-3　二酸化窒素の経年変化（年平均値）

3. 光化学オキシダント

光化学オキシダントの測定は、土気測定局において行われている。

令和５年度の光化学オキシダントの測定結果は、表 3-1-6 に示すとおりであり、昼間の１時間値が 0.06ppm を超えた日数が 51 日と環境基準を満足していない。

令和元年度～令和５年度の昼間の１時間値の年平均値の推移と昼間の１時間値が 0.12ppm 以上の日数の経年変化は、表 3-1-7 及び図 3-1-4 に示すとおりである。

昼間の１時間値の年平均値は 0.033ppm～0.035ppm であり、概ね横ばい傾向を示している。昼間の１時間値が 0.12ppm は光化学スモッグ注意報の発令基準レベルであるが、注意報はこの状態が継続すると判断されたときに発令され、昼間の１時間値が 0.12ppm 以上の日数は、最大で年間１日で推移している。

表 3-1-6　光化学オキシダントの測定結果（令和５年度）

区分	測定局	昼間の１時間値の年平均値（ppm）	昼間の１時間値が 0.06ppm を超えた日数と時間数		環境基準との比較
			日	時間	
一般	土気	0.035	51	258	×

注：環境基準との比較について、○は環境基準（1 時間値が 0.06ppm 以下であること。）を達成。
出典：「2023 年度千葉市大気環境測定結果報告書」（令和７年１月、千葉市環境局環境保全部）

表 3-1-7　光化学オキシダントの経年変化（昼間の１時間値の年平均値と 0.12ppm 以上の日数）

区分	測定局	項目	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
一般	土気	年平均値(ppm)	0.034	0.033	0.035	0.034	0.035
		0.12ppm 以上の日数	0	1	0	1	1

出典：「2023 年度千葉市大気環境測定結果報告書」（令和７年１月、千葉市環境局環境保全部）
「令和 5(2023)年度大気環境常時測定結果」（令和６年 12 月、千葉県環境生活部大気保全課）

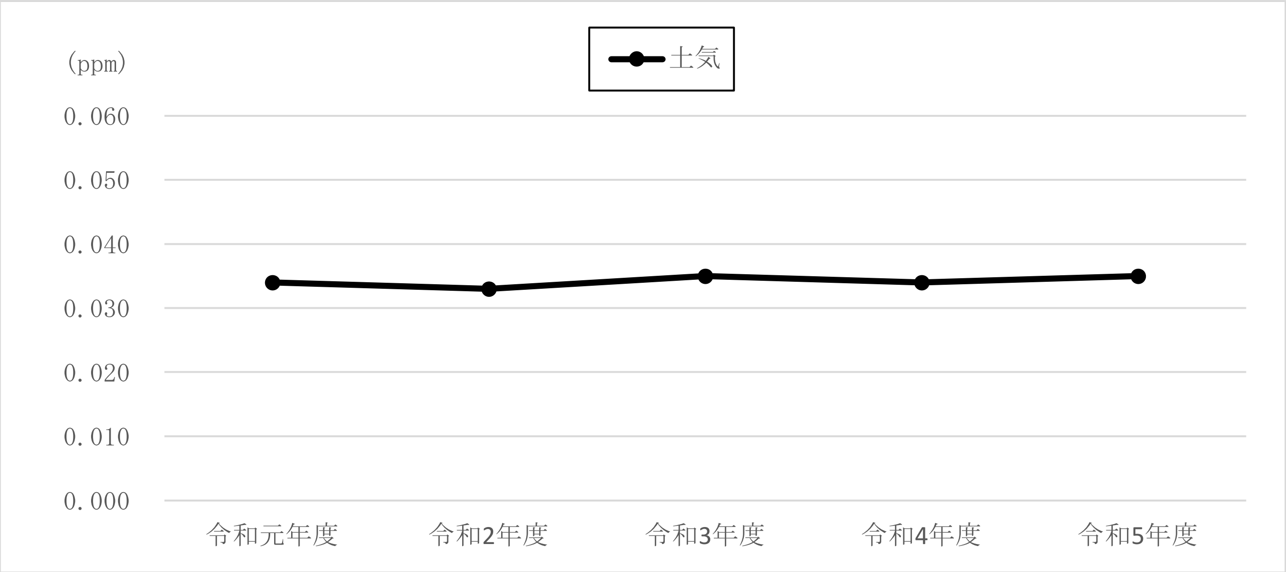

図 3-1-4　光化学オキシダントの経年変化（昼間の１時間値の年平均値）

4. 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質の測定は、土気測定局において行われている。

令和5年度の浮遊粒子状物質の測定結果は、表 3-1-8 に示すとおりであり、環境基準を満足している。

令和元年度～令和5年度の年平均値の推移は、表 3-1-9 及び図 3-1-5 にそれぞれ示すとおりである。年平均値は0.011mg/m^3～0.013mg/m^{3}であり、概ね横ばい傾向を示している。

表 3-1-8 浮遊粒子状物質の測定結果（令和5年度）

区分	測定局	年平均値 (mg/m^3)	日平均値の2%除外値 (mg/m^3)	日平均値0.10mg/m^{3}を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準との比較
一般	土気	0.013	0.031	無	○

注：環境基準との比較について、○は長期的評価による環境基準（日平均値の2%除外値が0.10mg/m^{3}以下で、かつ、日平均値が0.10mg/m^{3}を超えた日が2日以上連続していないこと。）を達成。

出典：「2023年度千葉市大気環境測定結果報告書」（令和7年1月、千葉市環境局環境保全部）

表 3-1-9 浮遊粒子状物質の経年変化（年平均値）

区分	測定局	年平均値 (mg/m^3)				
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般	土気	0.013	0.012	0.011	0.012	0.013

出典：「2023年度千葉市大気環境測定結果報告書」（令和7年1月、千葉市環境局環境保全部）

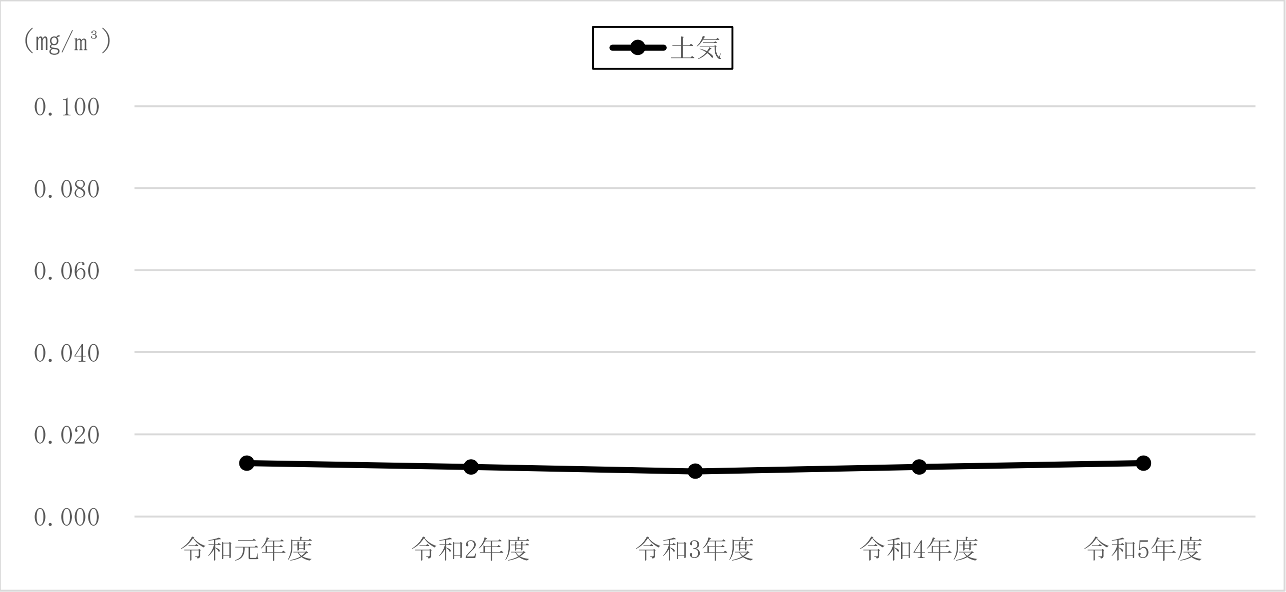

図 3-1-5 浮遊粒子状物質の経年変化（年平均値）

5. 微小粒子状物質

微小粒子状物質の測定は、土気測定局において行われている。

令和５年度の微小粒子状物質の測定結果は、表　3-1-10 に示すとおりであり、環境基準を満足している。

令和元年度～令和５年度の年平均値の推移は、表　3-1-11 及び図　3-1-6 にそれぞれ示すとおりである。年平均値は 5.3μg/m³～7.9μg/m³であり、減少傾向を示している。

表 3-1-10　微小粒子状物質の測定結果（令和５年度）

区分	測定局	年平均値（μg/m³）	日平均値の年間 98%値（μg/m³）	環境基準との比較
一般	土気	5.3	16.2	○

環境基準：1 年平均値が 15μg/m³以下であり、かつ、1 日平均値が 35μg/m³以下であること。
出典：「2023 年度千葉市大気環境測定結果報告書」（令和 7 年 1 月、千葉市環境局環境保全部）

表 3-1-11　微小粒子状物質の経年変化（年平均値）

区分	測定局	年平均値（μg/m³）				
		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
一般	土気	7.9	7.1	6.0	6.3	5.3

出典：「2023 年度千葉市大気環境測定結果報告書」（令和 7 年 1 月、千葉市環境局環境保全部）

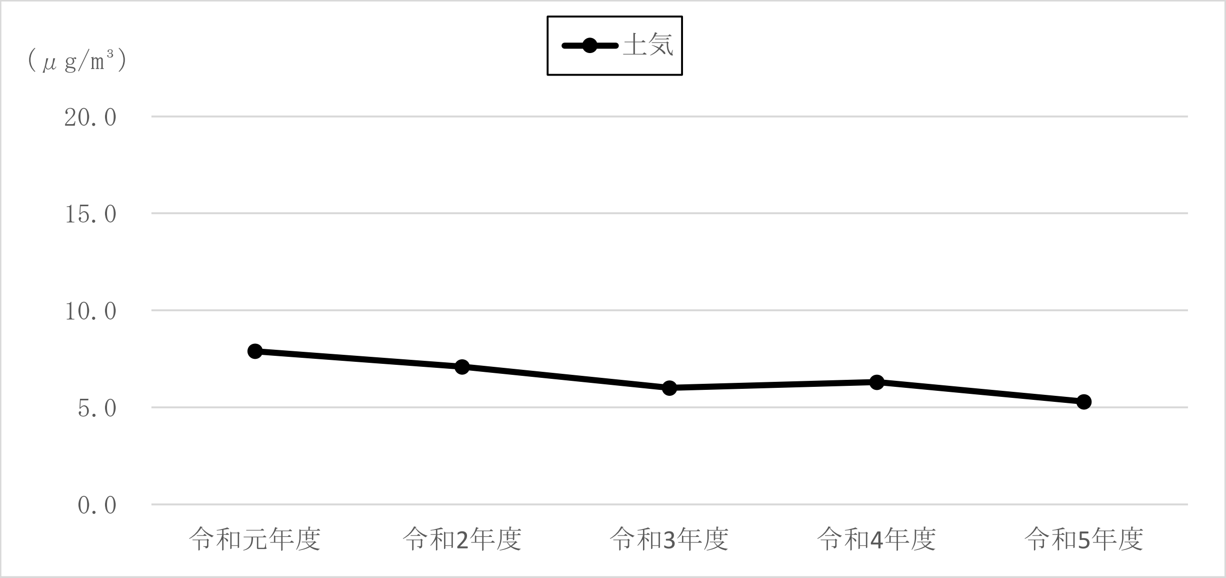

図 3-1-6　微小粒子状物質の経年変化（年平均値）

6. ダイオキシン類

ダイオキシン類の測定は、千葉市水道局において行われている。

令和５年度のダイオキシン類の測定結果は、表 3-1-12 に示すとおりであり、環境基準を満足している。

令和元年度～令和５年度の年平均値の推移は、表 3-1-13 及び図 3-1-7 にそれぞれ示すとおりである。年平均値は 0.015pg-TEQ/m^3～0.092pg-TEQ/m^3 であり、年度により変動があるものの概ね横ばい傾向を示している。

表 3-1-12　ダイオキシン類の測定結果（令和５年度）

区分	測定地点	年平均値（pg-TEQ/m^3）	環境基準との比較
一般	千葉市水道局	0.015	○

環境基準：1 年平均値が 0.6pg-TEQ/m^3 以下であること。
出典：「2023 年度千葉市大気環境測定結果報告書」（令和７年１月、千葉市環境局環境保全部）

表 3-1-13　ダイオキシン類の経年変化（年平均値）

区分	測定地点	年平均値（pg-TEQ/m^3）				
		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
一般局	千葉市水道局	0.045	0.092	0.052	-	0.015

出典：「2023 年度千葉市大気環境測定結果報告書」（令和７年１月、千葉市環境局環境保全部））

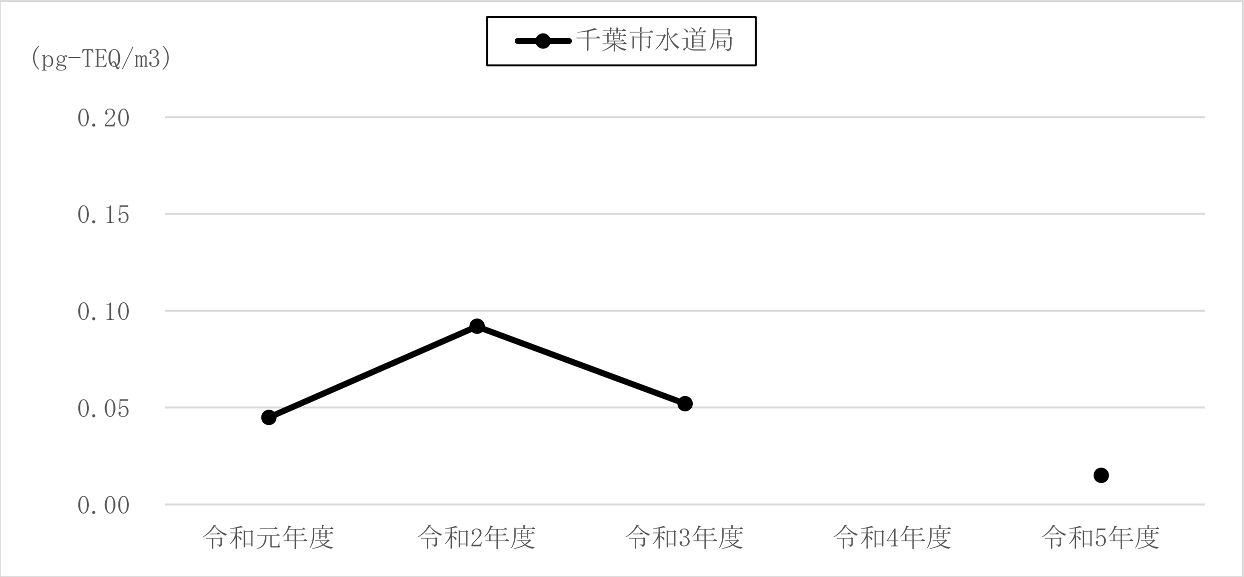

図 3-1-7　ダイオキシン類の経年変化（年平均値）

3-1-2　気象の状況

対象事業実施区域及びその周囲における気象観測所は、気象庁の千葉特別地域気象観測所が対象事業実施区域の西北西約 16km に位置している。千葉特別地域気象観測所の概要は表 3-1-14 に、位置は図 3-1-8 にそれぞれ示すとおりである。

また、季節別及び全季の風配図は、対象事業実施区域と風の状況が類似していると考えられる土気測定局（一般局）を用いて把握した。土気測定局の概要は表 3-1-14 に、位置は図 3-1-8 にそれぞれ示すとおりである。

千葉特別地域気象観測所における平成 27 年～令和 6 年の測定結果は表 3-1-15～表 3-1-17 にそれぞれ示すとおりである。

年間降水量は 1,250.0mm～1,834.5mm、日最大降水量は 212.5mm、日平均気温は 16.3℃～18.1℃、最高気温は 38.5℃（平成 27 年 8 月 7 日）、最低気温は-2.3℃（平成 30 年 1 月 25 日）、日照時間は 1,856.7 時間～2,345.7 時間である。

平均風速は 3.6m/s～3.9m/s、令和 6 年の最多風向は北北西の風であり、最大風速は 35.9m/s（令和元年 9 月 9 日）であり、10 年間を通じ最大風速発生時の出現風向は南南西である。

土気測定局における令和 5 年度の季節別及び年間の風配図は図 3-1-9 に示すとおりである。年間の風配図を見ると、最多出現風向は南西の風であり、この時の平均風速は 2.9m/s である。

表 3-1-14　気象観測地点の概要

名称	所在地	観測開始 年 月 日	風向風速計の高さ (m)	測定項目				
				降水量	気温	日照 時間	風向	風速
千葉特別地域気象観測所	千葉市中央区中央港	昭和 56 年 3 月 30 日	47.9	○	○	○	○	○
土気測定局	千葉市緑区大椎町 1251-316	－	18.0	－	－	－	○	○

出典：「地域気象観測所一覧（令和 7 年 3 月 13 日）現在」（気象庁ホームページ）
「2023 年度千葉市大気環境測定結果報告書」（令和 7 年 1 月、千葉市環境局環境保全部）

凡 例

◎ : 対象事業実施区域

-・-・- : 市町界

------ : 区界

● : 一般環境大気測定局(風向風速)

■ : 気象観測所(降水量、気温、風向風速、日照時間)

1:200,000

0 2.5 5 7.5 10 km

「地域気象観測所一覧（令和 7 年 3 月 13 日）現在」（気象庁ホームページ）
「2023 年度千葉市大気環境測定結果報告書」（令和 7 年 1 月、千葉市環境局環境保全部）

図 3-1-8 気象観測所位置図

表 3-1-15　千葉特別地域気象観測所の気象の概要（降水量）

観測年＼項目		年間（月間）降水量（mm）	日最大降水量（mm）	日最大降水量 起日	時間最大降水量（mm）	時間最大降水量 起日
平成 27 年		1,615.5	117.0	9 月 10 日	45.0	7 月 3 日
平成 28 年		1,604.5	98.5	9 月 20 日	55.0	9 月 13 日
平成 29 年		1,250.0	116.5	10 月 22 日	32.0	9 月 28 日
平成 30 年		1,261.0	60.0	9 月 30 日	32.5	9 月 30 日
令和元年		1,697.0	181.5	10 月 25 日	44.0	10 月 25 日
令和 2 年		1,791.5	91.5	4 月 13 日	41.5	9 月 5 日
令和 3 年		1,834.5	128.5	8 月 8 日	36.5	7 月 30 日
令和 4 年		1,427.5	76.0	8 月 13 日	51.5	8 月 13 日
令和 5 年		1,268.5	212.5	9 月 8 日	63.5	9 月 8 日
令和 6 年		1,634.5	99.0	6 月 18 日	49.5	7 月 30 日
	1 月	38.0	28.5	21 日	7.5	21 日
	2 月	59.5	23.5	5 日	5.5	5 日
	3 月	154.0	38.0	26 日	14.5	12 日
	4 月	103.0	30.5	9 日	7.5	9 日
	5 月	230.5	56.0	13 日	16.5	31 日
	6 月	326.5	99.0	18 日	34.5	2 日
	7 月	169.0	54.5	16 日	49.5	30 日
	8 月	231.0	61.0	31 日	32.5	22 日
	9 月	72.0	34.0	27 日	11.5	3 日
	10 月	166.0	74.0	9 日	23.0	9 日
	11 月	84.5	42.0	2 日	11.5	2 日
	12 月	0.5	0.5	19 日	0.5	19 日

出典：「気象統計情報」（気象庁県ホームページ）

表 3-1-16　千葉特別地域気象観測所の気象の概要（気温）

観測年＼項目		年間（月間）平均気温（℃）	最高気温（℃）	最高気温 起日	最低気温（℃）	最低気温 起日
平成 27 年		16.7	38.5	8 月 7 日	-0.8	2 月 10 日
平成 28 年		16.8	37.7	8 月 9 日	-0.6	1 月 26 日
平成 29 年		16.3	36.3	8 月 25 日	-0.7	1 月 15 日
平成 30 年		17.2	37.4	7 月 23 日	-2.3	1 月 25 日
令和元年		16.8	34.7	9 月 10 日	-0.5	2 月 10 日
令和 2 年		17.0	35.7	8 月 22 日	-1.7	2 月 7 日
令和 3 年		17.1	35.5	8 月 26 日	-2.1	1 月 10 日
令和 4 年		16.7	36.4	6 月 30 日	-2.0	1 月 7 日
令和 5 年		18.1	36.8	7 月 26 日	-1.7	1 月 26 日
令和 6 年		18.0	37.4	7 月 29 日	0.8	2 月 5 日
	1 月	7.9	15.7	6 日	1.0	14 日
	2 月	8.3	21.0	20 日	0.8	5 日
	3 月	10.1	24.8	31 日	1.3	8 日
	4 月	17.0	27.4	28 日	7.1	10 日
	5 月	20.1	27.5	18 日	10.4	9 日
	6 月	23.2	31.7	24 日	16.2	4 日
	7 月	28.8	37.4	29 日	22.5	17 日
	8 月	29.2	36.3	17 日	25.0	31 日
	9 月	27.0	33.9	2 日	18.2	25 日
	10 月	21.2	31.3	2 日	11.1	21 日
	11 月	14.6	24.0	4 日	6.0	26 日
	12 月	9.0	18.7	4 日	1.0	29 日

出典：「気象統計情報」（気象庁県ホームページ）

表 3-1-17　千葉特別地域気象観測所の気象の概要（風向風速及び日照時間）

項目／観測年		年間（月間）平均風速（m/s）	最多風向	最大風速			年間（月間）日照時間（時間）
				(m/s)	風向	起日	
平成 27 年		3.8	北北東	18.3	南南西	12 月 11 日	2,034.1
平成 28 年		3.6	北北東	21.6	南西	8 月 22 日	1,856.7
平成 29 年		3.7	北北西	21.4	南南東	10 月 23 日	2,054.1
平成 30 年		3.9	北北東	26.0	南南西	10 月 1 日	2,120.2
令和元年		3.6	北北西	35.9	南東	9 月 9 日	1,912.8
令和 2 年		3.6	北北東	18.7	南南西	7 月 8 日	1,880.4
令和 3 年		3.7	北北西	19.5	西南西	1 月 7 日	2,169.9
令和 4 年		3.6	北北西	18.5	南西	12 月 23 日	2,025.1
令和 5 年		3.7	南西	19.2	南西	12 月 16 日	2,345.7
令和 6 年		3.6	北北西	16.3	南南西	4 月 9 日	2,131.7
	1 月	3.5	北北西	13.7	北西	26 日	206.6
	2 月	3.8	北北西	14.4	南南西	15 日	148.2
	3 月	4.2	北北西	15.1	南南西	29 日	191.0
	4 月	3.3	北北東	16.3	南南西	9 日	143.5
	5 月	4.3	南西	15.3	南南西	28 日	182.7
	6 月	3.5	南東	13.4	南西	30 日	164.8
	7 月	3.7	南西	14.8	南西	1 日	197.2
	8 月	3.8	南東	10.7	南南東	27 日	203.2
	9 月	4.1	北東	15.1	南西	22 日	178.1
	10 月	3.3	北北東	9.3	南南東	23 日	116.3
	11 月	3.1	北北西	15.7	南南西	28 日	158.3
	12 月	3.0	北北西	12.6	南西	21 日	241.8

出典：「気象統計情報」（気象庁県ホームページ）

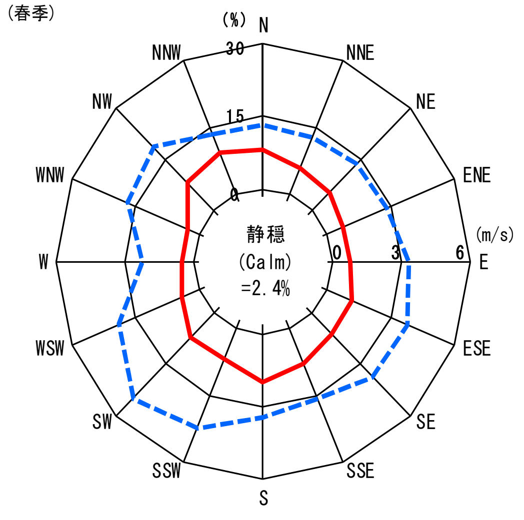

春（令和５年４月、５月、令和６年３月）

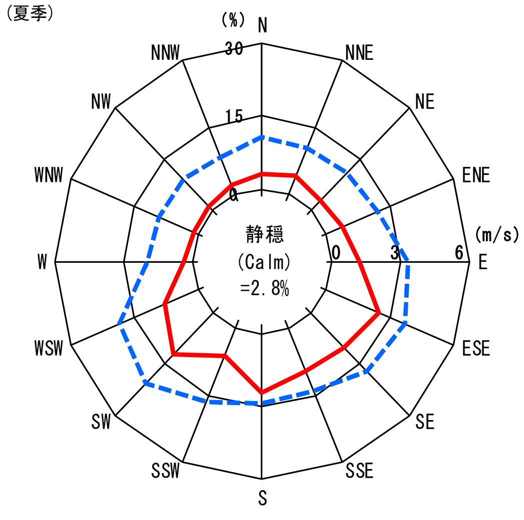

夏（令和５年６月～8 月）

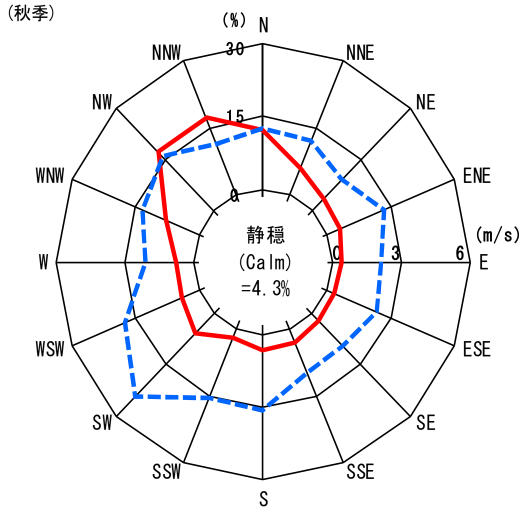

秋（令和５年９月～11 月）

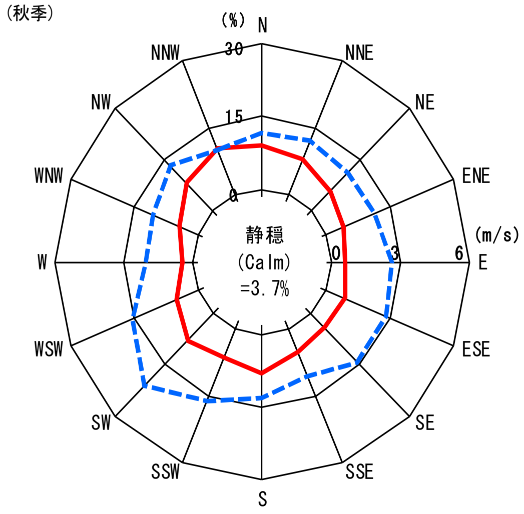

冬（令和５年 12 月、令和６年１月、２月）

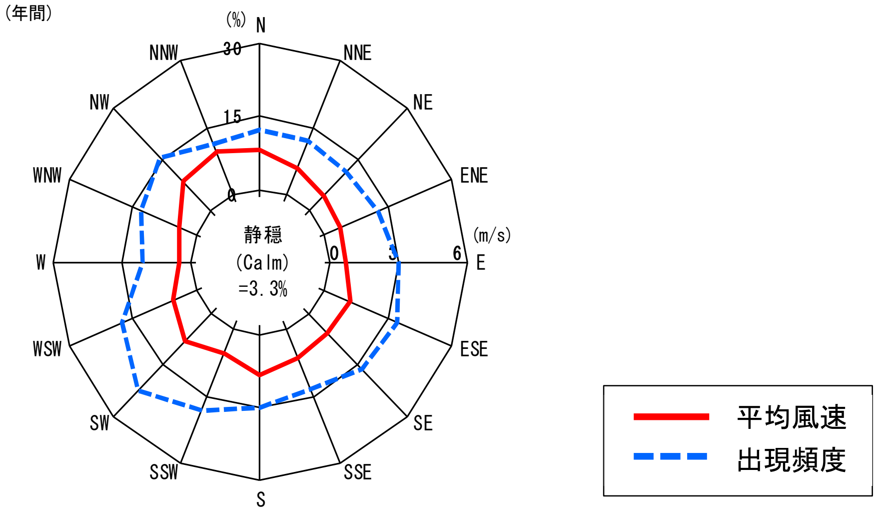

年間

出典：千葉市提供資料より集計

図 3-1-9　土気測定局における風配図（令和５年度）

3-1-3　水質の状況

1. 河川及び湖沼

対象事業実施区域及びその周囲では、国土交通省、千葉県、千葉市により公共用水域の水質測定計画及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく水質測定は実施されていないが、千葉市による独自の水質測定が実施されている。

対象事業実施区域及びその周囲で実施されている公共用水域の水質測定地点等の概要は表 3-1-18 に、測定地点の位置は図 3-1-10 にそれぞれ示すとおりである。

令和 5 年度の公共用水域の水質測定結果は、表 3-1-19 に示すとおりであり、すべての項目で環境目標値を満足している。

対象事業実施区域及びその周囲の水質のダイオキシン類については、対象事業実施区域から半径 2km の範囲に測定地点が存在しないことから、最寄りの測定地点である 3 地点における過去 5 年間の測定結果を用いて把握した。測定地点の概要は表 3-1-18 に、測定地点の位置は図 3-1-11 にそれぞれ示すとおりである。

ダイオキシン類の測定結果は、表 3-1-20 に示すとおりであり、令和 4 年度及び令和 5 年度において岩富橋では未測定だったものの、そのほかの 2 地点では、すべての年度で環境基準を満足している。

表 3-1-18　公共用水域水質測定地点等の概要

区分		水域名	番号	地点名	所在地	調査機関名
公共用水域水質調査 市独自調査	河川	鹿島川	1	平川橋	千葉市	千葉市
			2	下大和田 1146 番地地先		
ダイオキシン類 調査	河川	都川	3	都橋	千葉市	千葉市
		葭川	4	日本橋		
		鹿島川	5	岩富橋	佐倉市	佐倉市

出典：「令和 5 年度公共用水域水質調査結果」（千葉市ホームページ）
　　　「令和 5 年度ダイオキシン類に係る常時監視結果について」（千葉県ホームページ）

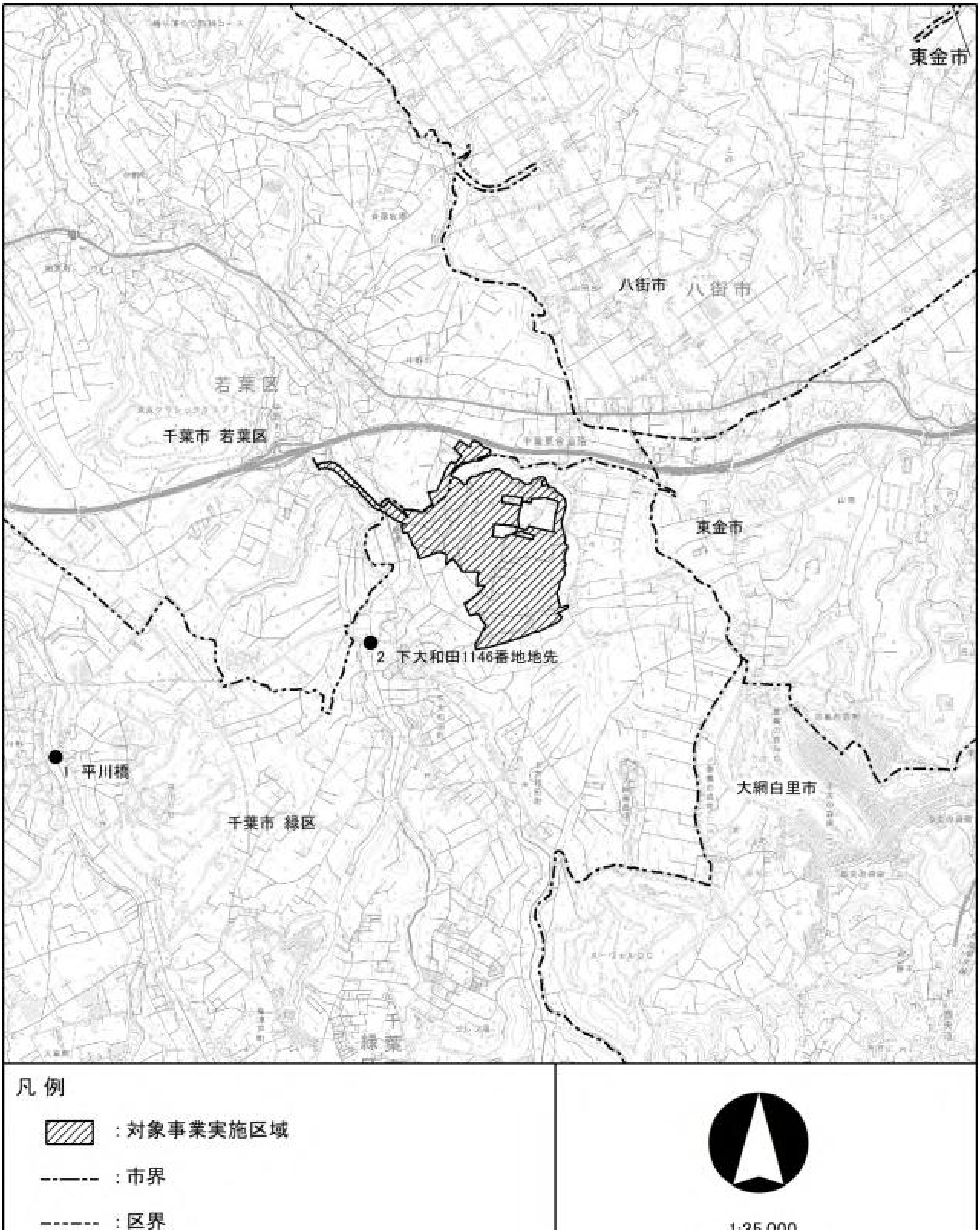

図 3-1-10 対象事業実施区域及びその周囲の水質測定地点位置図

出典：「令和５年度公共用水域水質調査結果」
（千葉県ホームページ）

出典：「令和５年度ダイオキシン類に係る常時監視結果について」
（千葉県ホームページ）

図 3-1-11　ダイオキシン類
測定地点（水質・底質）

表 3-1-19　水質測定結果（令和 5 年度）

項目			鹿島川		環境目標値
			番号：1	番号：2	
			平川橋	下大和田町 1146 番地地先	
生活環境項目	pH	平均値	8.2	7.9	-
	DO (mg/L)	平均値	11.6	12.4	7.5 以上
	BOD (mg/L)	75%値	1.5	0.9	2 以下
	COD (mg/L)	平均値	-	-	-
	SS (mg/L)	平均値	3	3	-
	大腸菌数 (CFU/100mL)	平均値	3300	720	-
	全窒素 (mg/L)	平均値	-	-	-
	全リン (mg/L)	平均値	-	-	-
	全亜鉛 (mg/L)	平均値	0.002	0.001	0.03 以下
健康項目	カドミウム	(mg/L)	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
	全シアン	(mg/L)	不検出	不検出	検出されないこと
	鉛	(mg/L)	<0.001	<0.001	0.01 以下
	六価クロム	(mg/L)	<0.005	<0.005	0.02 以下
	砒素	(mg/L)	<0.001	<0.001	0.01 以下
	総水銀	(mg/L)	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下
	アルキル水銀	(mg/L)	-	-	検出されないこと
	PCB	(mg/L)	-	-	検出されないこと
	ジクロロメタン	(mg/L)	<0.002	<0.002	0.02 以下
	四塩化炭素	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
	1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	<0.0004	<0.0004	0.004 以下
	1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	<0.002	<0.002	0.1 以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	<0.004	<0.004	0.04 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	<0.1	<0.1	1 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
	トリクロロエチレン	(mg/L)	<0.001	<0.001	0.01 以下
	テトラクロロエチレン	(mg/L)	<0.001	<0.001	0.01 以下
	1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
	チウラム	(mg/L)	-	-	0.006 以下
	シマジン	(mg/L)	-	-	0.003 以下
	チオベンカルブ	(mg/L)	-	-	0.02 以下
	ベンゼン	(mg/L)	<0.001	<0.001	0.01 以下
	セレン	(mg/L)	-	-	0.01 以下
	ふっ素	(mg/L)	<0.08	<0.08	0.8 以下
	ほう素	(mg/L)	<0.1	<0.1	1 以下
	1,4-ジオキサン	(mg/L)	-	-	0.05 以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/L)	1.1	3.3	10 以下

注 1）健康項目の測定値は年間平均値である。ただし、全シアンは最高値である。
注 2）「<」は定量下限値未満であることを示す。
出典：「令和 5 年度公共用水域水質調査結果」（千葉市ホームページ）

表 3-1-20　ダイオキシン類測定結果（水質）　　単位：pg-TEQ/L

区分	水域名	番号	地点名	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	環境基準
河川	都川	3	都橋	0.120	0.041	0.042	0.043	0.042	1 以下
	葭川	4	日本橋	0.110	0.040	0.037	0.040	0.039	
	鹿島川	5	岩富橋	0.240	0.170	0.530	-	-	

出典：「令和元年度ダイオキシン類に係る常時監視結果について」（千葉県ホームページ）
「令和 2 年度ダイオキシン類に係る常時監視結果について」（千葉県ホームページ）
「令和 3 年度ダイオキシン類に係る常時監視結果について」（千葉県ホームページ）
「令和 4 年度ダイオキシン類に係る常時監視結果について」（千葉県ホームページ）
「令和 5 年度ダイオキシン類に係る常時監視結果について」（千葉県ホームページ）

2. 地下水

公共用水域及び地下水の水質測定計画及びダイオキシン類対策特別措置法に基づき地下水の水質測定が行われている。平成 30 年度～令和 4 年度において、対象事業実施区域及びその周囲で実施された地下水の概況調査、その他調査（継続監視調査）、及びダイオキシン類に係る常時監視による地下水測定結果は、表 3-1-21(1)～(8)に示すとおりである。

千葉市緑区土気町で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素（令和 4 年度）が環境基準を超過している。

表 3-1-21(1)　地下水の水質測定結果（概況調査）　単位：mg/L

項目	平成 30 年度			令和元年度		環境基準
	千葉市	千葉市	八街市	千葉市	八街市	
	緑区 高津戸町	緑区 土気町	沖	若葉区 野呂町	沖	
井戸深度（m）	20	不明	67	不明	50	
用途	一般飲用	一般飲用	その他	一般飲用	その他	
カドミウム	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.003 以下
全シアン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
鉛	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.01 以下
六価クロム	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.05 以下
砒素	0.001	0.002	0.001	不検出	0.001	0.01 以下
総水銀	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.0005 以下
アルキル水銀	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
PCB	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
ジクロロメタン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.02 以下
四塩化炭素	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.002 以下
塩化ビニルモノマー	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.1 以下
1,2-ジクロロエチレン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.006 以下
トリクロロエチレン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.01 以下
テトラクロロエチレン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.002 以下
チウラム	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.006 以下
シマジン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.003 以下
チオベンカルブ	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.02 以下
ベンゼン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.01 以下
セレン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	8.2	7.0	9.5	2.0	10	10 以下
ふっ素	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.8 以下
ほう素	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	1 以下
1,4-ジオキサン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.05 以下

出典：「平成 30 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」（千葉県ホームページ）
「令和元年度公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」（千葉県ホームページ）
「令和 2 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」（千葉県ホームページ）
「令和 3 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」（千葉県ホームページ）
「令和 4 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」（千葉県ホームページ）

表 3-1-21 (2) 地下水の水質測定結果（概況調査） 単位：mg/L

項目	令和２年度				環境基準
	千葉市	千葉市	千葉市	八街市	
	若葉区 中野町	若葉区 野呂町	緑区 高田町	沖	
井戸深度 (m)	不明	不明	60	67	
用途	一般飲用	一般飲用	一般飲用	その他	
カドミウム	不検出	不検出	不検出	不検出	0.003 以下
全シアン	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
鉛	不検出	不検出	不検出	不検出	0.01 以下
六価クロム	不検出	不検出	不検出	不検出	0.05 以下
砒素	不検出	0.001	0.001	不検出	0.01 以下
総水銀	不検出	不検出	不検出	不検出	0.0005 以下
アルキル水銀	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
PCB	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
ジクロロメタン	不検出	不検出	不検出	不検出	0.02 以下
四塩化炭素	不検出	不検出	不検出	不検出	0.002 以下
塩化ビニルモノマー	不検出	不検出	不検出	不検出	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	不検出	不検出	不検出	不検出	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	不検出	不検出	不検出	不検出	0.1 以下
1,2-ジクロロエチレン	不検出	不検出	不検出	不検出	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	不検出	不検出	不検出	不検出	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	不検出	不検出	不検出	不検出	0.006 以下
トリクロロエチレン	不検出	不検出	不検出	不検出	0.01 以下
テトラクロロエチレン	不検出	不検出	不検出	不検出	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	不検出	不検出	不検出	不検出	0.002 以下
チウラム	不検出	不検出	不検出	不検出	0.006 以下
シマジン	不検出	不検出	不検出	不検出	0.003 以下
チオベンカルブ	不検出	不検出	不検出	不検出	0.02 以下
ベンゼン	不検出	不検出	不検出	不検出	0.01 以下
セレン	不検出	不検出	不検出	不検出	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	不検出	10	6.9	9.0	10 以下
ふっ素	不検出	不検出	不検出	不検出	0.8 以下
ほう素	不検出	不検出	不検出	不検出	1 以下
1,4-ジオキサン	不検出	不検出	不検出	不検出	0.05 以下

出典：「平成 30 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」（千葉県ホームページ）
「令和元年度公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」（千葉県ホームページ）
「令和２年度公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」（千葉県ホームページ）
「令和３年度公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」（千葉県ホームページ）
「令和４年度公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」（千葉県ホームページ）

表 3-1-21(3)　地下水の水質測定結果（概況調査）　単位：mg/L

項目	令和3年度	令和4年度				環境基準
	八街市	千葉市	千葉市	千葉市	千葉市	
	沖	若葉区 中野町	若葉区 中野町	緑区 下大和田町	緑区 下大和田町	
井戸深度（m）	67	30	60	不明	不明	
用途	観測井	一般飲用	一般飲用	一般飲用	一般飲用	
カドミウム	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.003 以下
全シアン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
鉛	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.01 以下
六価クロム	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.02 以下
砒素	不検出	0.002	0.001	0.001	不検出	0.01 以下
総水銀	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.0005 以下
アルキル水銀	-	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
PCB	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
ジクロロメタン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.02 以下
四塩化炭素	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.002 以下
塩化ビニルモノマー	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.1 以下
1,2-ジクロロエチレン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.006 以下
トリクロロエチレン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.01 以下
テトラクロロエチレン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.002 以下
チウラム	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.006 以下
シマジン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.003 以下
チオベンカルブ	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.02 以下
ベンゼン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.01 以下
セレン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	8.8	不検出	3.5	不検出	2.9	10 以下
ふっ素	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.8 以下
ほう素	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	1 以下
1,4-ジオキサン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.05 以下

出典：「平成30年度公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」（千葉県ホームページ）
「令和元年度公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」（千葉県ホームページ）
「令和2年度公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」（千葉県ホームページ）
「令和3年度公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」（千葉県ホームページ）
「令和4年度公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」（千葉県ホームページ）

表 3-1-21(4)　地下水の水質測定結果（概況調査）　　単位：mg/L

項目	令和4年度				環境基準
	千葉市	千葉市	八街市	大網白里市	
	緑区 土気町	緑区 土気町	沖	金谷郷	
井戸深度（m）	50	不明	67	10	
用途	一般飲用	一般飲用	観測井	生活用	
カドミウム	不検出	不検出	不検出	不検出	0.003 以下
全シアン	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
鉛	不検出	不検出	不検出	不検出	0.01 以下
六価クロム	不検出	不検出	不検出	不検出	0.02 以下
砒素	不検出	不検出	不検出	不検出	0.01 以下
総水銀	不検出	不検出	不検出	不検出	0.0005 以下
アルキル水銀	不検出	不検出	-	-	検出されないこと
PCB	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
ジクロロメタン	不検出	不検出	不検出	不検出	0.02 以下
四塩化炭素	不検出	不検出	不検出	不検出	0.002 以下
塩化ビニルモノマー	不検出	不検出	不検出	不検出	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	不検出	不検出	不検出	不検出	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	不検出	不検出	不検出	不検出	0.1 以下
1,2-ジクロロエチレン	不検出	不検出	不検出	不検出	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	不検出	不検出	不検出	不検出	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	不検出	不検出	不検出	不検出	0.006 以下
トリクロロエチレン	不検出	不検出	不検出	不検出	0.01 以下
テトラクロロエチレン	不検出	不検出	不検出	不検出	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	不検出	不検出	不検出	不検出	0.002 以下
チウラム	不検出	不検出	不検出	不検出	0.006 以下
シマジン	不検出	不検出	不検出	不検出	0.003 以下
チオベンカルブ	不検出	不検出	不検出	不検出	0.02 以下
ベンゼン	不検出	不検出	不検出	不検出	0.01 以下
セレン	不検出	不検出	不検出	不検出	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	14	3.8	8.9	不検出	10 以下
ふっ素	不検出	不検出	不検出	0.17	0.8 以下
ほう素	不検出	不検出	不検出	0.1	1 以下
1,4-ジオキサン	不検出	不検出	不検出	不検出	0.05 以下

出典：「平成30年度公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」（千葉県ホームページ）
「令和元年度公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」（千葉県ホームページ）
「令和2年度公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」（千葉県ホームページ）
「令和3年度公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」（千葉県ホームページ）
「令和4年度公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」（千葉県ホームページ）

表 3-1-21 (5)　地下水の水質測定結果（継続監視調査）　単位：mg/L

項目	平成30年度			令和元年度			環境基準
	千葉市	千葉市	大網白里市	千葉市	千葉市	大網白里市	
	若葉区 中野町	緑区 下大和田町	金谷郷	若葉区 中野町	緑区 下大和田町	金谷郷	
井戸深度（m）	不明	不明	30	不明	不明	30	
用途	一般飲用	一般飲用	一般飲用	一般飲用	一般飲用	一般飲用	
鉛	－	－	0.035	－	－	0.038	0.01以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	27	29	－	27	29	－	10以下

出典：「平成30年度公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」（千葉県ホームページ）
「令和元年度公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」（千葉県ホームページ）

表 3-1-21(6)　地下水の水質測定結果（継続監視調査）　単位：mg/L

項目	令和2年度			令和3年度			環境基準
	千葉市	千葉市	大網白里市	千葉市	千葉市	大網白里市	
	若葉区 中野町	緑区 下大和田町	金谷郷	若葉区 中野町	緑区 下大和田町	金谷郷	
井戸深度（m）	不明	不明	30	不明	30.0	30	
用途	一般飲用	一般飲用	一般飲用	一般飲用	一般飲用	その他	
鉛	－	－	0.025	-	-	0.026	0.01以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	27	25	－	27	23	-	10以下

出典：「令和2年度公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」（千葉県ホームページ）
「令和3年度公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」（千葉県ホームページ）

表 3-1-21(7)　地下水の水質測定結果（継続監視調査）　単位：mg/L

項目	令和4年度			環境基準
	千葉市	千葉市	大網白里市	
	若葉区 中野町	緑区 下大和田町	金谷郷	
井戸深度（m）	不明	30	30	
用途	一般飲用	一般飲用	その他	
鉛	-	-	0.042	0.01以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	26	20	-	10以下

出典：「令和4年度公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」（千葉県ホームページ）

表 3-1-21(8)　ダイオキシン類測定結果（地下水）　単位：pg-TEQ/L

区分	地点名	測定結果	測定年度	環境基準
地下水	千葉市緑区おゆみ野南4丁目	0.035	令和3年度	1以下
	大網白里市南横川	0.062	令和2年度	
	東金市家之子	0.073	令和2年度	
	千葉市緑区おゆみ野中央	0.030	平成30年度	
	千葉市若葉区大宮台	0.030	平成30年度	

出典：「平成30年度ダイオキシン類に係る常時監視結果について」（千葉県ホームページ）
「令和2年度ダイオキシン類に係る常時監視結果について」（千葉県ホームページ）
「令和3年度ダイオキシン類に係る常時監視結果について」（千葉県ホームページ）

3-1-4　水象の状況

対象事業実施区域及びその周囲は鹿島川流域に位置しており、鹿島川が対象事業実施区域の西側を南から北に流れている。国土交通省及び県が管理する 2 級河川以上の対象事業実施区域及びその周囲を流れる河川の概要は表 3-1-22 に、河川等の位置は図 3-1-12 にそれぞれ示すとおりである。

表 3-1-22　対象事業実施区域及びその周囲の河川の概要（2 級河川以上）

水系	河川名	区域		延長(km)	管理者	等級
		上流端	下流端			
利根川	鹿島川	千葉市若葉区下泉町地先の県道千葉川上八街線橋下流端	西印旛沼への流入点	18.9（指定延長） 2.0（管内延長）	国土交通省	1 級

出典：「千葉県統計年鑑(令和 5 年)」（千葉県ホームページ）
「千葉土木事務所管内図」（令和 4 年 3 月、千葉県千葉土木事務所）
「千葉市河川図」（平成 14 年 3 月、千葉市）

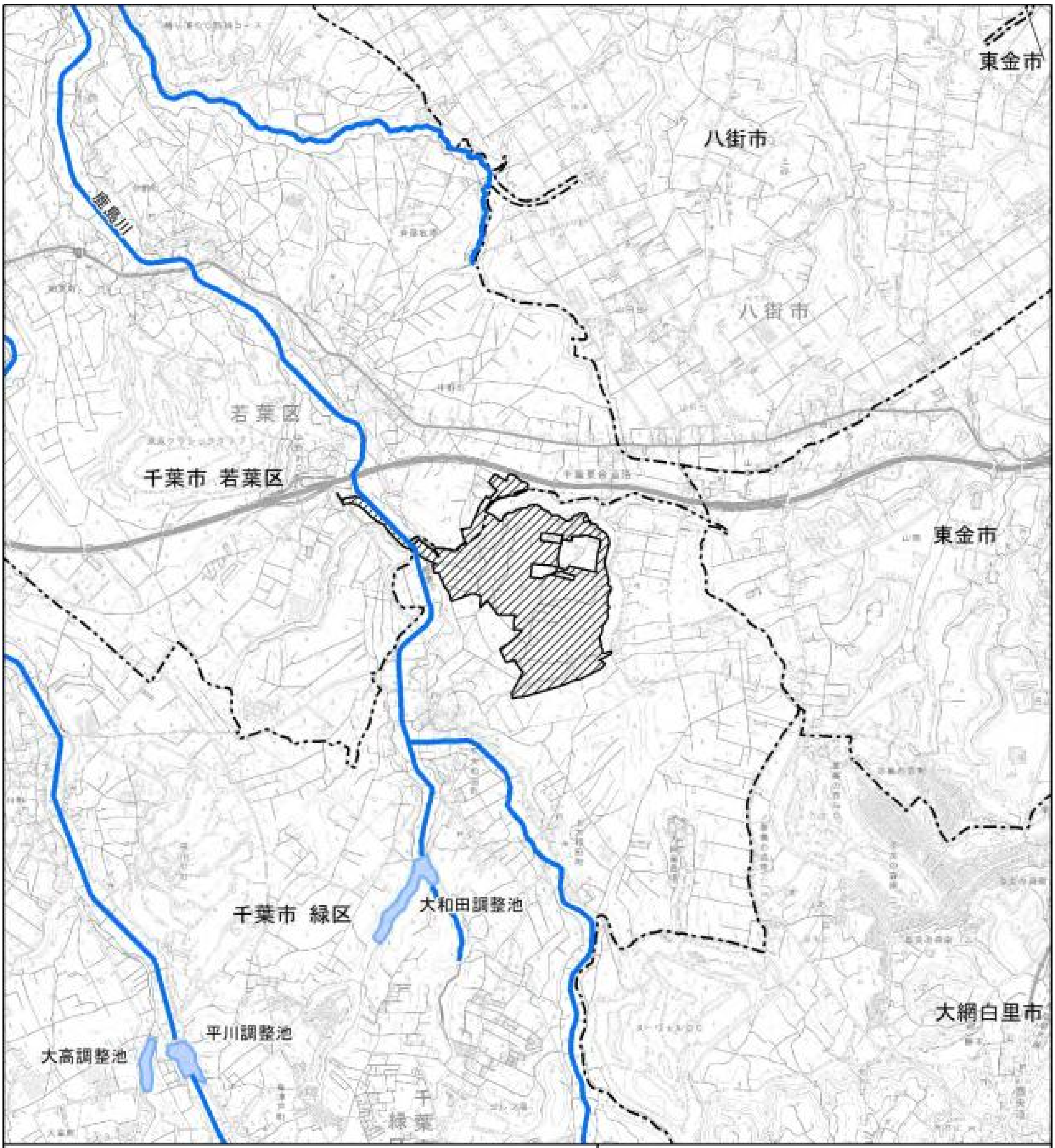

凡 例

: 対象事業実施区域

: 市界

: 区界

: 河川

: 貯水池等

1:35,000

0　0.5　1　1.5　2 km

出典：「千葉県統計年鑑（令和５年）」（千葉県ホームページ）
「千葉土木事務所管内図」（令和４年３月、千葉県千葉土木事務所）
「千葉市河川図」（平成 14 年３月、千葉市）

図 3-1-12　河川等位置図

3-1-5　水底の底質

対象事業実施区域及びその周囲における公共用水域の水質測定計画に基づく底質の調査は、実施されていない。

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく底質の調査が都川の都橋、葭川の日本橋、鹿島川の岩富橋で実施されており、調査結果は、表 3-1-23 に示すとおり、各地点とも環境基準を満足している。

なお、同一名称の測定地点は水質測定地点と同一であり、測定地点の位置は、図 3-1-11（「3-1-3 水質の状況」参照）に示すとおりである。

表 3-1-23　対象事業実施区域及びその周囲の底質測定結果

単位：pg-TEQ/L

項目	河川	地点名	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 度	令和 4 年度	令和 5 年度	環境 基準
ダイオキシン類	都川	都橋	0.49	7.0	0.35	1.1	0.74	150 以下
	葭川	日本橋	0.61	0.83	0.74	0.74	0.61	
	鹿島川	岩富橋	0.39	0.30	0.66	−	−	

出典：「ダイオキシン類に係る常時監視結果について（令和元年～令和 5 年度）」（千葉県ホームページ）

3-1-6　騒音及び低周波音の状況

対象事業実施区域及びその周囲で令和元年度以降に実施されている環境騒音及び道路交通騒音の調査地点等の概要は表 3-1-24 及び表 3-1-25 に、調査地点の位置は図 3-1-13～図 3-1-14 に、調査結果は表 3-1-26 及び表 3-1-27 にそれぞれ示すとおりである。

表 3-1-24　環境騒音調査地点の概要

市	地域種別	番号	地点名	用途地域	調査年度	実施主体
千葉市	一般地域	1	平川公園	市街化調整区域	令和 2 年度	千葉市
		2	高津戸町公園	市街化調整区域	令和 5 年度	
		3	土気もみじヶ丘公園	市街化調整区域	令和 6 年度	

出典：「一般環境騒音測定結果」（千葉市ホームページ）

表 3-1-25　道路交通騒音調査地点の概要

市	調査種別	番号	道路名	測定場所	調査日	実施主体
千葉市	常時監視	1	一般国道 126 号（千葉東金道路）	千葉市若葉区中野町	令和 4 年 12 月 15 日～16 日	千葉市
		2	一般国道 126 号（千葉東金道路）	千葉市若葉区中野町	令和 4 年 12 月 15 日～16 日	
		3	一般県道 土気停車場千葉中線	千葉市緑区下大和田町	令和 3 年 11 月 29 日～30 日	
八街市		4	一般国道 126 号	八街市山田台	令和 5 年 2 月 8 日～9 日	八街市
		5	一般県道 東金山田台線	八街市滝台	令和 6 年 1 月 23 日～24 日	
		6	主要地方道 山田台大網白里線	八街市山田台	令和 5 年 2 月 8 日～9 日	
		7	一般県道 岩富山田台線	八街市山田台	令和 5 年 2 月 8 日～9 日	
東金市		8	一般国道 126 号（千葉東金道路）	東金市山田	令和 3 年 11 月 25 日～26 日	東金市
大網白里市		9	主要地方道 山田台大網白里線	大網白里市金谷郷	令和 2 年 2 月 27 日～28 日	大網白里市
		10	主要地方道 山田台大網白里線	大網白里市季美の森南 1 丁目 8	令和 5 年 11 月 9 日～10 日	

出典：「自動車騒音の測定結果と面的評価について」（千葉県ホームページ）
「環境展望台 環境 GIS 自動車騒音の常時監視結果」（国立環境研究所ホームページ）

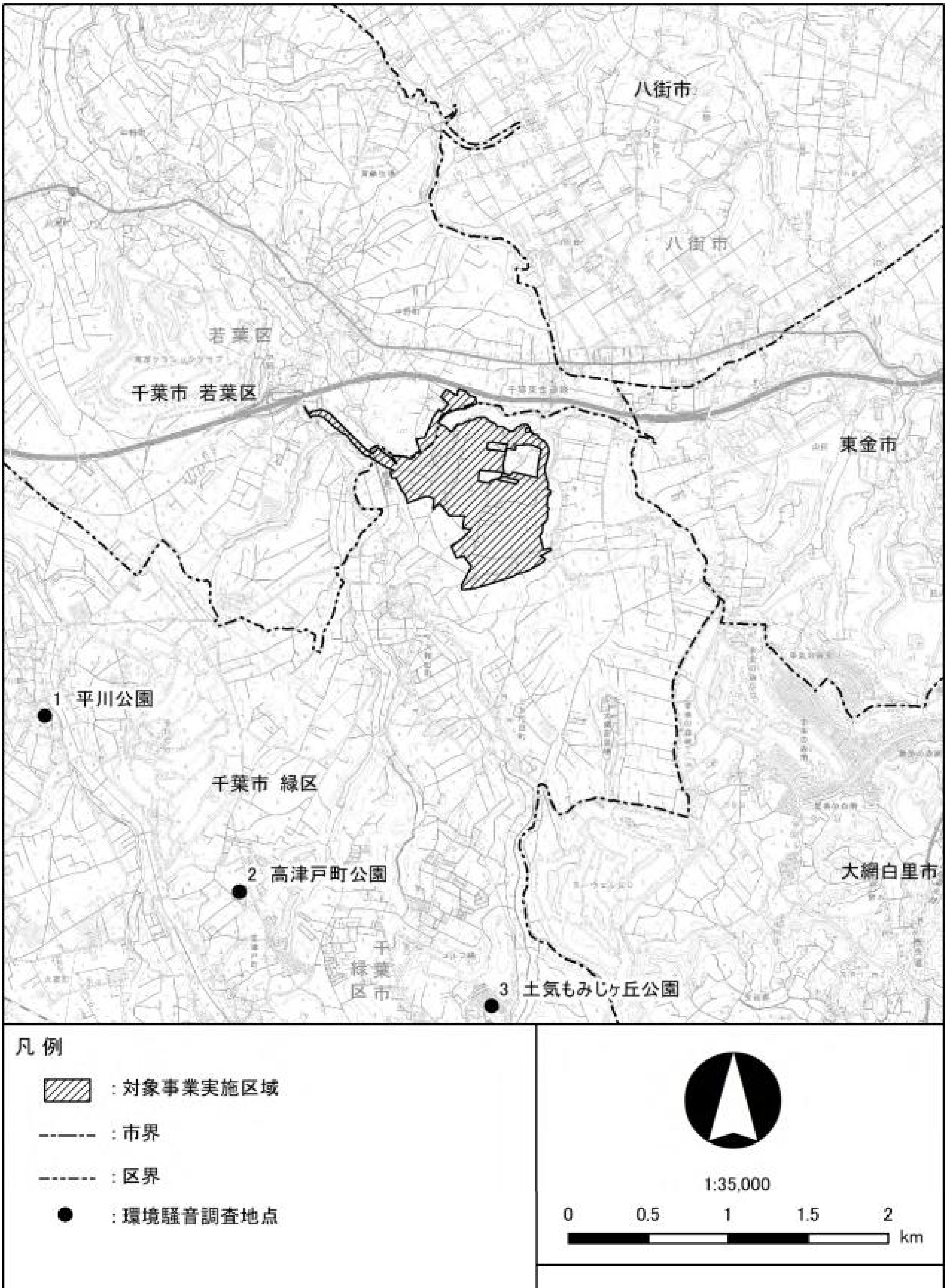

出典：「一般環境騒音測定結果」（千葉市ホームページ）

図 3-1-13 環境騒音の調査地点位置図

凡 例

- ：対象事業実施区域
- ：市界
- ：区界
- ：道路交通騒音調査地点
- ：高速自動車国道・有料道路
- ：国道
- ：主要地方道
- ：県道

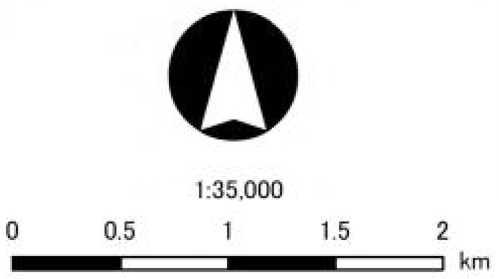

出典：「自動車騒音の測定結果と面的評価について」（千葉県ホームページ）
「環境展望台 環境 GIS 自動車騒音の常時監視結果」（国立環境研究所ホームページ）

図 3-1-14 道路交通騒音の調査地点位置図

表 3-1-26　環境騒音の調査結果

単位：dB

市	地域種別	番号	地点名	時間区分	調査結果騒音レベル(LAeq)	環境基準
千葉市	一般地域	1	平川公園	昼間	45	55
				夜間	38	45
		2	高津戸町公園	昼間	43	55
				夜間	35	45
		3	土気もみじヶ丘公園	昼間	44	55
				夜間	33	45

出典：「一般環境騒音測定結果」（千葉市ホームページ）

表 3-1-27　道路交通騒音の調査結果

単位：dB

市	調査種別	番号	道路名	測定場所	時間区分	調査結果騒音レベル(L_{Aeq})	環境基準
千葉市	常時監視	1	一般国道 126 号（千葉東金道路）	千葉市若葉区中野町	昼間	64	70
					夜間	59	65
		2	一般国道 126 号（千葉東金道路）	千葉市若葉区中野町	昼間	71	70
					夜間	65	65
千葉市		3	一般県道土気停車場千葉中線	千葉市緑区下大和田町	昼間	67	70
					夜間	60	65
八街市		4	一般国道 126 号	八街市山田台	昼間	70	70
					夜間	67	65
		5	一般県道東金山田台線	八街市滝台	昼間	66	70
					夜間	60	65
		6	主要地方道山田台大網白里線	八街市山田台	昼間	66	70
					夜間	61	65
		7	一般県道岩富山田台線	八街市山田台	昼間	71	70
					夜間	64	65
東金市		8	一般国道 126 号（千葉東金道路）	東金市山田	昼間	54	70
					夜間	49	65
大網白里市		9	主要地方道山田台大網白里線	大網白里市金谷郷	昼間	64	70
					夜間	57	65
		10	主要地方道山田台大網白里線	大網白里市季美の森南１丁目８	昼間	67	70
					夜間	63	65

出典：「自動車騒音の測定結果と面的評価について」（千葉県ホームページ）
「環境展望台 環境 GIS 自動車騒音の常時監視結果」（国立環境研究所ホームページ）

対象事業実施区域最寄りの環境騒音調査地点は南南西側約 2.5km に位置する高津戸町公園であり、令和5年度の調査結果は昼間 43dB、夜間 35dB と環境基準を満足している。

道路交通騒音の調査結果は、No.2 地点（国道 126 号（千葉東金道路））は昼間のみ環境基準超過、No.4 地点（国道 126 号）は夜間のみ環境基準超過、No.7 地点（岩富山田台線）が昼間で環境基準を超過している。

低周波音について、対象事業実施区域及びその周囲の位置する地方公共団体のホームページを確認したところ、対象事業実施区域及びその周囲で低周波音に係る調査を実施したとする記録は確認できなかった。

千葉県では環境研究センターにおいて食品工場や他の施設に係る苦情他に対応するため、低周波音の測定を実施したとする報告が平成 13 年度・平成 15 年度・平成 22 年度の「環境研究センター年報」（千葉県ホームページ）において紹介されていたが、実施市町村等の記載はなかった。

3-1-7　振動の状況

対象事業実施区域及びその周囲で実施されている道路交通振動の調査地点等の概要は表 3-1-28 に、調査結果は表 3-1-29 にそれぞれ示すとおりである。

道路交通振動の調査結果は、すべての地点において要請限度を満足している。

表 3-1-28　道路交通振動調査地点の概要

市	調査種別	番号	道路名	測定場所	調査日	実施主体
千葉市	要請限度	1	一般国道 16 号（京葉道路）	千葉市若葉区加曽利町	令和 5 年 11 月 28 日～29 日	千葉市
		2	一般国道 51 号	千葉市若葉区若松町	令和 5 年 11 月 29 日～30 日	
		3	主要地方道千葉茂原線	千葉市緑区古市場町	令和 5 年 11 月 27 日～28 日	

出典：「2024 年版千葉市環境白書」（令和 7 年 1 月、千葉市）

表 3-1-29　道路交通振動の調査結果

単位：dB

市	調査種別	番号	道路名	測定場所	時間区分	調査結果 振動レベル（L_{10}）	要請限度
千葉市	要請限度	1	一般国道 16 号（京葉道路）	千葉市若葉区加曽利町	昼間	44	65
					夜間	42	60
		2	一般国道 51 号	千葉市若葉区若松町	昼間	51	65
					夜間	49	60
		3	主要地方道千葉茂原線	千葉市緑区古市場町	昼間	44	65
					夜間	38	60

出典：「2024 年版千葉市環境白書」（令和 7 年 1 月、千葉市）

3-1-8　悪臭の状況

悪臭について、対象事業実施区域及びその周囲の位置する地方公共団体のホームページ（環境白書、環境基本計画等）を確認したところ、対象事業実施区域及びその周囲で悪臭に係る調査を実施したとする記録は確認できなかった。

3-1-9　地形及び地質等の状況

1. 地形

対象事業実施区域及びその周囲の地形分類図は、図 3-1-15 に示すとおりである。

対象事業実施区域は下総台地に含まれ、下総台地全体としては南東端に位置している。下総台地の高度は、土気付近で 100mに達するが、北の八街で 45m、北東の松尾で 40mと北及び北東に向かって次第に高度が低下する。土気付近は土気台地に分類され、ここは下総台地の中で最も高度が高い地域であり、北への面の傾斜が最も大きな台地である。また、北流する河谷による浸食をかなり受け、土気の南では丘陵化している所もある。対象事業実施区域周辺の大和田、平川では下総台地の原面より 5～7mほど低くかつ幅の広い台地となっている。

なお、対象事業実施区域及びその周囲には、「日本の地形レッドデータブック第 1 集新装版」（古今書院、平成 12 年 12 月）及び「日本の地形レッドデータブック第 2 集」（古今書院、平成 14 年 3 月）による「保存すべき地形」は存在しない。

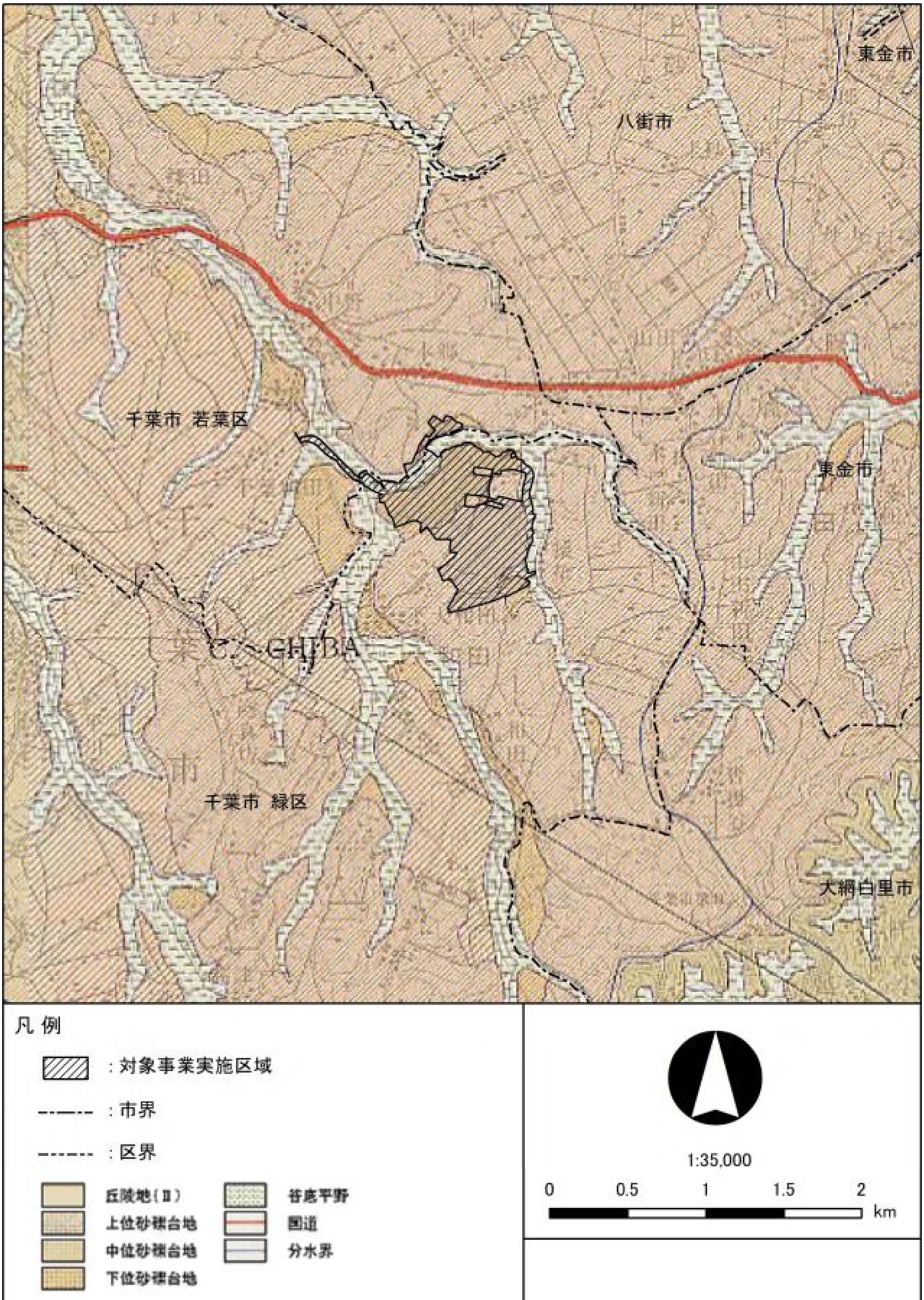

図 3-1-15　地形分類図

出典：「土地分類基本調査図(地形分類図)東金・木戸」
(昭和 52 年 7 月、千葉県)

2. 地質

対象事業実施区域及びその周囲の表層地質図は、図 3-1-16 に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲は、火山性岩石（ローム）となっており、河川に沿って泥がち堆積物、砂がち堆積物がみられる。

3. 湧水

対象事業実施区域及びその周囲の湧水の概要は表 3-1-30 に、位置は図 3-1-17 にそれぞれ示すとおりである。

表 3-1-30　対象事業実施区域及びその周囲の湧水

番号	湧水の名称	湧水の所在地	概要
1	中野町湧水	千葉市若葉区中野町	東金市との市境界に近い千葉市若葉区の東縁部にあり、台地が緩やかに谷に向かって斜傾するところの谷津頭から滔々と湧き出している。

出典：「ちばの湧水めぐり」（平成 22 年 7 月、特定非営利活動法人水環境研究所）

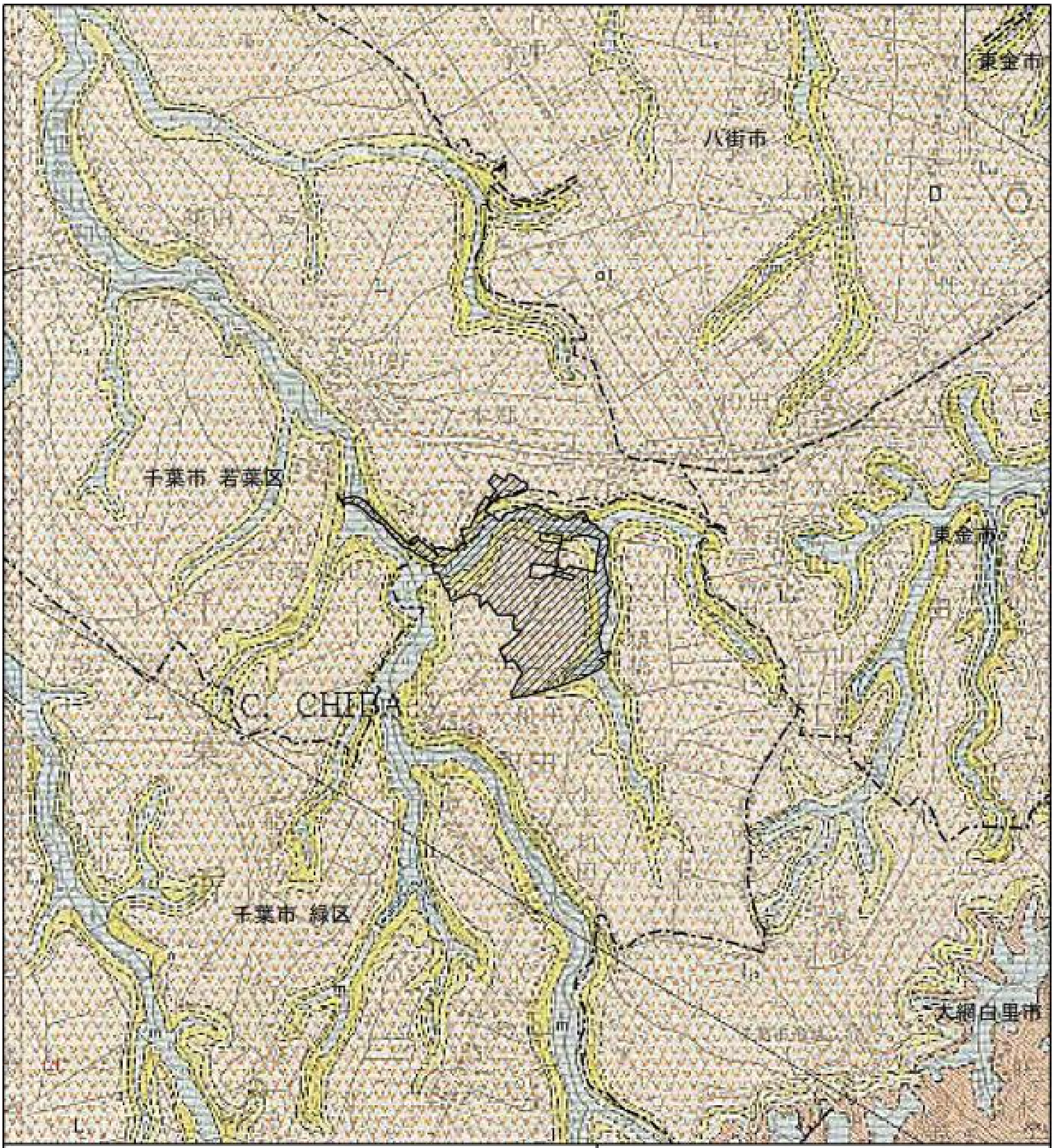

凡例

:対象事業実施区域

:市界

:区界

未固結堆積物

- 埋立地堆積物
- 泥がち堆積物
- 砂がち堆積物
- 泥1
- 砂1
- 砂2
- 砂3

火山性岩石

- ローム1
- ローム2
- ローム3

1:35,000

0 0.5 1 1.5 2 km

図 3-1-16　表層地質図

出典：「土地分類基本調査図(表層地質図)東金・木戸」
(昭和 52 年 7 月、千葉県)

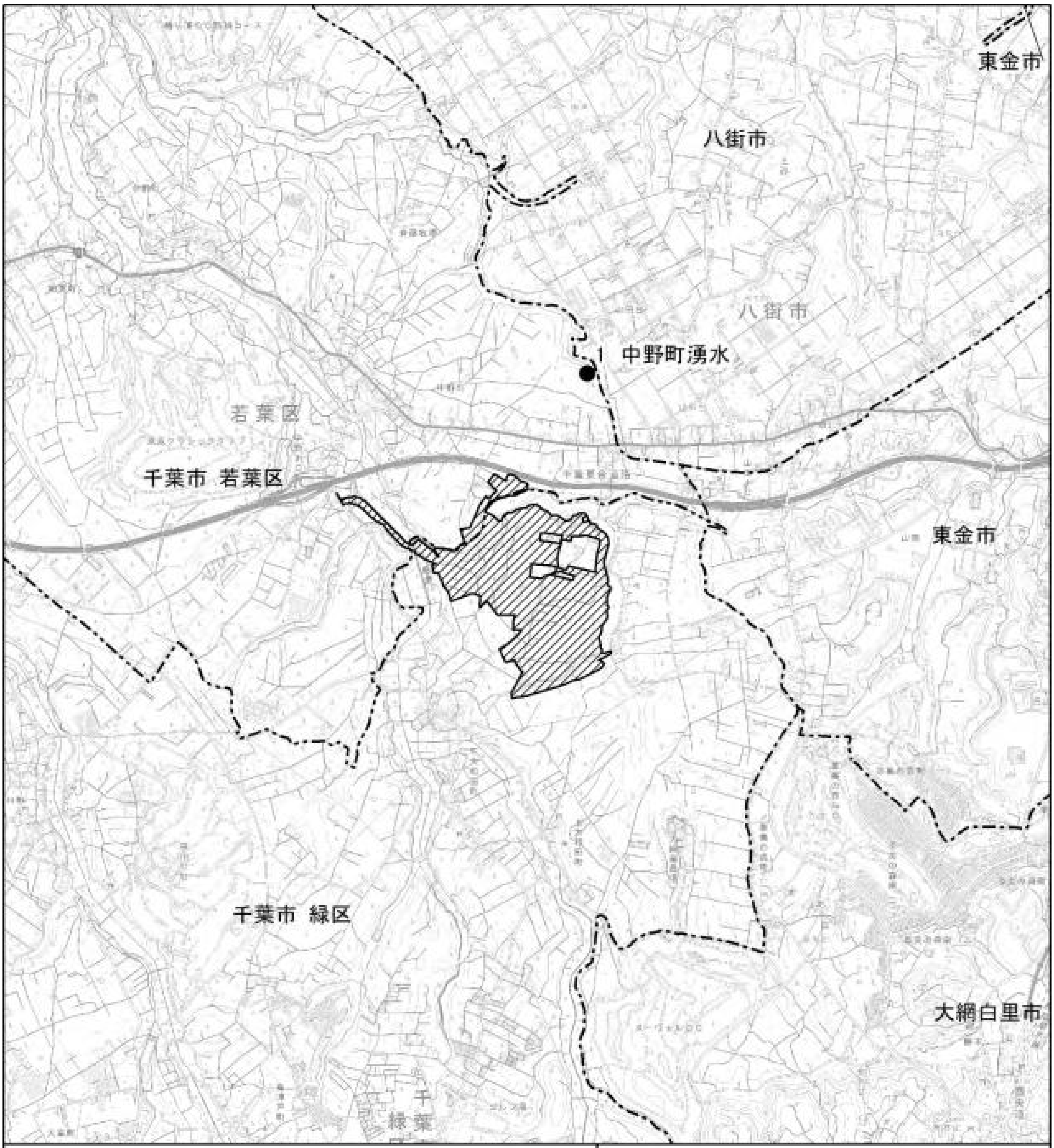

凡 例

- ：対象事業実施区域
- ：市界
- ：区界
- ：湧水

出典：「ちばの湧水めぐり」（平成 22 年 7 月、特定非営利活動法人 水環境研究所）

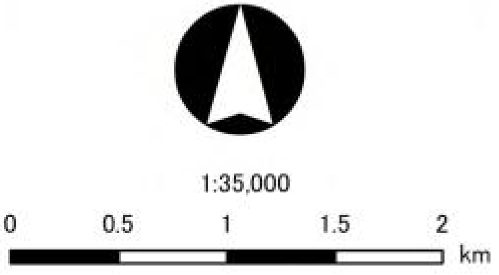

図 3-1-17 対象事業実施区域及び その周囲の湧水位置図

3-1-10　地盤の状況

対象事業実施区域が位置する千葉県では、地盤沈下の防止対策の基礎資料を得ることを目的に、毎年地盤変動調査を実施している。対象事業実施区域及びその周囲における水準測量の測定結果は表 3-1-31 に、測定地点は図 3-1-18 にそれぞれ示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲は、大網白里市土気飛地 18765 を除き、年間沈下量 3cm 未満の区域である。

表 3-1-31　水準点の変動状況

水準点番号	所在地	変動量(mm)					5年間の累計変動量(mm)
		平成31年1月～令和2年1月	令和2年1月～令和3年1月	令和3年1月～令和4年1月	令和4年1月～令和5年1月	令和5年1月～令和6年1月	
35-278-005	千葉市若葉区 和泉町 199	-0.3	-1.8	+2.7	-5.9	-8.0	-13.3
C-76	千葉市若葉区 中野町 1698	-5.6	-1.1	+2.2	-3.0	-8.0	-15.5
C-77	千葉市緑区 下大和田町 864	-4.6	-4.3	+3.1	-4.6	-9.2	-19.6
C-78	千葉市緑区 下大和田町 59	-6.6	-3.1	+0.9	-2.1	-8.6	-19.5
T-1	千葉市緑区 土気町 1400	-4.6	-5.1	+0.0	-2.0	-9.5	-21.2
35-278-007	八街市 山田台 178	-8.4	-4.3	+0.4	-0.8	-15.6	-28.7
35-278-009	大網白里市 土気飛地 1876	-2.2	-9.5	-0.5	-2.2	-15.8	-30.2

出典：「千葉県水準測量成果表」（千葉県ホームページ）
「ちば情報マップ」（千葉県ホームページ）

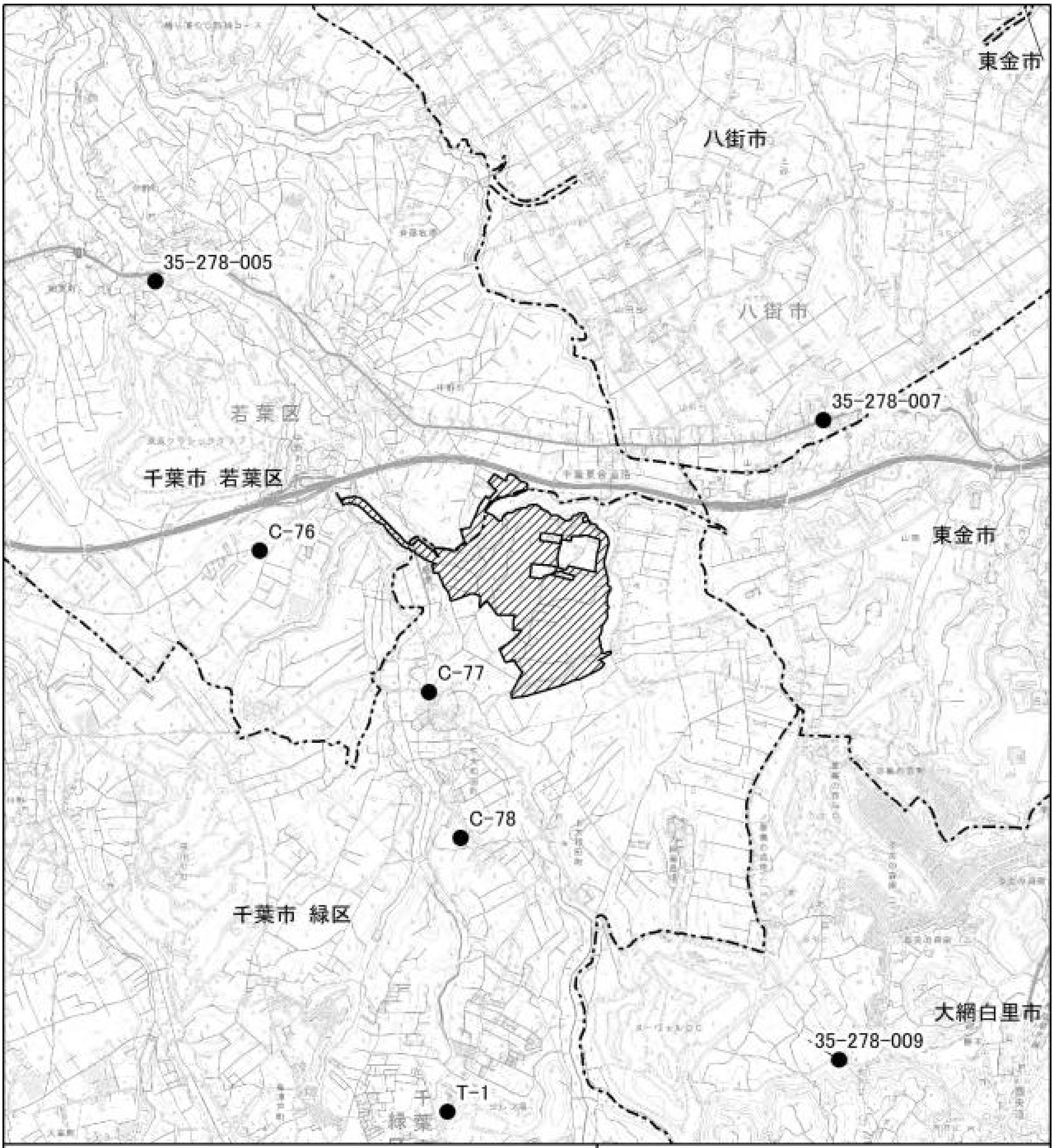

凡例

- 斜線：対象事業実施区域
- 一点鎖線：市界
- 破線：区界
- ●：水準測量測定地点

1:35,000

0　0.5　1　1.5　2 km

図 3-1-18　水準測量測定地点位置図

出典：「千葉県水準測量成果表」（千葉県ホームページ）
「ちば情報マップ」（千葉県ホームページ）

3-1-11　土壌の状況

1. 土壌

対象事業実施区域及びその周囲の土壌図は、図 3-1-19 に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲は地形分類図（図 3-1-15 参照）に示すとおり台地となっており、土壌は主に黒ボク土壌の八街統及び八街F統となっており、川沿いの低地は、黒部統や下総統などグライ土壌となっている。

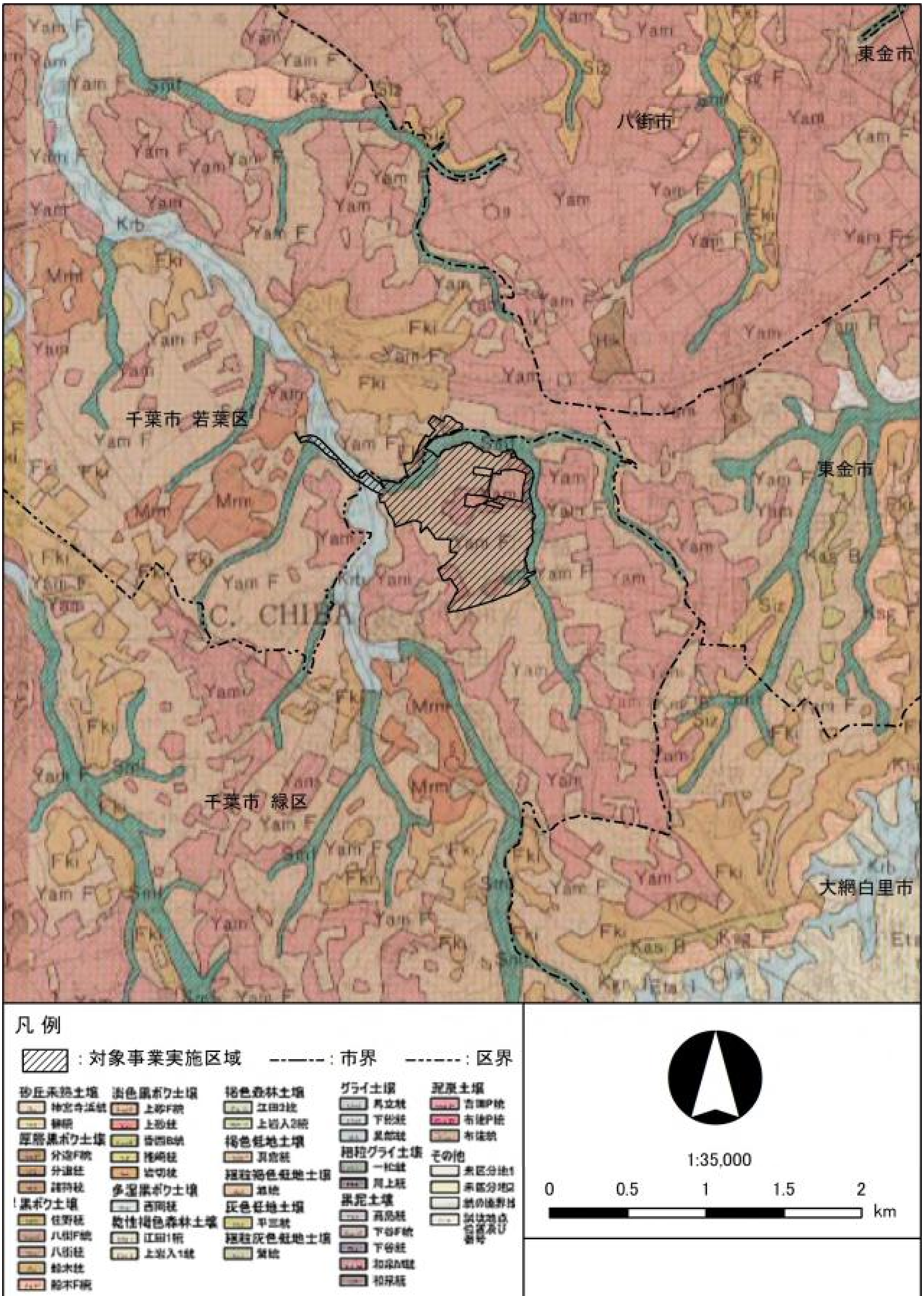

図 3-1-19　土壌図

出典：「土地分類基本調査図(土壌図)東金・木戸」
(昭和 52 年 7 月、千葉県)

2. 土壌汚染

千葉県ホームページの「土壌汚染対策法に基づく要措置区域及び形質変更要届出区域」によると、対象事業実施区域及びその周囲には、形質変更時要届出区域として千葉市緑区大野台一丁目4番9、4番10が指定されており（令和4年1月）、要措置区域は存在しない。

また、平成30年度～令和5年度において、対象事業実施区域及びその周囲で実施されたダイオキシン類土壌調査結果は表 3-1-32に、調査地点は図 3-1-20にそれぞれ示すとおりである。調査結果は1.0pg-TEQ/g～6.4pg-TEQ/gであり、すべての地点で環境基準を下回っている。

表 3-1-32　ダイオキシン類土壌調査結果

番号	市名	調査区分	調査年度	調査地点	調査結果 (pg-TEQ/g)	環境基準 (pg-TEQ/g)
1	千葉市	一般環境	令和3年	千葉市立土気南小学校	1.0	1000以下
2	大網白里市	一般環境	平成30年	大網白里市みずほ台近隣公園	4.4	
3	大網白里市	一般環境	令和5年	大網白里市みどりが丘近隣公園	6.4	

出典：「ダイオキシン類常時監視測定結果」（千葉県ホームページ）

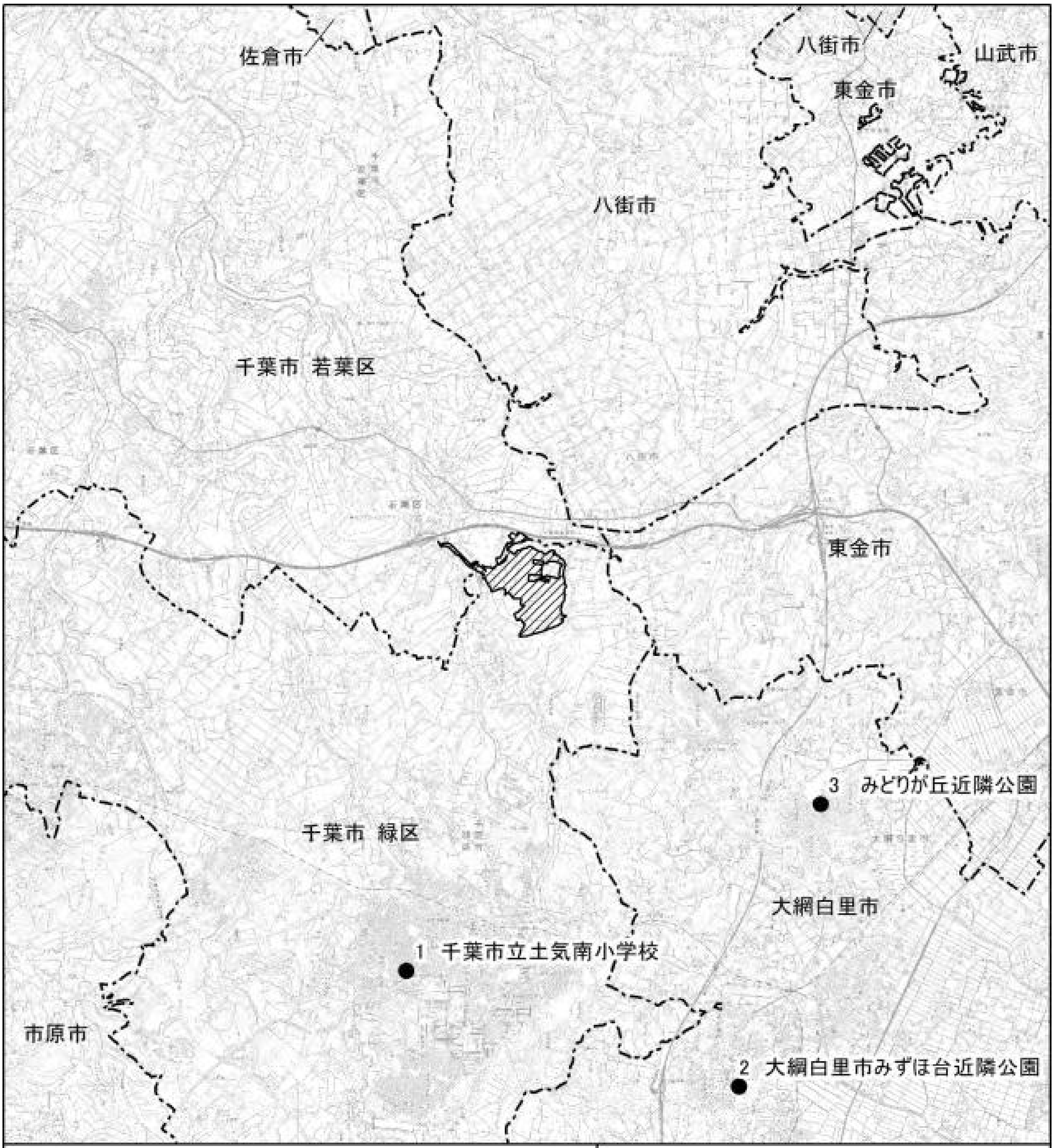

凡 例

- ：対象事業実施区域
- ：市界
- ：区界
- ：ダイオキシン類土壌調査地点

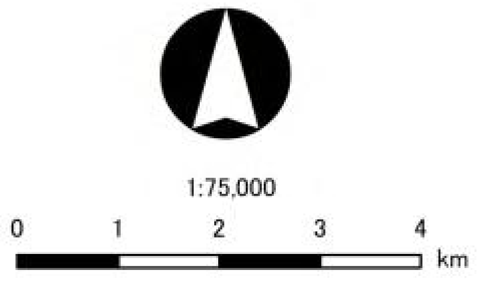

図 3-1-20 ダイオキシン類土壌調査地点位置図

出典：「ダイオキシン類常時監視測定結果」（千葉県ホームページ）

3-1-12　植物の生育及び植生の状況

1. 植物相の状況

植物相の状況については、文献調査を行い整理した。確認した文献等は表 3-1-33 に示すとおりである。

表 3-1-33　植物相の確認文献等

文献名		整理の対象とした種
1	「千葉県の保護上重要な野生生物-千葉県レッドデータブック-植物・菌類編(2023 年改訂版)」（令和 5 年 7 月、千葉県環境生活部自然保護課）	千葉市、八街市、東金市、大網白里市で確認された維管束植物、非維管束植物
2	「千葉市の保護上重要な野生生物-千葉市レッドリスト-」（平成 16 年 5 月、千葉市環境局環境保全部　環境保全推進課）	千葉市で確認された維管束植物、非維管束植物
3	「いきものログ」（環境省　生物多様性センターホームページ）	千葉市（若葉区、緑区）、八街市、東金市、大網白里市で確認された維管束植物
4	「谷津田だより」（ちば・谷津田フォーラムホームページ）	全ての調査・活動範囲で確認された維管束植物、非維管束植物
5	「東金市史（通史篇上六）」（平成 5 年 12 月、東金市役所）	東金市で確認された維管束植物
6	「八街市史研究　創刊号」（平成 6 年 11 月、八街市史研究会）	八街市で確認された維管束植物
7	「ふるさとの野山を歩こう　とうがね自然ウォッチング」（平成 17 年 3 月、東金市環境保全課）	東金市で確認された維管束植物、非維管束植物

文献調査により、対象事業実施区域及びその周辺で維管束植物として 143 科 910 種、非維管束植物として蘚苔類が 20 科 25 種、藻類が 6 科 12 種、地衣類が 5 科 19 種、大型菌類が 17 科 36 種が確認された。

2. 重要な種（植物）の状況

文献調査で確認された種について、国、県及び各自治体が指定する選定根拠に基づき重要な種の指定状況を整理した。

(1) 重要な種（植物）の選定根拠・基準

重要な種の選定根拠は表 3-1-34 に、選定基準は表 3-1-35 にそれぞれ示すとおりである。

表 3-1-34　重要な種（植物）の選定根拠

選定根拠			選定基準
法令による指定	①	「文化財保護法」 (昭和 25 年 5 月 30 日　法律第 214 号)	・国指定特別天然記念物（特天） ・国指定天然記念物（国天）
	②	「千葉県文化財保護条例」 (昭和 30 年 3 月 29 日　条例第 8 号)	・県指定天然記念物（県天）
	③	「千葉市文化財保護条例」 (昭和 33 年 10 月 7 日　条例第 18 号)	・市指定天然記念物（市天）
		「八街市文化財保護に関する条例」 (昭和 49 年 9 月 14 日　条例第 25 号)	
		「東金市文化財の保護に関する条例」 (昭和 51 年 3 月 30 日　条例第 5 号)	
		「大網白里市文化財の保護に関する条例」 (昭和 51 年 3 月 26 日　条例第 9 号)	
	④	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (種の保存法)」(平成 4 年 6 月 5 日　法律第 75 号)	・国内希少野生動植物種（国内） ・国際希少野生動植物種（国際） ・特定国内希少野生動植物種(特定) ・緊急指定種（緊急）
文献による指定	⑤	「環境省第 5 次レッドリスト」 (令和 7 年 3 月 18 日　環境省)	・絶滅（EX） ・野生絶滅（EW） ・絶滅危惧Ⅰ類（CR+EN） ・絶滅危惧ⅠA 類（CR） ・絶滅危惧ⅠB 類（EN） ・絶滅危惧Ⅱ類（VU） ・準絶滅危惧（NT） ・情報不足（DD） ・絶滅のおそれのある地域個体群（LP）
	⑥	「千葉県の保護上重要な野生生物－千葉県レッドデータブック－植物・菌類編（2023 年改訂版）」 (令和 5 年 7 月　千葉県環境生活部 自然保護課)	・消息不明・絶滅生物（X） ・野生絶滅生物（EW） ・最重要保護生物（A） ・重要保護生物（B） ・要保護生物（C） ・一般保護生物（D） ・保護参考雑種（RH）
	⑦	「千葉市の保護上重要な野生生物－千葉市レッドリスト－」 (平成 16 年 5 月　千葉市環境局環境保全部 環境保全推進課)	・消息不明・絶滅生物（X） ・最重要保護生物（A） ・重要保護生物（B） ・要保護生物（C）

表 3-1-35(1)　重要な種（植物）の選定基準

選定根拠		選定基準
①	国指定特別天然記念物（特天）	国指定天然記念物のうち特に重要な記念物について指定する。
	国指定天然記念物（国天）	国指定文化財のうち、動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの。
②	県指定天然記念物（県天）	県指定文化財のうち、動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)、植物(自生地を含む。)及び地質鉱物(特異な自然の現象の生じている土地を含む。)で県にとって学術上価値の高いもの。
③	市指定天然記念物（市天）	市指定文化財のうち、動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)、植物(自生地を含む。)及び地質鉱物(特異な自然の現象の生じている土地を含む。)で市にとって学術上価値の高いもの。
④	国内希少野生動植物種（国内）	その個体が本邦に生息し又は生育する絶滅のおそれのある野生動植物の種であって、政令で定めるもの。
	国際希少野生動植物種（国際）	国際的に協力して種の保存を図ることとされている絶滅のおそれのある野生動植物の種（国内希少野生動植物種を除く。）であって、政令で定めるもの。
	特定国内希少野生動植物種（特定）	次に掲げる要件のいずれにも該当する国内希少野生動植物種であって、政令で定めるものをいう。 一　商業的に個体の繁殖をさせることができるものであること。 二　国際的に協力して種の保存を図ることとされているものでないこと。
	緊急指定種（緊急）	環境大臣が、国内希少野生動植物種及び国際希少野生動植物種以外の野生動植物の種の保存を特に緊急に図る必要があると認めるときに指定する種。
⑤	絶滅（EX）	我が国ではすでに絶滅したと考えられる種。
	野生絶滅（EW）	飼育・栽培下、あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態でのみ存続している種。
	絶滅危惧Ⅰ類（CR+EN）	絶滅の危機に瀕している種。
	絶滅危惧ⅠA 類（CR）	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。
	絶滅危惧ⅠB 類（EN）	ⅠA 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの。
	絶滅危惧Ⅱ類（VU）	絶滅の危険が増大している種。
	準絶滅危惧（NT）	現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種。
	情報不足（DD）	評価するだけの情報が不足している種。
	絶滅のおそれのある地域個体群（LP）	地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの。

注）表中の①～⑤は、表 3-1-34 に示した法令、文献番号と一致する。

表 3-1-35(2)　重要な種（植物）の選定基準

選定根拠		選定基準
⑥	消息不明・絶滅生物（X）	かつては生育が確認されていたにもかかわらず、近年長期（およそ 50 年間）にわたって確実な生体の発見情報がない、千葉県から絶滅した可能性の強い生物。
	野生絶滅生物（EW）	かつて千葉県に生育していた生物のうち、野生・自生では見られなくなってしまったものの、千葉県の個体群の子孫が飼育・栽培などによって維持されているもの。特に埋土種子や埋土胞子などから再生した個体がありながら、本来の自生地では環境の変化によって生育が維持できない状態の生物。
	最重要保護生物（A）	個体数が極めて少ない、生育環境が極めて限られている、生育地のほとんどが環境改変の危機にある、などの状況にある生物。放置すれば近々にも千葉県から絶滅、あるいはそれに近い状態になるおそれのあるもの。
	重要保護生物（B）	個体数がかなり少ない、生育環境がかなり限られている、生育地のほとんどで環境改変の可能性がある、などの状況にある生物。放置すれば著しい個体数の減少は避けられず、近い将来カテゴリーA への移行が必至と考えられるもの。
	要保護生物（C）	個体数が少ない、生育環境が限られている、生育地の多くで環境改変の可能性がある、などの状況にある生物。放置すれば著しい個体数の減少は避けられず、将来カテゴリーB に移行することが予測されるもの。
	一般保護生物（D）	個体数が少ない、生育環境が限られている、生育地の多くで環境改変の可能性がある、等の状況にある生物。放置すれば個体数の減少は避けられず、自然環境の構成要素としての役割が著しく衰退する可能性があり、将来カテゴリーC に移行することが予測されるもの。
	保護参考雑種（RH）	自然界において形成されることが稀な雑種であって、個体数が著しく少なく、分布地域及び生育環境が著しく限定されているもの。
⑦	消息不明・絶滅生物（X）	かつては生息・生育が確認されていたにもかかわらず、近年長期にわたって確実な生存情報がなく、千葉市から絶滅した可能性の高い生物。
	最重要保護生物（A）	個体数が極めて少ない、生息・生育環境が極めて限られている、生息・生育地のほとんどが環境改変の危機にある、等の状況にある生物。放置すれば近々にも千葉市から絶滅、あるいはそれに近い状態になるおそれがあるもの。
	重要保護生物（B）	個体数がかなり少ない、生息・生育環境がかなり限られている、生息・生育地の多くで環境改変の可能性が高い、等の状況にある生物。放置すれば著しい個体数の減少は避けられず、近い将来カテゴリーA への移行が必至と考えられるもの。
	要保護生物（C）	個体数が少ない、生息・生育環境が限られている、生息・生育地の多くで環境改変の可能性がある、等の状況にある生物。放置すれば著しい個体数の減少は避けられず、将来カテゴリーB または A に移行することが予測されるもの。

注 1）表中の⑥～⑦は、表 3-1-34 に示した法令、文献番号と一致する。

(2) 文献調査により確認された重要な種（植物）

① 維管束植物

対象事業実施区域及びその周囲で確認されている維管束植物のうち重要な種は、表3-1-36 に示すとおりであり、108 科 506 種が確認された。

表 3-1-36(1)　文献調査により確認された重要な種（維管束植物）

No.	分類群	科名	種名	重要種						
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
1	シダ植物門	ヒカゲノカズラ	ヒカゲノカズラ						C	X
2		イワヒバ	カタヒバ						C	A
3			タチクラマゴケ							X
4		ミズニラ	ミズニラ					NT		A
5		ハナヤスリ	オオハナワラビ							C
6			ナガホノナツノハナワラビ						C	B
7			フユノハナワラビ							C
8			ナツノハナワラビ						C	B
9			コヒロハハナヤスリ							B
10			コハナヤスリ							B
11			ヒロハハナヤスリ						C	B
12		ウラジロ	ウラジロ							C
13		コケシノブ	ウチワゴケ						C	A
14		コバノイシカグマ	コバノイシカグマ						C	
15			オウレンシダ						D	X
16			クジャクフモトシダ						RH	
17			フモトカグマ						D	
18		シノブ	シノブ						B	X
19		ミズワラビ	クジャクシダ						C	X
20		イノモトソウ	アマクサシダ							A
21			オオバノハチジョウシダ							A
22			マツザカシダ							B
23		チャセンシダ	コバノヒノキシダ						D	
24			コタニワタリ						A	X
25			イワトラノオ						B	
26		シシガシラ	シシガシラ							A
27		オシダ	オオカナワラビ							A
28			ナンゴクナライシダ						C	
29			ミドリカナワラビ						A	A
30			ハカタシダ							B
31			オニカナワラビ						C	
32			キヨスミヒメワラビ							A
33			ミヤコヤブソテツ							B
34			イワヘゴ						C	A
35			サイゴクベニシダ							A
36			ツクシイワヘゴ						D	A
37			オシダ						C	A
38			オオクジャクシダ						C	
39			マルバベニシダ							A
40			サクライカグマ						C	A
41			ギフベニシダ						C	A
42			イワヘゴモドキ						RH	
43			エンシュウベニシダ						C	
44			ナガサキシダ						C	X
45			ナガバノイタチシダ						D	
46			ツヤナシイノデ						B	X
47			イワシロイノデ						B	X
48			サイゴクイノデ						D	
49			サカゲイノデ						A	
50			イノデモドキ						C	A
51			ジュウモンジシダ							A
52			ヒメカナワラビ							A
53			オオキヨスミシダ						D	
54		ヒメシダ	イブキシダ						X	

表 3-1-36(2)　文献調査により確認された重要な種（維管束植物）

No.	分類群	科名	種名	重要種						
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
55	シダ植物門	メシダ	カラクサイヌワラビ						C	X
56			サトメシダ						A	
57			ホソバイヌワラビ							X
58			ヌリワラビ						B	
59			タニイヌワラビ						A	X
60			ヒロハイヌワラビ							B
61			ナチシケシダ							A
62			ハクモウイノデ						B	X
63			ミドリワラビ						A	
64			ヒカゲワラビ						D	X
65			オニヒカゲワラビ						C	X
66			キヨタキシダ							A
67			ヘラシダ							X
68		ウラボシ	マメヅタ							B
69			ヒメノキシノブ						B	A
70			オシャグジデンダ						A	
71		デンジソウ	デンジソウ					NT	B	A
72		サンショウモ	サンショウモ					NT	B	A
73		アカウキクサ	オオアカウキクサ					EN	C	A
74	種子植物門	ヒノキ	オオシマハイネズ						D	
75	裸子植物亜門		ネズ						D	
76	種子植物門	クルミ	オニグルミ						D	C
77	被子植物亜門	ヤナギ	バッコヤナギ						D	
78	双子葉植物綱		キツネヤナギ						D	
79	離弁花亜綱	カバノキ	ヤマハンノキ						D	C
80			サワシバ						A	A
81			クマシデ							B
82			アカシデ						D	B
83			ハシバミ						D	B
84		ブナ	カシワ						C	
85			イチイガシ						B	
86			ウバメガシ						B	
87			ウラジロガシ							C
88		ニレ	ハルニレ						B	
89		イラクサ	カテンソウ							B
90			ヤマミズ						D	
91		タデ	シンミズヒキ							C
92			ナガバノウナギツカミ					NT	B	
93			ヌカボタデ					VU	C	
94		ナデシコ	カワラナデシコ							A
95			フシグロセンノウ						C	A
96			オオヤマフスマ						A	X
97			ヒナワチガイソウ					VU	A	A
98			フシグロ						B	
99			サワハコベ						D	
100		アカザ	ホソバノハマアカザ						C	X
101			マツナ						B	X
102		ヒユ	ヤナギイノコズチ							C
103		クスノキ	カゴノキ							A
104			アブラチャン						B	B
105		キンポウゲ	ツクバトリカブト							C
106			フクジュソウ						B	X
107			ニリンソウ							C
108			イチリンソウ						D	A
109			キクザキイチゲ						A	X
110			アズマイチゲ						B	A
111			ヒメウズ							C
112			イヌショウマ							C
113			サラシナショウマ							C
114			ハンショウヅル							C
115			カザグルマ					NT	B	A

表 3-1-36(3)　文献調査により確認された重要な種（維管束植物）

No.	分類群	科名	種名	重要種						
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
116	種子植物門	キンポウゲ	オキナグサ					NT	A	X
117	被子植物亜門		コキツネノボタン					VU	C	
118	双子葉植物綱	メギ	イカリソウ						D	B
119	離弁花亜綱	スイレン	コウホネ						B	A
120			ナガバコウホネ						A	
121			ヒツジグサ						A	
122		マツモ	マツモ						C	
123		センリョウ	ヒトリシズカ							C
124			フタリシズカ							C
125			センリョウ						D	
126		ウマノスズクサ	ウマノスズクサ							C
127			カンアオイ							A
128		マタタビ	サルナシ							A
129		オトギリソウ	トモエソウ						D	A
130			ヒメオトギリ						B	
131			コケオトギリ							B
132			アゼオトギリ					EN	B	
133			ミズオトギリ						C	X
134		モウセンゴケ	ナガバノイシモチソウ					VU		
135			シロバナナガバイシモチソウ						A	
136			イシモチソウ					NT	B	
137			モウセンゴケ						D	
138			コモウセンゴケ						C	
139		ケシ	ヤマエンゴサク						B	A
140		アブラナ	ハタザオ						B	
141			ジャニンジン							B
142			ミズタガラシ						X	
143			マルバコンロンソウ						C	
144			コイヌガラシ					NT	D	
145		ベンケイソウ	アズマツメクサ					NT	B	
146		ユキノシタ	ネコノメソウ						D	
147			ヤマネコノメソウ							A
148			タマアジサイ							C
149			ウメバチソウ						B	X
150			タコノアシ					NT		C
151			ヤブサンザシ						B	
152		バラ	ダイコンソウ							C
153			タチゲヒメヘビイチゴ						D	
154			ヒロハノカワラサイコ					VU	D	
155			イヌザクラ							C
156			バライチゴ						A	
157		マメ	ホドイモ						D	B
158			フジキ						B	A
159			タヌキマメ						C	
160			フジカンゾウ							C
161			サイカチ						D	
162			レンリソウ						D	B
163			イヌハギ					NT	C	A
164			イヌエンジュ						D	
165			オオバクサフジ						B	B
166		フウロソウ	タチフウロ						D	B
167		アマ	マツバニンジン					CR	A	
168		トウダイグサ	ノウルシ					NT	C	
169			ヒトツバハギ							B
170		ヒメハギ	ヒメハギ							B
171			ヒナノカンザシ						A	
172		ウルシ	ヤマウルシ							B
173		ツリフネソウ	キツリフネ						C	A
174			ツリフネソウ							B
175		モチノキ	ウメモドキ						C	
176		クロウメモドキ	クロウメモドキ						B	

表 3-1-36(4)　文献調査により確認された重要な種（維管束植物）

No.	分類群	科名	種名	重要種						
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
177	種子植物門	ブドウ	サンカクヅル							B
178	被子植物亜門	シナノキ	カラスノゴマ							A
179	双子葉植物綱	ジンチョウゲ	コガンピ						C	
180	離弁花亜綱	スミレ	エゾノタチツボスミレ						X	
181			ケマルバスミレ							C
182			スミレ							C
183			ニオイタチツボスミレ							B
184			ヒナスミレ						B	
185		ミゾハコベ	ミゾハコベ							X
186		ミソハギ	ヒメミソハギ							B
187			ミソハギ							B
188			エゾミソハギ							X
189			ミズスギナ					CR	X	
190			ミズマツバ					NT	C	X
191		ヒシ	ヒメビシ					VU	B	
192		アカバナ	ウシタキソウ						D	A
193			ウスゲチョウジタデ					NT		
194			ミズユキノシタ						B	
195		アリノトウグサ	アリノトウグサ							B
196			タチモ					NT	X	
197			フサモ						B	A
198		ウリノキ	ウリノキ						D	X
199		ミズキ	ヤマボウシ							A
200		ウコギ	トチバニンジン						D	A
201		セリ	ノダケ							C
202			シラネセンキュウ							X
203			シシウド							A
204			ホタルサイコ						B	
205			ミシマサイコ					VU	C	
206			ハマボウフウ						D	
207			ハナウド							B
208			イブキボウフウ						D	A
209			ムカゴニンジン						C	A
210			サワゼリ					NT	C	A
211			カノツメソウ							C
212	種子植物門	イチヤクソウ	ウメガサソウ						D	A
213	被子植物亜門		ギンリョウソウ						B	
214	双子葉植物綱		イチヤクソウ							B
215	合弁花亜綱	ツツジ	ヤマツツジ							B
216		ヤブコウジ	カラタチバナ							A
217			オオツルコウジ					EN	C	
218		サクラソウ	ノジトラノオ					VU	C	A
219			オカトラノオ							C
220			ヌマトラノオ							B
221			クサレダマ						C	A
222		マチン	ヒメナエ					VU	B	
223			アイナエ						B	A
224		リンドウ	リンドウ							A
225			ホソバリンドウ						B	
226			コケリンドウ							A
227			ハルリンドウ						B	A
228			フデリンドウ							A
229			アケボノソウ						C	
230			イヌセンブリ					NT	B	
231			センブリ							A
232		ミツガシワ	ガガブタ					NT	C	
233			アサザ					NT	B	
234		ガガイモ	フナバラソウ					NT	C	A
235			クサナギオゴケ					VU	C	A
236			スズサイコ					NT	D	A
237			コバノカモメヅル							B

表 3-1-36(5)　文献調査により確認された重要な種（維管束植物）

No.	分類群	科名	種名	重要種						
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
238	種子植物門	ガガイモ	コイケマ						B	X
239	被子植物亜門	アカネ	アリドオシ							B
240	双子葉植物綱		ヤブムグラ					VU	C	A
241	合弁花亜綱		ホソバノヨツバムグラ							B
242			ハシカグサ							C
243		ムラサキ	ホタルカズラ							C
244			ルリソウ						B	A
245		クマツヅラ	クマツヅラ							A
246		アワゴケ	アワゴケ							C
247			ミズハコベ						C	C
248		シソ	カイジンドウ					VU	X	
249			キランソウ							C
250			ジュウニヒトエ							B
251			ケブカツルカコソウ						C	A
252			ツクバキンモンソウ							B
253			ムシャリンドウ					VU	X	
254			ミズネコノオ					NT	B	A
255			ミズトラノオ					VU	B	
256			オドリコソウ							B
257			キセワタ					VU	C	A
258			ヒメサルダヒコ							C
259			コシロネ							C
260			ヒメハッカ					NT	B	X
261			ヤマジソ					NT	B	
262			ウツボグサ							C
263			ミゾコウジュ					NT	D	X
264			ヒメナミキ						D	A
265			ヤマタツナミソウ						C	B
266			ニガクサ							B
267			ツルニガクサ							B
268		ナス	ヤマホロシ						B	
269		フジウツギ	フジウツギ						B	
270		ゴマノハグサ	ゴマクサ					NT	B	
271			サワトウガラシ						C	
272			アブノメ						D	B
273			オオアブノメ					VU	A	
274			シソクサ						D	
275			ミゾホオズキ						C	
276			シオガマギク						B	A
277			コシオガマ							B
278			ゴマノハグサ					NT	C	A
279			オオヒナノウスツボ						B	A
280			イヌノフグリ					NT	D	A
281			カワヂシャ					NT		
282		ハマウツボ	オオナンバンギセル						B	
283		タヌキモ	タヌキモ					NT	C	
284			ミミカキグサ						B	
285			ホザキノミミカキグサ						B	
286			ヒメタヌキモ					NT	X	
287			ムラサキミミカキグサ					NT	B	
288		スイカズラ	ミヤマウグイスカグラ						A	
289			ゴマギ							B
290		オミナエシ	オミナエシ							A
291			ツルカノコソウ							C
292		マツムシソウ	アシタカマツムシソウ						C	
293		キキョウ	ソバナ						A	
294			ツリガネニンジン							B
295			ツルニンジン							B
296			バアソブ					VU	B	A
297			サワギキョウ						B	
298			タニギキョウ							B

表 3-1-36(6)　文献調査により確認された重要な種（維管束植物）

No.	分類群	科名	種名	重要種						
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
299	種子植物門	キキョウ	キキョウ					NT	B	A
300	被子植物亜門	キク	ノブキ						D	C
301	双子葉植物綱		オクモミジハグマ						X	
302	合弁花亜綱		ヒメヨモギ							X
303			ヒメシオン						B	
304			ゴマナ						C	
305			サワシロギク						B	
306			ウラギク					NT	C	B
307			オケラ							C
308			センダングサ						D	
309			コヤブタバコ							A
310			ヒメガンクビソウ							A
311			モリアザミ						A	
312			アズマヤマアザミ							X
313			タカアザミ						D	
314			シロバナタカアザミ						B	
315			マアザミ						B	
316			フジバカマ					NT	C	A
317			サワヒヨドリ							B
318			アキノハハコグサ					EN	B	
319			オグルマ						D	A
320			ホソバオグルマ					VU	D	
321			カセンソウ						D	
322			サクラオグルマ						RH	
323			タカサゴソウ					VU	X	
324			ノニガナ						D	
325			ハマニガナ						D	
326			コオニタビラコ							C
327			センボンヤリ							B
328			ナガバノコウヤボウキ							A
329			コウヤボウキ							C
330			オオニガナ						C	
331			ミヤコアザミ						A	
332			オカオグルマ						C	
333			サワオグルマ						D	B
334			タムラソウ							A
335			ハマアキノキリンソウ						B	
336			ハバヤマボクチ						C	
337			オヤマボクチ						B	X
338			エゾタンポポ							C
339			カントウタンポポ							C
340			オナモミ					VU	A	
341	種子植物門	オモダカ	ヘラオモダカ							B
342	被子植物亜門		サジオモダカ						B	A
343	単子葉植物綱		トウゴクヘラオモダカ					EN	C	
344			アギナシ					NT	B	X
345		トチカガミ	ヤナギスブタ						C	A
346			クロモ						C	X
347			トチカガミ					NT	C	A
348			ミズオオバコ					NT	D	A
349			コウガイモ						B	
350		ホロムイソウ	シバナ					NT	A	
351		ヒルムシロ	エビモ							C
352			ヒルムシロ							A
353			ササバモ						D	
354			ヤナギモ						D	B
355			ツツイトモ					VU	B	
356			イトモ					NT	B	
357			カワツルモ					NT	B	X
358		アマモ	コアマモ						D	X
359			アマモ						D	X

表 3-1-36(7) 文献調査により確認された重要な種（維管束植物）

No.	分類群	科名	種名	重要種						
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
360	種子植物門	イバラモ	ホッスモ						B	X
361	被子植物亜門		トリゲモ					VU	C	
362	単子葉植物綱		オオトリゲモ						B	
363		ユリ	ヤマラッキョウ						D	X
364			チゴユリ							C
365			カタクリ						C	A
366			ユウスゲ						A	
367			ヤマユリ							B
368			ウバユリ							A
369			コオニユリ						C	
370			スカシユリ						D	X
371			ナルコユリ							C
372			ヒメイズイ						B	
373			ワニグチソウ						C	A
374			ミヤマナルコユリ							C
375			アマドコロ							C
376			ヤマジノホトトギス						B	
377			ホトトギス							B
378			ヤマホトトギス							B
379			アマナ						D	C
380		ヒガンバナ	キツネノカミソリ							C
381		キンバイザサ	コキンバイザサ						B	
382		ヤマノイモ	カエデドコロ						C	B
383			キクバドコロ							B
384		ミズアオイ	ミズアオイ					NT	D	
385		アヤメ	ヒオウギ						B	
386			ノハナショウブ						B	
387			アヤメ						B	X
388		イグサ	ヤマスズメノヒエ						C	B
389		ホシクサ	ホシクサ						D	A
390			イトイヌノヒゲ						D	X
391			ニッポンイヌノヒゲ						D	B
392			クロホシクサ					NT	B	
393			ヒロハイヌノヒゲ							A
394			クロヒロハイヌノヒゲ						C	
395		イネ	ヒメノガリヤス						A	
396			チョウセンガリヤス						D	
397			ヒナザサ					NT	X	
398			オガルカヤ							B
399			カリマタガヤ						D	
400			ヒメウキガヤ						D	
401			ハイチゴザサ						C	
402			ミノボロ						B	
403			チャボチヂミザサ						D	
404			アイアシ						D	X
405			セイタカヨシ						C	
406			ハマヒエガエリ						B	
407			ウキシバ						C	
408			コシノコチク							A
409			アズマザサ						C	B
410			オオアブラススキ						D	X
411			ヒゲシバ						B	
412			メガルカヤ							C
413		ミクリ	ミクリ					NT	D	A
414			オオミクリ					VU	B	
415			ヤマトミクリ					NT	A	X
416		カヤツリグサ	ハタガヤ						D	
417			イトハナビテンツキ						B	
418			ハリガネスゲ						C	
419			ジョウロウスゲ					VU	D	A
420			ミヤマシラスゲ						C	B

表 3-1-36(8)　文献調査により確認された重要な種（維管束植物）

No.	分類群	科名	種名	重要種						
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
421	種子植物門	カヤツリグサ	ナルコスゲ						C	
422	被子植物亜門		オニスゲ							B
423	単子葉植物綱		ウマスゲ						C	
424			チュウゼンジスゲ						D	
425			タチスゲ						C	
426			ゴウソ							B
427			ヌカスゲ						C	
428			ヒメシラスゲ						D	
429			ミヤマカンスゲ							B
430			ヤチカワズスゲ						X	
431			オタルスゲ						C	
432			アオゴウソ						D	
433			タカネマスクサ						D	
434			シラコスゲ						C	
435			ヤブスゲ						C	A
436			オオクグ					NT	C	
437			アブラシバ						B	
438			シオクグ						D	C
439			センダイスゲ						D	
440			タガネソウ						D	
441			オニナルコスゲ						D	
442			イヌクグ						D	
443			ヒメアオガヤツリ						C	
444			ニイガタガヤツリ					CR		
445			セイタカハリイ						D	
446			スジヌマハリイ					VU	D	
447			マシカクイ						B	
448			シカクイ							B
449			コアゼテンツキ						B	B
450			ノテンツキ						D	
451			イソヤマテンツキ						D	
452			イッスンテンツキ					CR	X	
453			ナガボテンツキ						C	
454			トネテンツキ					VU	D	
455			クロタマガヤツリ						A	
456			イヌノハナヒゲ						B	
457			イトイヌノハナヒゲ						A	
458			ヒメイヌノハナヒゲ						B	
459			オオイヌノハナヒゲ						A	
460			コイヌノハナヒゲ						A	
461			オオフトイ						D	
462			ノグサ						D	
463			コマツカサススキ						B	
464			ホタルイ							C
465			タタラカンガレイ						D	
466			カガシラ					VU	B	X
467			コシンジュガヤ						B	
468			マネキシンジュガヤ						X	
469		ラン	シラン					NT	D	
470			エビネ					NT	D	A
471			ギンラン						D	A
472			キンラン					NT	D	A
473			ササバギンラン						D	A
474			クゲヌマラン					VU	B	
475			サイハイラン						D	A
476			シュンラン							B
477			マヤラン					VU	C	B
478			サガミラン					NT	C	A
479			クマガイソウ					VU	C	A
480			カキラン						B	
481			タシロラン					NT	C	X

表 3-1-36(9)　文献調査により確認された重要な種（維管束植物）

No.	分類群	科名	種名	重要種						
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
482	種子植物門	ラン	ツチアケビ						D	A
483	被子植物亜門		オニノヤガラ						B	
484	単子葉植物綱		ナヨテンマ					EN	B	
485			クロヤツシロラン						C	A
486			アキザキヤツシロラン						C	A
487			ミヤマウズラ							A
488			シュスラン						D	
489			ムカゴトンボ					EN	A	
490			オオミズトンボ					EN	A	
491			サギソウ					NT	A	
492			ジガバチソウ						A	
493			クモキリソウ						D	A
494			コクラン							B
495			ササバラン					VU	X	
496			フウラン					NT	A	
497			ヨウラクラン							C
498			アワチドリ					CR	A	
499			ミズチドリ						A	
500			ツレサギソウ						B	
501			オオバノトンボソウ							B
502			トキソウ					NT	B	
503			カヤラン						B	A
504			クモラン						B	A
505			トンボソウ						B	
506			オオハクウンラン					CR	A	
計		108 科	506 種	0 種	0 種	0 種	0 種	99 種	365 種	290 種

注 1）分類、配列等は原則として「自然環境保全基礎調査　植物目録 1987」（昭和 63 年、環境庁）に準拠した。
注 2）重要な種の指定状況は、以下のとおりである。
①「文化財保護法」（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号）
特天：国指定特別天然記念物、国天：国指定天然記念物
②「千葉県文化財保護条例」（昭和 30 年 3 月 29 日条例第 8 号）
県天：県指定天然記念物
③「千葉市文化財保護条例」（昭和 33 年 10 月 7 日条例第 18 号）
「八街市文化財保護に関する条例」（昭和 49 年 9 月 14 日条例第 25 号）
「東金市文化財の保護に関する条例」（昭和 51 年 3 月 30 日条例第 5 号）
「大網白里市文化財の保護に関する条例」（昭和 51 年 3 月 26 日条例第 9 号）
市天：市指定天然記念物
④「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法)」（平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号）
国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種、特定：特定国内希少野生動植物種、
緊急：緊急指定種
⑤「環境省第 5 次レッドリスト」（令和 7 年 3 月 18 日環境省）
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧 IA 類、EN：絶滅危惧 IB 類、
VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：地域個体群
⑥「千葉県の保護上重要な野生生物－千葉県レッドデータブック－植物・菌類編（2023 年改訂版)」
（令和 5 年 7 月　千葉県環境生活部 自然保護課）
X：消息不明・絶滅生物、EW：野生絶滅生物、A：最重要保護生物、B：重要保護生物
C：要保護生物、D：一般保護生物、RH：保護参考雑種
⑦「千葉市の保護上重要な野生生物－千葉市レッドリスト－」
（平成 16 年 5 月　千葉市環境局環境保全部 環境保全推進課）
X：消息不明・絶滅生物、A：最重要保護生物、B：重要保護生物、C：要保護生物

② 非維管束植物（蘚苔類）

対象事業実施区域及びその周囲で確認されている地衣類のうち重要な種は、表 3-1-37 に示すとおりであり、20 科 25 種が確認された。

表 3-1-37　文献調査により確認された重要な種（非維管束植物（蘚苔類））

No.	綱名	目名	科名	種名	重要種						
					①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
1	セン	–	ミズゴケ	コアナミズゴケ						A	
2		スギゴケ	スギゴケ	ウマスギゴケ						D	
3		シッポゴケ	シッポゴケ	ミヤマシッポゴケ						B	
4				オオシッポゴケ							B-C
5		センボンゴケ	センボンゴケ	ダンダンゴケ					NT	D	
6		イヌマゴケ	コウヤノマンネングサ	フロウソウ						B	
7			ヒラゴケ	チャボヒラゴケ							B-C
8		シトネゴケ	ウスグロゴケ	ヒメウスグロゴケ							B-C
9			シノブゴケ	リュウキュウシノブゴケ							A
10			ヤナギゴケ	コガネハイゴケ							B-C
11			サナダゴケ	マルフサゴケ							B-C
12			ハイゴケ	コウライイチイゴケ							A
13			イワダレゴケ	フトリュウビゴケ						D	
14	タイ	コマチゴケ	コマチゴケ	コマチゴケ						B	
15		ウロコゴケ	ツキヌキゴケ	ホラゴケモドキ							B-C
16			ツボミゴケ	ハネツボミゴケ						A	
17			クサリゴケ	ナガシタバヨウジョウゴケ						D	
18		フタマタゴケ	スジゴケ	コモチミドリゼニゴケ						D	A
19				ミズゼニゴケモドキ							B-C
20				ナミガタスジゴケ							B-C
21		ゼニゴケ	ゼニゴケ	ヒトデゼニゴケ						D	
22			ウキゴケ	ウキゴケ							B-C
23				イチョウウキゴケ					NT	D	B-C
24	ツノゴケ	ツノゴケ	ツノゴケ	ミヤベツノゴケ						D	
25				コニワツノゴケ						D	B-C
計	3 綱	10 目	20 科	25 種	0 種	0 種	0 種	0 種	2 種	14 種	14 種

注 1）分類、配列等は原則として「日本産タイ類・ツノゴケ類チェックリスト 2018」（平成 30 年、片桐知之・古木達郎）に準拠した。

注 2）重要な種の指定状況は、以下のとおりである。

①「文化財保護法」（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号）
特天：国指定特別天然記念物、国天：国指定天然記念物

②「千葉県文化財保護条例」（昭和 30 年 3 月 29 日条例第 8 号）
県天：県指定天然記念物

③「千葉市文化財保護条例」（昭和 33 年 10 月 7 日条例第 18 号）
「八街市文化財保護に関する条例」（昭和 49 年 9 月 14 日条例第 25 号）
「東金市文化財の保護に関する条例」（昭和 51 年 3 月 30 日条例第 5 号）
「大網白里市文化財の保護に関する条例」（昭和 51 年 3 月 26 日条例第 9 号）
市天：市指定天然記念物

④「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」（平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号）
国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種、特定：特定国内希少野生動植物種、
緊急：緊急指定種

⑤「環境省第 5 次レッドリスト」（令和 7 年 3 月 18 日環境省）
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧 IA 類、EN：絶滅危惧 IB 類、
VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：地域個体群

⑥「千葉県の保護上重要な野生生物－千葉県レッドデータブック－植物・菌類編（2023 年改訂版）」
（令和 5 年 7 月　千葉県環境生活部 自然保護課）
X：消息不明・絶滅生物、EW：野生絶滅生物、A：最重要保護生物、B：重要保護生物
C：要保護生物、D：一般保護生物、RH：保護参考雑種

⑦「千葉市の保護上重要な野生生物－千葉市レッドリスト－」
（平成 16 年 5 月　千葉市環境局環境保全部 環境保全推進課）
X：消息不明・絶滅生物、A：最重要保護生物、B：重要保護生物、C：要保護生物
蘚苔類、大型淡水産藻類、地衣類、大型菌類については生育状況に関する情報が特に不足しており、カテゴリーB と C の区別が困難なため、X：消息不明・絶滅生物、A：最重要保護生物、B-C：重要保護生物の 3 カテゴリーとなる。

③ 非維管束植物（藻類）

対象事業実施区域及びその周囲で確認されている藻類のうち重要な種は、表 3-1-38 に示すとおりであり、6科11種が確認された。

表 3-1-38　文献調査により確認された重要な種（非維管束植物（藻類））

No.	綱名	目名	科名	種名	重要種						
					①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
1	車軸藻	シャジクモ	シャジクモ	アレンフラスコモ					EN		
2				シャジクモ					VU	B	B-C
3	紅藻	ウシケノリ	ウシケノリ	カイガラアマノリ					EN	A	
4		カクレイト	ベニマダラ	タンスイベニマダラ					DD	A	A
5		カワモズク	カワモズク	チャイロカワモズク					NT		
6				ミドリカワモズク							A
7				カワモズク					NT	A	A
8				アオカワモズク					NT	B	
9				ナツノカワモズク							A
10		オオイシソウ	オオイシソウ	オオイシソウ					NT	C	A
11	緑藻	シオグサ	シオグサ	カワシオグサ							B-C
計	3綱	6目	6科	11種	0種	0種	0種	0種	8種	6種	7種

注 1）分類、配列等は原則として「千葉県の保護上重要な野生生物－千葉県レッドリスト－植物・菌類編（2017 年改訂版）」（平成29年3月 千葉県環境生活部 自然保護課）に準拠した。

注 2）重要な種の指定状況は、以下のとおりである。

①「文化財保護法」（昭和25年5月30日法律第214号）
特天：国指定特別天然記念物、国天：国指定天然記念物

②「千葉県文化財保護条例」（昭和30年3月29日条例第8号）
県天：県指定天然記念物

③「千葉市文化財保護条例」（昭和33年10月7日条例第18号）
「八街市文化財保護に関する条例」（昭和49年9月14日条例第25号）
「東金市文化財の保護に関する条例」（昭和51年3月30日条例第5号）
「大網白里市文化財の保護に関する条例」（昭和51年3月26日条例第9号）
市天：市指定天然記念物

④「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」（平成4年6月5日法律第75号）
国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種、特定：特定国内希少野生動植物種、
緊急：緊急指定種

⑤「環境省第5次レッドリスト」（令和7年3月18日環境省）
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧IA類、EN：絶滅危惧IB類、
VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：地域個体群

⑥「千葉県の保護上重要な野生生物－千葉県レッドデータブック－植物・菌類編（2023年改訂版）」
（令和5年7月 千葉県環境生活部 自然保護課）
X：消息不明・絶滅生物、EW：野生絶滅生物、A：最重要保護生物、B：重要保護生物
C：要保護生物、D：一般保護生物、RH：保護参考雑種

⑦「千葉市の保護上重要な野生生物－千葉市レッドリスト－」
（平成16年5月 千葉市環境局環境保全部 環境保全推進課）
X：消息不明・絶滅生物、A：最重要保護生物、B：重要保護生物、C：要保護生物
蘚苔類、大型淡水産藻類、地衣類、大型菌類については生育状況に関する情報が特に不足しており、カテゴリーBとCの区別が困難なため、X：消息不明・絶滅生物、A：最重要保護生物、B-C：重要保護生物の3カテゴリーとなる。

④ 非維管束植物（地衣類）

対象事業実施区域及びその周囲で確認されている地衣類のうち重要な種は、表 3-1-39 に示すとおりであり、5 科 18 種が確認された。

表 3-1-39　文献調査により確認された重要な種（非維管束植物（地衣類））

No.	綱名	目名	科名	種名	重要種						
					①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
1	チャシブゴケ菌	サラゴケ	ダイダイサラゴケ	ダイダイサラゴケ							B-C
2		チャシブゴケ	ハナゴケ	ヤリノホゴケ							A
3				コアカミゴケ							B-C
4				マキバハナゴケ							A
5			ウメノキゴケ	タナカウメノキゴケ						D	
6				ヒカゲウチキウメノキゴケ							A
8				ニセマツゲゴケ							B-C
9				ハクテンゴケ							B-C
10				トゲハクテンゴケ							B-C
11				コフクレサルオガセ						D	
12				ツブコナサルオガセ						B	
13				アカサルオガセ						D	
-				サルオガセ属						B	A
14				キクバゴケ属						B	
15			カラタチゴケ	コフキカラタチゴケ							A
16				イワカラタチゴケ							B-C
17			イワノリ	イズカワホリゴケ						D	
18				コザライワノリ						C	
19				トゲカワホリゴケ							A
計	1 綱	2 目	5 科	18 種	0 種	0 種	0 種	0 種	0 種	8 種	11 種

注 1）分類、配列等は原則として「日本産地衣類および関連菌類のチェックリスト」（平成 16 年、日本地衣学会）に準拠した。

注 2）重要な種の指定状況は、以下のとおりである。

①「文化財保護法」（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号）
特天：国指定特別天然記念物、国天：国指定天然記念物

②「千葉県文化財保護条例」（昭和 30 年 3 月 29 日条例第 8 号）
県天：県指定天然記念物

③「千葉市文化財保護条例」（昭和 33 年 10 月 7 日条例第 18 号）
「八街市文化財保護に関する条例」（昭和 49 年 9 月 14 日条例第 25 号）
「東金市文化財の保護に関する条例」（昭和 51 年 3 月 30 日条例第 5 号）
「大網白里市文化財の保護に関する条例」（昭和 51 年 3 月 26 日条例第 9 号）
市天：市指定天然記念物

④「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」（平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号）
国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種、特定：特定国内希少野生動植物種、
緊急：緊急指定種

⑤「環境省第 5 次レッドリスト」（令和 7 年 3 月 18 日環境省）
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧 IA 類、EN：絶滅危惧 IB 類、
VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：地域個体群

⑥「千葉県の保護上重要な野生生物－千葉県レッドデータブック－植物・菌類編（2023 年改訂版）」
（令和 5 年 7 月　千葉県環境生活部 自然保護課）
X：消息不明・絶滅生物、EW：野生絶滅生物、A：最重要保護生物、B：重要保護生物
C：要保護生物、D：一般保護生物、RH：保護参考雑種

⑦「千葉市の保護上重要な野生生物－千葉市レッドリスト－」
（平成 16 年 5 月　千葉市環境局環境保全部 環境保全推進課）
X：消息不明・絶滅生物、A：最重要保護生物、B：重要保護生物、C：要保護生物
蘚苔類、大型淡水産藻類、地衣類、大型菌類については生育状況に関する情報が特に不足しており、カテゴリーB と C の区別が困難なため、X：消息不明・絶滅生物、A：最重要保護生物、B-C：重要保護生物の 3 カテゴリーとなる。

⑤ 非維管束植物（大型菌類）

対象事業実施区域及びその周囲で確認されている大型菌類のうち重要な種は、表 3-1-40 に示すとおりであり、10 科 17 種が確認された。

表 3-1-40　文献調査により確認された重要な種（非維管束植物（大型菌類））

No.	綱名	目名	科名	種名	重要種						
					①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
1	ハラタケ	ハラタケ	テングタケ	シロテングタケ						D	B-C
2				ウスキテングタケ						D	B-C
3				チャオニテングタケ						B	A
4			フウセンタケ	オニフウセンタケ						D	
5			ヌメリガサ	ヒメサクラシメジ						C	
6			キシメジ	シモコシ					DD	D	B-C
7				ハマシメジ						D	B-C
8		イグチ	イグチ	ムラサキヤマドリタケ						D	B-C
9				ザイモクイグチ						C	B-C
10				スミゾメヤマイグチ						D	B-C
11				ホオベニシロアシイグチ						C	B-C
12			ショウロ	ショウロ						D	A
13		スッポンタケ	スッポンタケ	キヌガサタケ						C	
14		タマチョレイタケ	ツガサルノコシカケ	ブクリョウ						D	B-C
15		ベニタケ	ベニタケ	ヒロハシデチチタケ						D	B-C
16				ルリハツタケ						C	
17		イボタケ	イボタケ	ボタンイボタケ							B-C
計	1 綱	6 目	10 科	17 種	0 種	0 種	0 種	0 種	1 種	16 種	13 種

注 1）分類、配列等は原則として「日本産きのこ目録 2020」（令和元年、幸徳伸也）に準拠した。
注 2）重要な種の指定状況は、以下のとおりである。
①「文化財保護法」（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号）
特天：国指定特別天然記念物、国天：国指定天然記念物
②「千葉県文化財保護条例」（昭和 30 年 3 月 29 日条例第 8 号）
県天：県指定天然記念物
③「千葉市文化財保護条例」（昭和 33 年 10 月 7 日条例第 18 号）
「八街市文化財保護に関する条例」（昭和 49 年 9 月 14 日条例第 25 号）
「東金市文化財の保護に関する条例」（昭和 51 年 3 月 30 日条例第 5 号）
「大網白里市文化財の保護に関する条例」（昭和 51 年 3 月 26 日条例第 9 号）
市天：市指定天然記念物
④「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」（平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号）
国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種、特定：特定国内希少野生動植物種、
緊急：緊急指定種
⑤「環境省第 5 次レッドリスト」（令和 7 年 3 月 18 日環境省）
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧 IA 類、EN：絶滅危惧 IB 類、
VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：地域個体群
⑥「千葉県の保護上重要な野生生物－千葉県レッドデータブック－植物・菌類編（2023 年改訂版）」
（令和 5 年 7 月　千葉県環境生活部 自然保護課）
X：消息不明・絶滅生物、EW：野生絶滅生物、A：最重要保護生物、B：重要保護生物
C：要保護生物、D：一般保護生物、RH：保護参考雑種
⑦「千葉市の保護上重要な野生生物－千葉市レッドリスト－」
（平成 16 年 5 月　千葉市環境局環境保全部 環境保全推進課）
X：消息不明・絶滅生物、A：最重要保護生物、B：重要保護生物、C：要保護生物
蘚苔類、大型淡水産藻類、地衣類、大型菌類については生育状況に関する情報が特に不足しており、カテゴリーB と C の区別が困難なため、X：消息不明・絶滅生物、A：最重要保護生物、B-C：重要保護生物の 3 カテゴリーとなる。

3. 植生の状況

対象事業実施区域及びその周囲の植生の状況については、「第６回・第７回　自然環境保全基礎調査」（環境省ホームページ）を基に整理した。対象事業実施区域及びその周囲の植生の状況は、図 3-1-21 に示すとおりである。

対象事業実施区域には、スギ・ヒノキ・サワラ植林、シイ・カシ二次林が主に分布するほか、畑雑草群落、水田雑草群落、果樹園がパッチ状に分布する。

対象事業実施区域の周囲では、スギ・ヒノキ・サワラ植林、水田雑草群落が広く分布しており、シイ・カシ二次林、畑雑草群落、緑の多い住宅地がパッチ状に分布している。そのほか、対象事業実施区域の西側に造成地、主に南側にゴルフ場・芝地が分布する。

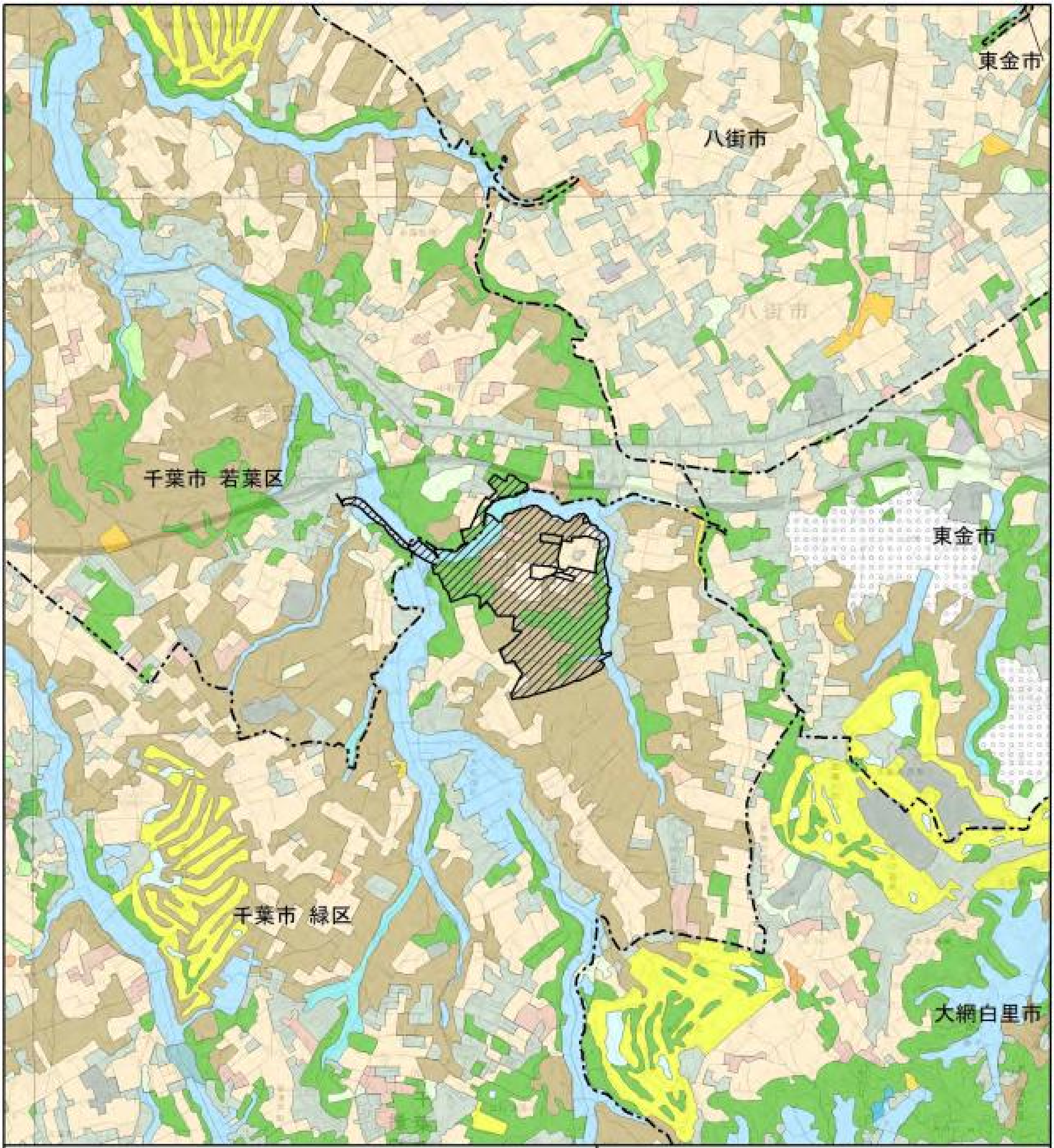

出典：「第６回・第７回　自然環境保全基礎調査」（環境省ホームページ）

図 3-1-21　対象事業実施区域及びその周囲の植生図

4. 特定植物群落の状況

対象事業実施区域及びその周囲の特定植物群落の状況については、「第2回・第3回・第5回　自然環境保全基礎調査　特定植物群落調査」（環境省ホームページ）、「千葉県の保護上重要な野生生物-千葉県レッドデータブック-群集・群落編」（令和2年12月、千葉県環境生活部自然保護課）、「千葉市の保護上重要な野生生物-千葉市レッドリスト-」（平成16年5月、千葉市環境局環境保全部　環境保全推進課）を基に整理した。対象事業実施区域及びその周囲の特定植物群落の状況は、表 3-1-41 に示すとおりである。

なお、対象事業実施区域に特定植物群落は分布していない。

表 3-1-41　対象事業実施区域及びその周囲の特定植物群落

番号	群落名	所在地	選定基準注1)	備考
1	スギ植林	千葉市若葉区（町名非公開）注2)	F、J	保護樹林（一部）
2	コナラ・イヌシデ群落	千葉市緑区平川町 ひらかの森	E	里山地区（一部）
3	ヤナギモ群落	若葉区富田町	D、G	
4	チガヤ群落	千葉市若葉区（町名非公開）注2)	I、J	
5	ススキ群落	若葉区中野町	E、J	
6	アズマネザサ群落	千葉市若葉区（町名非公開）注2)	I	
7	アズマネザサ・ワラビ群落	若葉区中野町	E	

注1）植物群落選定基準は以下に示すとおりであえる。
A：極相林もしくはそれに近い自然林
B：市内では、きわめてまれな植物群落または個体群
C：分布域の南限、北限、隔離分布等、分布限界になる植物群落または個体群
D：砂丘、断崖地、塩沼地、河川、湿地等、特殊な立地に特有な植物群落または個体群で、その群落の特徴が典型的なもの
E：郷土景観を代表する植物群落で、特にその群落の特徴が典型的なもの
F：過去において人工的に植栽されたことが明らかな森林であっても、長期にわたって伐採等手が入っていないもの
G：乱獲その他人為の影響によって、市内で極端に少なくなるおそれのある植物群落または個体群
H：学術上重要な植物群落または個体群
I：特定種の生育環境として重要な植物群落
J：代償植生であっても、長期にわたる伝統的な管理により、特有の種構成が維持されている群落
注2）町名を公表することにより、そこに生育・生息する種へ影響が及ぶ可能性があるため、町名を非公開としている。
出典：「千葉市の保護上重要な野生生物-千葉市レッドリスト-」（2004年5月、千葉市環境局環境保全部　環境保全推進課）

5. 巨樹・巨木の状況

対象事業実施区域及びその周囲の巨樹・巨木の状況については、「第4回・第6回　自然環境保全基礎調査　巨樹・巨木林調査」（環境省ホームページ）を基に整理した。対象事業実施区域及びその周囲の巨樹・巨木の状況は、表 3-1-42 及び図 3-1-22 に示すとおりである。

なお、対象事業実施区域内に巨樹・巨木は分布していない。

表 3-1-42　対象事業実施区域及びその周囲の巨樹・巨木

市町村	地点番号	樹種名	所在地
千葉市	1	スギ	-
	2	ケヤキ	-
	3	イチョウ	-
	4	イチョウ	本城寺
大網白里市	5	スギ	金谷郷

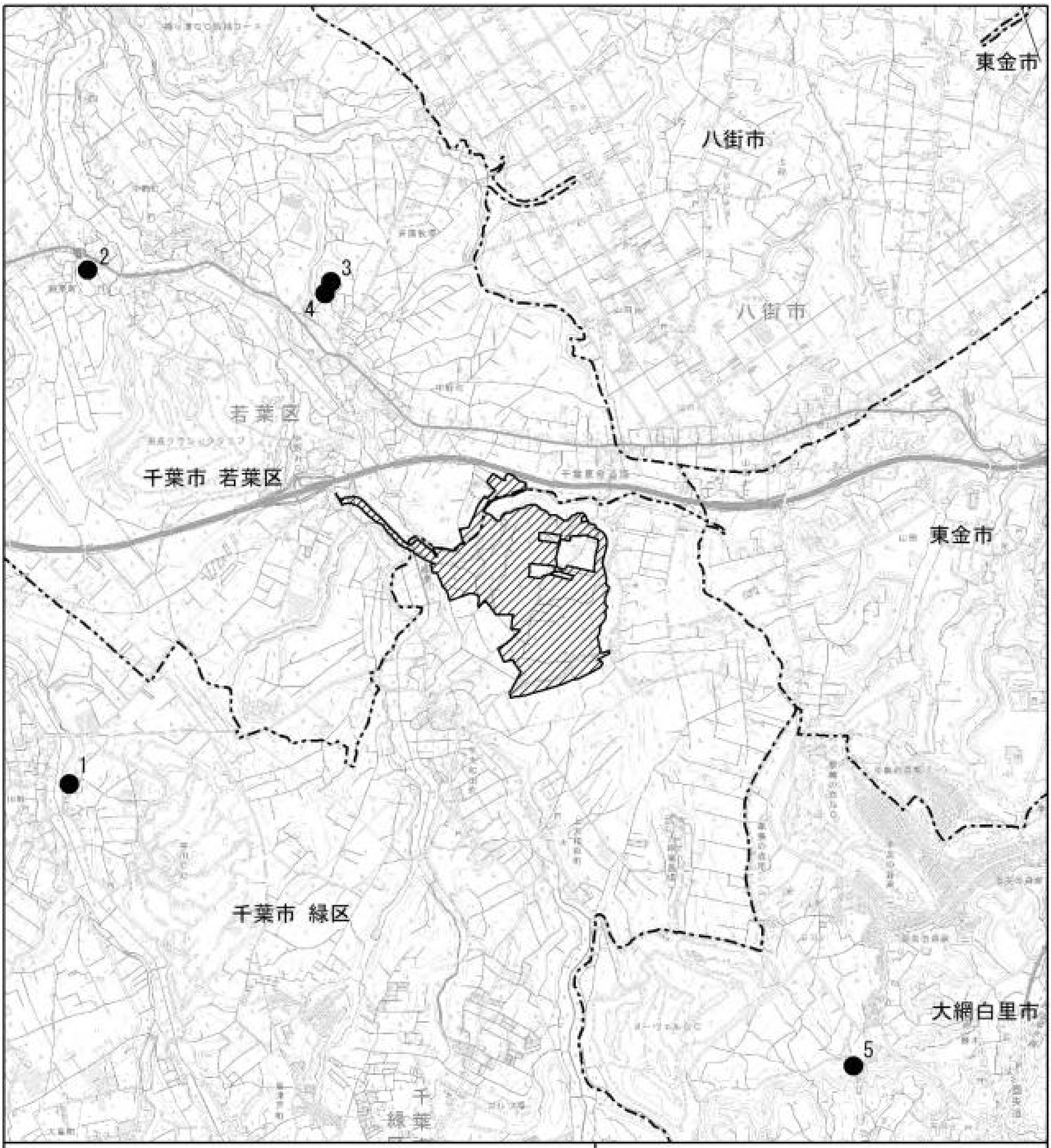

凡例

- ：対象事業実施区域
- ：市界
- ：区界
- ：巨樹・巨木

1:35,000

0 0.5 1 1.5 2 km

出典：「第６回・第７回　自然環境保全基礎調査」（環境省ホームページ）

図 3-1-22　対象事業実施区域及びその周囲の巨樹・巨木

3-1-13　動物の生息の状況

1. 動物相の状況

動物相の状況については、文献調査を行い整理した。確認した文献等は表 3-1-43 に示すとおりである。

表 3-1-43　動物相の確認文献等

	文献名	整理の対象とした種
1	「千葉県の保護上重要な野生生物－千葉県レッドデータブック－動物編 2011 年改訂版」（平成 23 年、千葉県環境生活部自然保護課）	調査対象とした野生植物（哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、魚類、底生動物）のうち、千葉市、八街市、東金市、大網白里市で確認された種
2	「千葉市の保護上重要な野生生物-千葉市レッドリスト-」（平成 16 年 5 月、千葉市環境局環境保全部　環境保全推進課）	調査対象とした野生植物（哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、魚類、底生動物）のうち、千葉市で確認された種
3	「いきものログ」（環境省　生物多様性センターホームページ）	調査対象とした野生植物（哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、魚類、底生動物）のうち、千葉市（若葉区、緑区）、八街市、東金市、大網白里市で確認された種
4	「谷津田だより」（ちば・谷津田フォーラムホームページ）	調査対象とした野生植物（哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、魚類、底生動物）のうち、全ての調査・活動範囲で確認された種
5	「八街市史研究　創刊号」（平成 6 年 11 月、八街市史研究会）	調査対象とした野生植物（哺乳類、鳥類）のうち、八街市で確認された種
6	「ふるさとの野山を歩こう　とうがね自然ウォッチング」（平成 17 年 3 月、東金市環境保全課）	調査対象とした野生植物（鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、魚類、底生動物）のうち、東金市で確認された種

文献調査により対象事業実施区域及びその周辺で確認された動物は、表 3-1-44 に示すとおりである。哺乳類で 13 科 23 種、鳥類で 49 科 170 種、爬虫類で 8 科 14 種、両生類で 6 科 10 種、昆虫類で 138 科 519 種、魚類で 11 科 23 種、底生動物で 55 科 99 種が確認された。

表 3-1-44　文献により確認された科数・種数（動物）

分類	科	種
哺乳類	13	23
鳥類	49	170
爬虫類	8	14
両生類	6	10
昆虫類	138	519
魚類	11	23
底生動物	55	99

2. 重要な種（動物）の状況

文献調査で確認された種について、国、県及び各自治体が指定する選定根拠に基づき重要な種の指定状況を整理した。

(1) 重要な種（動物）の選定根拠・基準

重要な種の選定根拠は表 3-1-45 に、選定基準は表 3-1-46 にそれぞれ示すとおりである。

表 3-1-45　重要な種（動物）の選定根拠

<table>
<tr><th colspan="3">選定根拠</th><th>選定基準</th></tr>
<tr><td rowspan="7">法令による指定</td><td>①</td><td>「文化財保護法」
(昭和 25 年 5 月 30 日 法律第 214 号)</td><td>・国指定特別天然記念物（特天）
・国指定天然記念物（国天）</td></tr>
<tr><td>②</td><td>「千葉県文化財保護条例」
(昭和 30 年 3 月 29 日 条例第 8 号)</td><td>・県指定天然記念物（県天）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">③</td><td>「千葉市文化財保護条例」
(昭和 33 年 10 月 7 日 条例第 18 号)</td><td rowspan="4">・市指定天然記念物（市天）</td></tr>
<tr><td>「八街市文化財保護に関する条例」
(昭和 49 年 9 月 14 日 条例第 25 号)</td></tr>
<tr><td>「東金市文化財の保護に関する条例」
(昭和 51 年 3 月 30 日 条例第 5 号)</td></tr>
<tr><td>「大網白里市文化財の保護に関する条例」
(昭和 51 年 3 月 26 日 条例第 9 号)</td></tr>
<tr><td>④</td><td>「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)」(平成 4 年 6 月 5 日 法律第 75 号)</td><td>・国内希少野生動植物種（国内）
・国際希少野生動植物種（国際）
・特定国内希少野生動植物種(特定)
・緊急指定種（緊急）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">文献による指定</td><td>⑤</td><td>「環境省レッドリスト 2020」
(令和 2 年 3 月 27 日 環境省)</td><td>・絶滅（EX）
・野生絶滅（EW）
・絶滅危惧Ⅰ類（CR+EN）
・絶滅危惧ⅠA 類（CR）
・絶滅危惧ⅠB 類（EN）
・絶滅危惧Ⅱ類（VU）
・準絶滅危惧（NT）
・情報不足（DD）
・絶滅のおそれのある地域個体群（LP）</td></tr>
<tr><td>⑥</td><td>「千葉県の保護上重要な野生生物－千葉県レッドリスト－動物編（平成 31 年改訂版）」
(平成 31 年 3 月 千葉県環境生活部 自然保護課)</td><td>・消息不明・絶滅生物（X）
・最重要保護生物（A）
・重要保護生物（B）
・要保護生物（C）
・一般保護生物（D）
・情報不足（不足）</td></tr>
<tr><td>⑦</td><td>「千葉市の保護上重要な野生生物－千葉市レッドリスト－」
(平成 16 年 5 月 千葉市環境局環境保全部 環境保全推進課)</td><td>・消息不明・絶滅生物（X）
・最重要保護生物（A）
・重要保護生物（B）
・要保護生物（C）</td></tr>
</table>

表 3-1-46(1)　重要な種（動物）の選定基準

選定根拠		選定基準
①	特別天然記念物（特天）	国指定天然記念物のうち特に重要な記念物について指定する。
	国指定天然記念物（国天）	国指定文化財のうち、動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの。
②	県指定天然記念物（県天）	県指定文化財のうち、動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)、植物(自生地を含む。)及び地質鉱物(特異な自然の現象の生じている土地を含む。)で県にとって学術上価値の高いもの。
③	市指定天然記念物（市天）	市指定文化財のうち、動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)、植物(自生地を含む。)及び地質鉱物(特異な自然の現象の生じている土地を含む。)で市にとって学術上価値の高いもの。
④	国内希少野生動植物種（国内）	その個体が本邦に生息し又は生育する絶滅のおそれのある野生動植物の種であって、政令で定めるもの。
	国際希少野生動植物種（国際）	国際的に協力して種の保存を図ることとされている絶滅のおそれのある野生動植物の種（国内希少野生動植物種を除く。）であって、政令で定めるもの。
	特定国内希少野生動植物種（特定）	次に掲げる要件のいずれにも該当する国内希少野生動植物種であって、政令で定めるものをいう。 一　商業的に個体の繁殖をさせることができるものであること。 二　国際的に協力して種の保存を図ることとされているものでないこと。
	緊急指定種（緊急）	環境大臣が、国内希少野生動植物種及び国際希少野生動植物種以外の野生動植物の種の保存を特に緊急に図る必要があると認めるときに指定する種。
⑤	絶滅（EX）	我が国ではすでに絶滅したと考えられる種。
	野生絶滅（EW）	飼育・栽培下、あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態でのみ存続している種。
	絶滅危惧Ⅰ類（CR+EN）	絶滅の危機に瀕している種。
	絶滅危惧ⅠA 類（CR）	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。
	絶滅危惧ⅠB 類（EN）	ⅠA 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの。
	絶滅危惧Ⅱ類（VU）	絶滅の危険が増大している種。
	準絶滅危惧（NT）	現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種。
	情報不足（DD）	評価するだけの情報が不足している種。
	絶滅のおそれのある地域個体群（LP）	地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの。

注）表中の①～⑤は、表 3-1-45 に示した法令、文献番号と一致する。

表 3-1-46(2)　重要な種（動物）の選定基準

選定根拠		選定基準
⑥	消息不明・絶滅生物（X）	かつては生息・生育が確認されていたにもかかわらず、近年長期にわたって確実な生存情報がなく、千葉県から絶滅した可能性の強い生物。
	最重要保護生物（A）	個体数が極めて少ない、生息・生育環境が極めて限られている、生息・生育地のほとんどが環境改変の危機にある、などの状況にある生物。放置すれば近々にも千葉県から絶滅、あるいはそれに近い状態になるおそれがあるもの。
	重要保護生物（B）	個体数がかなり少ない、生息・生育環境がかなり限られている、生息・生育地のほとんどで環境改変の可能性がある、などの状況にある生物。放置すれば著しい個体数の減少は避けられず、近い将来カテゴリーA への移行が必至と考えられるもの。
	要保護生物（C）	個体数が少ない、生息・生育環境が限られている、生息・生育地の多くで環境改変の可能性がある、などの状況にある生物。放置すれば著しい個体数の減少は避けられず、将来カテゴリーB に移行することが予測されるもの。
	一般保護生物（D）	個体数が少ない、生息・生育環境が限られている、生息・生育地の多くで環境改変の可能性がある、などの状況にある生物。放置すれば個体数の減少は避けられず、自然環境の構成要素としての役割が著しく衰退する可能性があり、将来カテゴリーC に移行することが予測されるもの。
	情報不足（不足）	個体数や生息環境などのランクを判定する情報が十分には得られていないもの、および歴史的もしくは分類学的な情報の不足により保護すべき種であるかあきらかでないもの。
⑦	消息不明・絶滅生物（X）	かつては生息・生育が確認されていたにもかかわらず、近年長期にわたって確実な生存情報がなく、千葉市から絶滅した可能性の高い生物。
	最重要保護生物（A）	個体数が極めて少ない、生息・生育環境が極めて限られている、生息・生育地のほとんどが環境改変の危機にある、等の状況にある生物。放置すれば近々にも千葉市から絶滅、あるいはそれに近い状態になるおそれがあるもの。
	重要保護生物（B）	個体数がかなり少ない、生息・生育環境がかなり限られている、生息・生育地の多くで環境改変の可能性が高い、等の状況にある生物。放置すれば著しい個体数の減少は避けられず、近い将来カテゴリーA への移行が必至と考えられるもの。
	要保護生物（C）	個体数が少ない、生息・生育環境が限られている、生息・生育地の多くで環境改変の可能性がある、等の状況にある生物。放置すれば著しい個体数の減少は避けられず、将来カテゴリーB またはA に移行することが予測されるもの。

注）表中の⑥～⑦は、表 3-1-45 に示した法令、文献番号と一致する。

(2) 文献調査により確認された重要な種（動物）

① 哺乳類

対象事業実施区域及びその周囲で確認されている哺乳類のうち、重要な種は、表 3-1-47 に示すとおりであり、9 科 18 種が確認された。

表 3-1-47　重要な種（哺乳類）の状況

No.	目名	科名	種名	重要種選定基準						
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
1	モグラ（食虫）	トガリネズミ	ジネズミ						D	
2		モグラ	ヒミズ						D	A
3	コウモリ（翼手）	キクガシラコウモリ	コキクガシラコウモリ						C	
4			キクガシラコウモリ						C	
5		ヒナコウモリ	モモジロコウモリ						B	
6			ヒナコウモリ						不足	
7			ユビナガコウモリ						D	
8	ウサギ	ウサギ	ノウサギ							B
9	ネズミ（齧歯）	リス	ニホンリス						C	A
10		ネズミ	ハタネズミ							A
11			アカネズミ							C
12			ヒメネズミ						D	A
13			カヤネズミ						D	B
14	ネコ（食肉）	イヌ	タヌキ							B
15			キツネ						B	X
16		イタチ	テン						D	
17			イタチ							B
18			ニホンアナグマ						C	X
計	5 目	9 科	18 種	0 種	0 種	0 種	0 種	0 種	13 種	11 種

注 1）分類、配列等は原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（国土交通省、令和 3 年）に準拠した。
注 2）重要な種の指定状況は、以下のとおりである。
①「文化財保護法」（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号）
特天：国指定特別天然記念物、国天：国指定天然記念物
②「千葉県文化財保護条例」（昭和 30 年 3 月 29 日条例第 8 号）
県天：県指定天然記念物
③「千葉市文化財保護条例」（昭和 33 年 10 月 7 日条例第 18 号）
「八街市文化財保護に関する条例」（昭和 49 年 9 月 14 日条例第 25 号）
「東金市文化財の保護に関する条例」（昭和 51 年 3 月 30 日条例第 5 号）
「大網白里市文化財の保護に関する条例」（昭和 51 年 3 月 26 日条例第 9 号）
市天：市指定天然記念物
④「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」
（平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号）
国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種、特定：特定国内希少野生動植物種、
緊急：緊急指定種
⑤「環境省レッドリスト 2020」（令和 2 年 3 月 27 日環境省）
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧 IA 類、EN：絶滅危惧 IB 類、
VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：地域個体群
⑥「千葉県の保護上重要な野生生物－千葉県レッドリスト－動物編（平成 31 年改訂版）」
（平成 31 年 3 月　千葉県環境生活部 自然保護課）
X：消息不明・絶滅生物、A：最重要保護生物、B：重要保護生物、C：要保護生物、D：一般保護生物、不足：情報不足
⑦「千葉市の保護上重要な野生生物－千葉市レッドリスト－」
（平成 16 年 5 月　千葉市環境局環境保全部 環境保全推進課）
X：消息不明・絶滅生物、A：最重要保護生物、B：重要保護生物、C：要保護生物

② 鳥類

対象事業実施区域及びその周囲で確認されている鳥類のうち、重要な種は、表 3-1-48 に示すとおりであり、44 科 127 種が確認された。

表 3-1-48(1)　重要な種（鳥類）の状況

No.	目名	科名	種名	重要種選定基準						
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
1	キジ	キジ	ウズラ					VU	A	
2			ヤマドリ						C	
3	カモ	カモ	マガン	国天				NT	X	
4			コクガン	国天				VU	B	
5			オシドリ					DD	B	C
6			オカヨシガモ						C	C
7			ヨシガモ						B	B
8			トモエガモ					VU	B	B
9			スズガモ						D	C
10			ビロードキンクロ						B	
11			クロガモ							B
12			ホオジロガモ						B	
13			ウミアイサ						D	
14	カイツブリ	カイツブリ	カイツブリ						C	C
15			カンムリカイツブリ						D	C
16	ハト	ハト	シラコバト					EN	B	
17			アオバト						B	
18	カツオドリ	ウ	ヒメウ					EN	B**	
19			ウミウ						B	
20	ペリカン	サギ	ヨシゴイ					NT	A	A
21			ミゾゴイ					VU	A	
22			ダイサギ						D	C
23			チュウサギ					NT	B	C
24			コサギ						B**	B
25			クロサギ						C	
26	ツル	ツル	クロヅル					DD	B**	
27		クイナ	クイナ						X	A
28			ヒメクイナ						X	
29			ヒクイナ					NT	A	A
30			バン						B	B
31			オオバン						C	C
32	カッコウ	カッコウ	ホトトギス						C	B
33			ツツドリ						C	
34			カッコウ						C	
35	ヨタカ	ヨタカ	ヨタカ					NT	X	A
36	アマツバメ	アマツバメ	アマツバメ						A	
37			ヒメアマツバメ						C	
38	チドリ	チドリ	タゲリ						D	B
39			ケリ					DD	A	
40			ムナグロ						B**	C
41			ダイゼン						A**	B
42			イカルチドリ						C	B
43			コチドリ						B	B
44			シロチドリ					VU	A	B
45			メダイチドリ				国際		C	B
46		ミヤコドリ	ミヤコドリ						A	C
47		セイタカシギ	セイタカシギ					VU	A	B
48		シギ	オオジシギ					NT	A	
49			オグロシギ						C	B

表 3-1-48(2) 重要な種（鳥類）の状況

No.	目名	科名	種名	重要な種選定基準						
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
50	チドリ	シギ	オオソリハシシギ				国際	VU	C	B
51			チュウシャクシギ						C	C
52			ダイシャクシギ						A	B
53			ホウロクシギ				国際	VU	A	B
54			ツルシギ					VU	A**	A
55			アカアシシギ					VU	B	
56			アオアシシギ						B**	C
57			クサシギ						C**	C
58			タカブシギ					VU	B	A
59			キアシシギ						C	B
60			ソリハシシギ						C	B
61			イソシギ						A	B
62			キョウジョシギ						C	B
63			オバシギ				国際		C	B
64			ミユビシギ						D	C
65			トウネン						D	B
66			ウズラシギ						B	B
67			ハマシギ					NT	B	A
68			ヘラシギ				国内	CR	A	
69			キリアイ						B	A
70		タマシギ	タマシギ					VU	A	A
71		ツバメチドリ	ツバメチドリ					VU	X**	
72		カモメ	ズグロカモメ					VU	A	A
73			コアジサシ					VU	A	B
74			セグロアジサシ						C	
75			ベニアジサシ					VU	B	
76			アジサシ							C
77		ウミスズメ	マダラウミスズメ					DD	B	
78			カンムリウミスズメ	国天				VU	A	
79	タカ	ミサゴ	ミサゴ					NT	B	B
80		タカ	トビ							B
81			チュウヒ				国内	EN	A	B
82			ツミ						D	B
83			ハイタカ					NT	B	C
84			オオタカ					NT	C	B
85			サシバ					VU	A	B
86			ノスリ						C	C
87	フクロウ	フクロウ	フクロウ						B	A
88			アオバズク						A	A
89			トラフズク						C	B
90			コミミズク						A	B
91	ブッポウソウ	カワセミ	カワセミ						C	C
92			ヤマセミ						A**	
93	キツツキ	キツツキ	アカゲラ						C	
94			アオゲラ						C	
95	ハヤブサ	ハヤブサ	ハヤブサ				国内	VU	A	C
96	スズメ	サンショウクイ	サンショウクイ					VU	X	
97		カササギヒタキ	サンコウチョウ						A	
98		モズ	アカモズ				国内	EN	X	
99		カラス	カケス						D	C
100		シジュウカラ	ヤマガラ							C
101		ヒバリ	ヒバリ						D	B
102		ツバメ	ツバメ							C
103			コシアカツバメ						B	
104			イワツバメ						D	C

表 3-1-48(3)　重要な種（鳥類）の状況

No.	目名	科名	種名	重要な種選定基準						
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
105	スズメ	ウグイス	ウグイス							C
106			ヤブサメ						C	C
107		エナガ	エナガ							C
108		ムシクイ	センダイムシクイ						C	
109		メジロ	メジロ							C
110		センニュウ	オオセッカ				国内	EN	A	
111		ヨシキリ	オオヨシキリ						D	C
112			コヨシキリ						D	B
113		セッカ	セッカ						D	C
114		ミソサザイ	ミソサザイ						C	
115		ヒタキ	トラツグミ						A	C
116			クロツグミ						A	
117			コサメビタキ						A	
118			キビタキ						A	
119			オオルリ						B	
120		セキレイ	キセキレイ						B	B
121			セグロセキレイ							C
122		アトリ	イカル						D	
123		ホオジロ	ホオジロ						C	B
124			ホオアカ						C	
125			カシラダカ							C
126			クロジ						D	
127			オオジュリン						D	C
計	17 目	44 科	127 種	3 種	0 種	0 種	9 種	40 種	117 種	82 種

注 1）分類、配列等は原則として「日本鳥類目録 改訂第 7 版」（日本鳥学会、平成 24 年）に準拠した。
注 2）重要な種の指定状況は、以下のとおりである。

①「文化財保護法」（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号）
特天：国指定特別天然記念物、国天：国指定天然記念物

②「千葉県文化財保護条例」（昭和 30 年 3 月 29 日条例第 8 号）
県天：県指定天然記念物

③「千葉市文化財保護条例」（昭和 33 年 10 月 7 日条例第 18 号）
「八街市文化財保護に関する条例」（昭和 49 年 9 月 14 日条例第 25 号）
「東金市文化財の保護に関する条例」（昭和 51 年 3 月 30 日条例第 5 号）
「大網白里市文化財の保護に関する条例」（昭和 51 年 3 月 26 日条例第 9 号）
市天：市指定天然記念物

④「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」
（平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号）
国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種、特定：特定国内希少野生動植物種、
緊急：緊急指定種

⑤「環境省レッドリスト 2020」（令和 2 年 3 月 27 日環境省）
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧 IA 類、EN：絶滅危惧 IB 類、
VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：地域個体群

⑥「千葉県の保護上重要な野生生物－千葉県レッドリスト－動物編（平成 31 年改訂版）」
（平成 31 年 3 月　千葉県環境生活部 自然保護課）
X：消息不明・絶滅生物、A：最重要保護生物、B：重要保護生物、C：要保護生物、D：一般保護生物
**：特に留意が必要な種

⑦「千葉市の保護上重要な野生生物－千葉市レッドリスト－」
（平成 16 年 5 月　千葉市環境局環境保全部 環境保全推進課）
X：消息不明・絶滅生物、A：最重要保護生物、B：重要保護生物、C：要保護生物

③ 爬虫類

対象事業実施区域及びその周囲で確認されている爬虫類のうち、重要な種は、表 3-1-49 に示すとおりであり、7 科 13 種が確認された。

表 3-1-49 重要な種（爬虫類）の状況

No.	目名	科名	種名	重要な種選定基準						
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
1	カメ	イシガメ	クサガメ							C
2			ニホンイシガメ					NT	A	A
3		スッポン	ニホンスッポン					DD	不足	X
4	有鱗	ヤモリ	ニホンヤモリ						D	C
5		トカゲ	ヒガシニホントカゲ						B	B
6		カナヘビ	ニホンカナヘビ						D	
7		ナミヘビ	シロマダラ						B	B
8			ジムグリ						B	B
9			アオダイショウ						D	C
10			シマヘビ						C**	B
11			ヒバカリ						D	C
12			ヤマカガシ						D	C
13		クサリヘビ	ニホンマムシ						B	B
合計	2 目	7 科	13 種	0 種	0 種	0 種	0 種	2 種	12 種	12 種

注 1）分類、配列等は原則として「日本産爬虫両生類標準和名」（日本爬虫両棲類学会、令和 4 年）に準拠した。
注 2）重要な種の指定状況は、以下のとおりである。
①「文化財保護法」（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号）
特天：国指定特別天然記念物、国天：国指定天然記念物
②「千葉県文化財保護条例」（昭和 30 年 3 月 29 日条例第 8 号）
県天：県指定天然記念物
③「千葉市文化財保護条例」（昭和 33 年 10 月 7 日条例第 18 号）
「八街市文化財保護に関する条例」（昭和 49 年 9 月 14 日条例第 25 号）
「東金市文化財の保護に関する条例」（昭和 51 年 3 月 30 日条例第 5 号）
「大網白里市文化財の保護に関する条例」（昭和 51 年 3 月 26 日条例第 9 号）
市天：市指定天然記念物
④「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」（平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号）
国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種、特定：特定国内希少野生動植物種、
緊急：緊急指定種
⑤「環境省レッドリスト 2020」（令和 2 年 3 月 27 日環境省）
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧 I 類、CR：絶滅危惧 IA 類、EN：絶滅危惧 IB 類、
VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：地域個体群
⑥「千葉県の保護上重要な野生生物－千葉県レッドリスト－動物編（平成 31 年改訂版）」
（平成 31 年 3 月 千葉県環境生活部 自然保護課）
X：消息不明・絶滅生物、A：最重要保護生物、B：重要保護生物、C：要保護生物、D：一般保護生物、不足：情報不足
**：特に留意が必要な種
⑦「千葉市の保護上重要な野生生物－千葉市レッドリスト－」
（平成 16 年 5 月 千葉市環境局環境保全部 環境保全推進課）
X：消息不明・絶滅生物、A：最重要保護生物、B：重要保護生物、C：要保護生物

④ 両生類

対象事業実施区域及びその周囲で確認されている両生類のうち、重要な種は、表 3-1-50 に示すとおりであり、5科8種が確認された。

表 3-1-50　重要な種（両生類）の状況

No.	目名	科名	種名	重要な種選定基準						
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
1	有尾	サンショウウオ	トウキョウサンショウウオ				国内	VU	A	A
2		イモリ	アカハライモリ					NT	A	A
3	無尾	ヒキガエル	アズマヒキガエル						C	C
4		アカガエル	ニホンアカガエル						A	A
5			ヤマアカガエル						C	
6			ツチガエル						A	X
7			トウキョウダルマガエル					NT	B	A
8		アオガエル	シュレーゲルアオガエル						D	C
合計	2目	5科	8種	0種	0種	0種	1種	3種	8種	7種

注1）分類、配列等は原則として「日本産爬虫両生類標準和名」（日本爬虫両棲類学会、令和4年）に準拠した。
注2）重要な種の指定状況は、以下のとおりである。
①「文化財保護法」（昭和25年5月30日法律第214号）
特天：特別天然記念物、国天：国指定天然記念物
②「千葉県文化財保護条例」（昭和30年3月29日条例第8号）
県天：県指定天然記念物
③「千葉市文化財保護条例」（昭和33年10月7日条例第18号）
「八街市文化財保護に関する条例」（昭和49年9月14日条例第25号）
「東金市文化財の保護に関する条例」（昭和51年3月30日条例第5号）
「大網白里市文化財の保護に関する条例」（昭和51年3月26日条例第9号）
市天：市指定天然記念物
④「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」
（平成4年6月5日法律第75号）
国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種、特定：特定国内希少野生動植物種、
緊急：緊急指定種
⑤「環境省レッドリスト2020」（令和2年3月27日環境省）
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧IA類、EN：絶滅危惧IB類、
VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：地域個体群
⑥「千葉県の保護上重要な野生生物－千葉県レッドリスト－動物編（平成31年改訂版）」
（平成31年3月　千葉県環境生活部 自然保護課）
X：消息不明・絶滅生物、A：最重要保護生物、B：重要保護生物、C：要保護生物、D：一般保護生物
**：特に留意が必要な種
⑦「千葉市の保護上重要な野生生物－千葉市レッドリスト－」
（平成16年5月　千葉市環境局環境保全部 環境保全推進課）
X：消息不明・絶滅生物、A：最重要保護生物、B：重要保護生物、C：要保護生物

⑤ 昆虫類

対象事業実施区域及びその周囲で確認されている昆虫類のうち、重要な種は、表 3-1-51 に示すとおりであり、92 科 255 種が確認された。

表 3-1-51(1)　重要な種（昆虫類）の状況

No.	目名	科名	種名	重要な種選定基準						
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
1	カゲロウ	マダラカゲロウ	イシワタマダラカゲロウ						D	
2		フタオカゲロウ	オオフタオカゲロウ							C
3		ヒラタカゲロウ	サトキハダヒラタカゲロウ						A	A
4	トンボ	アオイトトンボ	アオイトトンボ						C	B
5			オオアオイトトンボ							C
6			ホソミオツネントンボ							B
7		カワトンボ	ハグロトンボ							C
8			ニホンカワトンボ							C
9		モノサシトンボ	オオモノサシトンボ					EN	A	
10		イトトンボ	ホソミイトトンボ						B	A
11			キイトトンボ						C	A
12			ベニイトトンボ					NT	A	
13			モートンイトトンボ					NT	A**	A
14			セスジイトトンボ						B**	
15			ムスジイトトンボ						B	A
16			オオセスジイトトンボ					EN	A	
17			オオイトトンボ						A**	B
18		ヤンマ	マルタンヤンマ						C	
19			クロスジギンヤンマ						D	
20			ギンヤンマ							C
21			カトリヤンマ						B	
22			ヤブヤンマ						D	
23			ネアカヨシヤンマ					NT	B	
24			アオヤンマ					NT	B	B
25			コシボソヤンマ						C	
26			サラサヤンマ						D	B
27		サナエトンボ	ヤマサナエ						D	C
28			ウチワヤンマ						D	A
29		エゾトンボ	トラフトンボ						A	A
30			エゾトンボ						X	
31		ヤマトンボ	オオヤマトンボ							B
32			コヤマトンボ							B
33		トンボ	ハラビロトンボ						B	B
34			ショウジョウトンボ							C
35			コフキトンボ							C
36			コノシメトンボ						D	C
37			キトンボ						X	
38			マユタテアカネ							C
39			マイコアカネ						D**	C
40			ヒメアカネ						A	
41			ミヤマアカネ						X	
42			リスアカネ						B	
43			チョウトンボ						D	B
44			コシアキトンボ							C
45	カワゲラ	アミメカワゲラ	フタスジクサカワゲラ							C
46	バッタ	コオロギ	クロツヤコオロギ						C	
47			コガタコオロギ						C	
48			クチキコオロギ						D	
49			マツムシ						D	

表 3-1-51(2)　重要な種（昆虫類）の状況

No.	目名	科名	種名	重要な種選定基準						
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
50	バッタ	コオロギ	キンヒバリ							C
51		キリギリス	ヒガシキリギリス							B
52			オオクサキリ						A	
53		ツユムシ	クツワムシ						C	A
54			エゾツユムシ							C
55		バッタ	ヤマトフキバッタ							B
56			セグロイナゴ						A	X
57			ショウリョウバッタモドキ							C
58			ツマグロバッタ						D**	
59	ナナフシ	トビナナフシ	トゲナナフシ						D	
60	カメムシ	アブラムシ	ハンノウスブチアブラムシ							C
61		セミ	ヒグラシ							C
62			ハルゼミ						A**	A
63		タイコウチ	ヒメミズカマキリ						B	
64		コオイムシ	コオイムシ					NT		A
65			タガメ				国内	VU	A	
66		アメンボ	ハネナシアメンボ						B	
67		サシガメ	クロバアカサシガメ						C	C
68			オオトビサシガメ							C
69		マダラナガカメムシ	ヒメマダラナガカメムシ						D	
70			ヒメジュウジナガカメムシ						D	
71		クヌギカメムシ	ナシカメムシ						C	C
72		ツチカメムシ	ヨコヅナツチカメムシ						C	
73			フタボシツチカメムシ						C	
74		キンカメムシ	オオキンカメムシ						C	
75		カメムシ	ルリクチブトカメムシ						C**	
76			イネカメムシ						C	
77			ハナダカカメムシ						D	C
78		ツノカメムシ	オオツノカメムシ						D	
79			ベニモンツノカメムシ						C	C
80	ヘビトンボ	ヘビトンボ	タイリククロスジヘビトンボ							C
81			ヘビトンボ							C
82		センブリ	ネグロセンブリ							A
83	ラクダムシ	ラクダムシ	ラクダムシ							A
84	アミメカゲロウ	カマキリモドキ	ヒメカマキリモドキ						B	C
85		ツノトンボ	ツノトンボ						C	C
86			キバネツノトンボ							C
87	コウチュウ	オサムシ	カワラハンミョウ					EN	A	X
88			ハンミョウ							A
89			ニワハンミョウ							A
90			コニワハンミョウ							B
91			ホソハンミョウ					VU	A	A
92			コハンミョウ						C**	B
93			コクロナガオサムシ						C	
94			マイマイカブリ						D	A
95			アカガネオサムシ					VU	B	B
96			セアカオサムシ					NT	B	B
97			キベリマルクビゴミムシ					EN	B	
98			ヒョウタンゴミムシ						D	
99			オサムシモドキ						C	
100			ハマベゴミムシ					NT	A	
101			カズサヒラタゴミムシ						B	
102			スナハラゴミムシ					VU	A	
103			コキベリアオゴミムシ							C
104			コアトワアオゴミムシ						C**	C

表 3-1-51(3) 重要な種（昆虫類）の状況

No.	目名	科名	種名	重要な種選定基準						
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
105	コウチュウ	オサムシ	アオヘリアオゴミムシ					CR	A	
106			オオキベリアオゴミムシ						D	C
107			オオトックリゴミムシ					NT	C**	
108			ヤホシゴミムシ							C
109		ホソクビゴミムシ	アオバネホソクビゴミムシ						D	C
110		コガシラミズムシ	マダラコガシラミズムシ					VU	B	
111			コガシラミズムシ							C
112		ゲンゴロウ	トダセスジゲンゴロウ					VU	B	A
113			オオヒメゲンゴロウ						C	
114			クロゲンゴロウ					NT	C**	
115			ゲンゴロウ					VU	X	X
116			コガタノゲンゴロウ					VU	A	
117			ハイイロゲンゴロウ							C
118			マルガタゲンゴロウ					VU	B	
119			シマゲンゴロウ					NT	D	B
120			オオイチモンジシマゲンゴロウ					EN	A	A
121		ミズスマシ	オオミズスマシ					NT	C	A
122			ミズスマシ					VU	C	A
123		ガムシ	コガムシ					DD	D	C
124			ガムシ					NT	C**	
125		シデムシ	ヤマトモンシデムシ					NT	B	B
126		クワガタムシ	オオクワガタ					VU	A**	
127			ミヤマクワガタ							A
128			ノコギリクワガタ							C
129		ムネアカセンチコガネ	ムネアカセンチコガネ						D	C
130		センチコガネ	オオセンチコガネ							A
131		コガネムシ	ヤマトケシマグソコガネ						C	
132			シロスジコガネ						C	X
133			オオヒラタハナムグリ							B
134			クロカナブン							C
135			アオカナブン							C
136			コカブト							C
137		ナガハナノミ	ヒゲナガハナノミ							C
138		タマムシ	クロタマムシ						C	B
139			タマムシ							C
140			アオタマムシ						B	A
141		コメツキムシ	ヒゲコメツキ							C
142			ウバタマコメツキ							C
143		ホタル	ゲンジボタル						B	X
144			ヘイケボタル						C	A
145			クロマドボタル						C	B
146		ツチハンミョウ	マメハンミョウ							C
147		ゴミムシダマシ	ヒメナガニジゴミムシダマシ							C
148			オオモンキゴミムシダマシ						D	
149		カミキリムシ	ベーツヒラタカミキリ						B	
150			ホソカミキリ							C
151			アカハナカミキリ							C
152			ヒナルリハナカミキリ							C
153			チャイロヒメハナカミキリ						D	C
154			ヨツボシカミキリ					EN	A**	B
155			ミドリカミキリ							C
156			アオカミキリ							A
157			ホシベニカミキリ							C
158			シロスジカミキリ							A
159			ハンノキカミキリ						A	

表 3-1-51(4)　重要な種（昆虫類）の状況

No.	目名	科名	種名	重要な種選定基準						
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
160	コウチュウ	カミキリムシ	アサカミキリ					VU	A	
161		ハムシ	キアシネクイハムシ						C	
162			フトネクイハムシ						C	
163			キンイロネクイハムシ					NT	B**	
164			イネネクイハムシ						C**	
165			オオネクイハムシ						A	
166			オオルリハムシ					NT	B	A
167			ハンノキハムシ							C
168			ジュンサイハムシ						D	A
169		ヒゲナガゾウムシ	エゴヒゲナガゾウムシ							C
170		オトシブミ	ゴマダラオトシブミ							B
171		ゾウムシ	エゴシギゾウムシ							C
172			ハマベゾウムシ						A	
173			オオアオゾウムシ							C
174	ハチ	コマユバチ	ウマノオバチ					NT	C	
175		セイボウ	セイドウマルセイボウ						C	C
176		クモバチ	スギハラクモバチ					DD	C	
177		スズメバチ	ハグロフタオビドロバチ						B	
178		ギングチバチ	ニッポントゲアワフキバチ					DD	C	C
179			キアシハナダカバチモドキ					VU	B	C
180			ニッポントゲアナバチ						C	B
181		ハキリバチ	フルカワフトハキリバチ					DD	A	A
182		ミツバチ	シロスジフトハナバチ						A	A
183			クロマルハナバチ					NT	C	C
184	シリアゲムシ	シリアゲムシ	ヤマトシリアゲ						D	B
185		ガガンボモドキ	ガガンボモドキ						C	A
186	ハエ	アブ	ハタケヤマアブ						D	
187		ハナアブ	キヒゲアシブトハナアブ						B	
188		ヒメイエバエ	ホリヒメイエバエ						B	
189			シラハマヒメイエバエ						B	
190			ホホヒゲヒメイエバエ						B	
191		イエバエ	クロイエバエ						X	
192			ミドリイエバエ						X	
193			コミドリイエバエ						X	
194			ノサシバエ						X	
195			ミナミサシバエ						X	
196		クロバエ	ミドリバエ						D	
197		ニクバエ	キーガンニクバエ						C	
198	トビケラ	マルバネトビケラ	マルバネトビケラ						D	B
199		カクツツトビケラ	トウヨウカクツツトビケラ						D	C
200		エグリトビケラ	ホタルトビケラ							B
201		ケトビケラ	グマガトビケラ						C	C
202	チョウ	コウモリガ	コウモリガ							A
203		セセリチョウ	ミヤマセセリ						B	B
204			ギンイチモンジセセリ					NT		
205			ホソバセセリ						B	B
206			オオチャバネセセリ						B	C
207			ミヤマチャバネセセリ						C	
208		アゲハチョウ	オナガアゲハ						C	C
209		シロチョウ	ツマグロキチョウ					EN	X	X
210		シジミチョウ	ミズイロオナガシジミ						C	C
211			アカシジミ						C	C
212			ウラナミアカシジミ						C	C
213			ミドリシジミ						C	B
214			オオミドリシジミ						C	C

表 3-1-51(5) 重要な種（昆虫類）の状況

No.	目名	科名	種名	重要な種選定基準						
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
215	チョウ	シジミチョウ	コツバメ						B	B
216			シルビアシジミ					EN	B	X
217		タテハチョウ	オオウラギンスジヒョウモン						A	A
218			ミドリヒョウモン						C	B
219			クモガタヒョウモン						A	X
220			アサマイチモンジ						C	X
221			ミスジチョウ						C	B
222			ヒオドシチョウ						B	B
223			コムラサキ						C	B
224			ゴマダラチョウ						C**	
225			オオムラサキ					NT	B	A
226			ジャノメチョウ						C	C
227		アゲハモドキガ	アゲハモドキ							B
228		カレハガ	カレハガ							A
229			クヌギカレハ							A
230			ヤマダカレハ							A
231		イボタガ	イボタガ							B
232		ヤママユガ	ヤママユ							C
233			ウスタビガ							B
234			シンジュサン							B
235			クスサン							B
236			エゾヨツメ							B
237		スズメガ	ホソバスズメ							A
238			ウチスズメ							X
239		シャチホコガ	ハイイロシャチホコ							B
240		ドクガ	スゲドクガ					NT		
241		ヒトリガ	マエアカヒトリ					NT	X	X
242			ヒトリガ						B**	X
243		コブガ	ツクシアオリンガ							C
244		ヤガ	ワモンキシタバ							X
245			ジョナスキシタバ							B
246			コガタキシタバ							C
247			アトジロキリガ							B
248			クロスジキリガ							C
249			フサヒゲオビキリガ							C
250			ホソバオビキリガ						D	A
251			ウスミミモンキリガ					NT		A
252			ミスジキリガ					NT	B	X
253			ヒメハガタヨトウ							B
254			オオチャバネヨトウ					VU	C	A
255			マエグロシラオビアカガネヨトウ							B
計	15 目	92 科	255 種	0 種	0 種	0 種	1 種	50 種	169 種	175 種

注 1）分類、配列等は原則として「日本産野生生物目録 無脊椎動物編Ⅱ」（環境庁、平成 7 年）に準拠した。
注 2）重要な種の指定状況は、以下のとおりである。
①「文化財保護法」（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号）
特天：国指定特別天然記念物、国天：国指定天然記念物
②「千葉県文化財保護条例」（昭和 30 年 3 月 29 日条例第 8 号）
県天：県指定天然記念物
③「千葉市文化財保護条例」（昭和 33 年 10 月 7 日条例第 18 号）
「八街市文化財保護に関する条例」（昭和 49 年 9 月 14 日条例第 25 号）
「東金市文化財の保護に関する条例」（昭和 51 年 3 月 30 日条例第 5 号）
「大網白里市文化財の保護に関する条例」（昭和 51 年 3 月 26 日条例第 9 号）
市天：市指定天然記念物
④「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」（平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号）
国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種、特定：特定国内希少野生動植物種、

緊急：緊急指定種

⑤「環境省レッドリスト2020」（令和2年3月27日環境省）
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧IA類、EN：絶滅危惧IB類、
VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：地域個体群

⑥「千葉県の保護上重要な野生生物－千葉県レッドリスト－動物編（平成31年改訂版）」
（平成31年3月 千葉県環境生活部 自然保護課）
X：消息不明・絶滅生物、A：最重要保護生物、B：重要保護生物、C：要保護生物、D：一般保護生物
**：特に留意が必要な種

⑦「千葉市の保護上重要な野生生物－千葉市レッドリスト－」
（平成16年5月 千葉市環境局環境保全部 環境保全推進課）
X：消息不明・絶滅生物、A：最重要保護生物、B：重要保護生物、C：要保護生物

⑥ 魚類

対象事業実施区域及びその周囲で確認されている魚類のうち、重要な種は、表 3-1-52 に示すとおりであり、9 科 17 種が確認された。

表 3-1-52　重要な種（魚類）の状況

No.	目名	科名	種名	重要種な選定基準						
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
1	ヤツメウナギ	ヤツメウナギ	スナヤツメ類					VU	A	A
2	ウナギ	ウナギ	ニホンウナギ					EN	C	C
3	コイ	コイ	キンブナ					VU	B	B
4			ギンブナ						D	C
5			ヤリタナゴ					NT	B	X
6			オイカワ							C
7			ウグイ							B
8			モツゴ						D	C
9			カマツカ						B	B
10		ドジョウ	ドジョウ					NT		
11			ヒガシシマドジョウ						C	B
12		フクドジョウ	ホトケドジョウ					EN	C	A
13	ナマズ	ギギ	ギバチ					VU	B	A
14		ナマズ	ナマズ						B	B
15	ダツ	メダカ	ミナミメダカ					VU	B	A
16	スズキ	ハゼ	ヌマチチブ						D	C
17			トウヨシノボリ類							C 注3)
計	6 目	9 科	17 種	0 種	0 種	0 種	0 種	8 種	13 種	16 種

注 1）分類、配列等は原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（国土交通省、令和 3 年）に準拠した。
注 2）重要な種の指定状況は、以下のとおりである。
①「文化財保護法」（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号）
特天：特別天然記念物、国天：国指定天然記念物
②「千葉県文化財保護条例」（昭和 30 年 3 月 29 日条例第 8 号）
県天：県指定天然記念物
③「千葉市文化財保護条例」（昭和 33 年 10 月 7 日条例第 18 号）
「八街市文化財保護に関する条例」（昭和 49 年 9 月 14 日条例第 25 号）
「東金市文化財の保護に関する条例」（昭和 51 年 3 月 30 日条例第 5 号）
「大網白里市文化財の保護に関する条例」（昭和 51 年 3 月 26 日条例第 9 号）
市天：市指定天然記念物
④「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」（平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号）
国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種、特定：特定国内希少野生動植物種、
緊急：緊急指定種
⑤「環境省レッドリスト 2020」（令和 2 年 3 月 27 日環境省）
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧 IA 類、EN：絶滅危惧 IB 類、
VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：地域個体群
⑥「千葉県の保護上重要な野生生物－千葉県レッドリスト－動物編（平成 31 年改訂版）」
（平成 31 年 3 月　千葉県環境生活部 自然保護課）
X：消息不明・絶滅生物、A：最重要保護生物、B：重要保護生物、C：要保護生物、D：一般保護生物
**：特に留意が必要な種
⑦「千葉市の保護上重要な野生生物－千葉市レッドリスト－」
（平成 16 年 5 月　千葉市環境局環境保全部 環境保全推進課）
X：消息不明・絶滅生物、A：最重要保護生物、B：重要保護生物、C：要保護生物
注 3）「トウヨシノボリ」は確認文献の出版以降に分類が見直され、当時重要種扱いとなっていた種とは異なる可能性がある。

⑦ 底生動物

対象事業実施区域及びその周囲で確認されている底生動物のうち、重要な種は、表 3-1-53 に示すとおりであり、52 科 93 種が確認された。

表 3-1-53(1)　重要な種（底生動物）の状況

No.	門名	綱名	目名	科名	種名	重要な種選定基準						
						①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
1	軟体動物	腹足	カサガイ	ユキノカサガイ	ツボミガイ					NT	B	X
2			古腹足	ニシキウズガイ	イボキサゴ					NT	C	X
3				サザエ	スガイ							X
4			アマオブネガイ	アマオブネガイ	ヒメカノコガイ					NT		X
5					ヒロクチカノコガイ					NT	X	X
6			新生腹足	タニシ	マルタニシ					VU	D	C
7					オオタニシ					NT		C
8				オニノツノガイ	カニモリガイ							X
9				ウミニナ	ホソウミニナ							X
10					ウミニナ					NT	C	X
11					イボウミニナ					VU	X	X
12				ウキツボ	ウネハマツボ						A	X
13				カワニナ	ヒタチチリメンカワニナ							C
14				キバウミニナ	フトヘナタリガイ					NT	A	X
15					ヘナタリガイ					NT	A	X
16					カワアイガイ					VU	A	X
17				スナモチツボ	オガサワラモツボ							X
18					シマモツボ						A	X
19				タマキビ	ヘソカドタマキビ							X
20				ワカウラツボ	カワグチツボ					NT	D	A
21					サザナミツボ					NT	A	X
22				カワザンショウガイ	クリイロカワザンショウガイ					NT		X
23					カワザンショウガイ							X
24				ミズゴマツボ	エドガワミズゴマツボ					NT	D	A
25					ミズゴマツボ					VU	A	A
26				イソコハクガイ	シラギクガイ					NT	A	X
27				ムカデガイ	オオヘビガイ							X
28				タマガイ	ネコガイ					NT		X
29				イトカケガイ	クレハガイ					NT		A
30					セキモリガイ					NT		A
31				フトコロガイ	ムギガイ							X
32					マルテンスマツムシ					CR+EN	A	X
33					ノミニナ							X
34				ムシロガイ	キヌボラ						D	X
35					ムシロガイ					NT	C	X
36					ヒメムシロガイ							X
37			低位異鰓	オオシイノミガイ	ムラクモキジビキガイ					NT	B	X
38			真後鰓	ヘコミツララガイ	マツシマコメツブ						B	X
39					ヒメコメツブガイ						A	X
40				ブドウガイ	カミスジカイコガイダマシ					VU	A	X
41			汎有肺	トウガタガイ	クチキレガイ						B	X
42				オカミミガイ	オカミミガイ					VU	X	X
43					クリイロコミミガイ					VU		X
44					キヌカツギハマシイノミガイ					VU		X
45				モノアラガイ	コシダカヒメモノアラガイ					DD		
46					モノアラガイ					NT	A	A
47				ヒラマキガイ	ミズコハクガイ					VU	A	A
48					ヒラマキミズマイマイ					DD	B	A
49				カワコザラガイ	カワコザラガイ					CR		
50		二枚貝	フネガイ	フネガイ	ハイガイ					VU		X
51			イタヤガイ	イタヤガイ	イタヤガイ							X
52			イシガイ	イシガイ	カラスガイ					EN	A	X

表 3-1-53(2)　重要な種（底生動物）の状況

No.	門名	綱名	目名	科名	種名	重要な種選定基準						
						①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
53	軟体動物	二枚貝	イシガイ	イシガイ	ヨコハマシジラガイ					NT	C	A
54					イシガイ						D	A
55					マツカサガイ広域分布種					NT	B	A
56					ドブガイ属							C 注3)
57			マルスダレガイ	ツキガイ	チヂミウメノハナガイ						B	X
58				フナガタガイ	ウネナシトマヤガイ					NT	A	X
59				ケシハマグリ	ケシトリガイ							X
60				シジミ	ヤマトシジミ					NT	B	X
61					マシジミ					VU	A	C
62				マメシジミ	ニホンマメシジミ						C	A
63				マルスダレガイ	オキシジミ						C	X
64					ウラカガミガイ					CR+EN	X	X
65					ハマグリ					VU	X	X
66					イヨスダレガイ						B	
67				イワホリガイ	シオツガイ						B	
68				ハナグモリ	ハナグモリガイ					VU	A	X
69				ニッコウガイ	クサビザラガイ						B	X
70					ユウシオガイ					NT	A	
71					サビシラトリガイ					NT		X
72					イチョウシラトリ					CR+EN	X	X
73				シオサザナミ	イソシジミ						B	X
74					ムラサキガイ					VU	B	X
75			異靭帯	オキナガイ	ソトオリガイ						C	X
76			オオノガイ	オオノガイ	ヒメマスオガイ					VU	B	B
77					クシケマスオガイ					NT	A	X
78				クチベニガイ	クチベニデガイ							X
79	節足動物	軟甲	エビ	ヌマエビ	ミゾレヌマエビ						A	A
80					ヌマエビ						C	
81					ヌカエビ						C	A
82				テナガエビ	テナガエビ						D	B
83					シラタエビ							C
84					スジエビ						D	B
85					スジエビモドキ							C
86				サワガニ	サワガニ						C	A
87				ベンケイガニ	クロベンケイガニ						D	B
88					カクベンケイガニ							B
89				モクズガニ	モクズガニ						D	A
90				コメツキガニ	チゴガニ						D	C
91					コメツキガニ							C
92				オサガニ	オサガニ						B	B
93					ヤマトオサガニ							C
計	2門	3綱	14目	52科	93種	0種	0種	0種	0種	48種	61種	87種

注1）分類、配列等は原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（国土交通省、令和3年）に準拠した。
注2）重要な種の指定状況は、以下のとおりである。

①「文化財保護法」（昭和25年5月30日法律第214号）
　特天：国指定特別天然記念物、国天：国指定天然記念物

②「千葉県文化財保護条例」（昭和30年3月29日条例第8号）
　県天：県指定天然記念物

③「千葉市文化財保護条例」（昭和33年10月7日条例第18号）
「八街市文化財保護に関する条例」（昭和49年9月14日条例第25号）
「東金市文化財の保護に関する条例」（昭和51年3月30日条例第5号）
「大網白里市文化財の保護に関する条例」（昭和51年3月26日条例第9号）
　市天：市指定天然記念物

④「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」（平成4年6月5日法律第75号）
　国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種、特定：特定国内希少野生動植物種、
　緊急：緊急指定種

⑤「環境省レッドリスト2020」（令和2年3月27日環境省）
　EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧IA類、EN：絶滅危惧IB類、

VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：地域個体群

⑥「千葉県の保護上重要な野生生物－千葉県レッドリスト－動物編（平成31年改訂版)」
（平成31年3月 千葉県環境生活部 自然保護課）
X：消息不明・絶滅生物、A：最重要保護生物、B：重要保護生物、C：要保護生物、D：一般保護生物
**：特に留意が必要な種

⑦「千葉市の保護上重要な野生生物－千葉市レッドリスト－」
（平成16年5月 千葉市環境局環境保全部 環境保全推進課）
X：消息不明・絶滅生物、A：最重要保護生物、B：重要保護生物、C：要保護生物

注 3) ドブガイ属について、「ドブガイ」はタガイ・ヌマガイ・マルドブガイをまとめた総称とされ、厳密な分類にはDNA解析が必要である。「2018 レッドデータブックとちぎ」(栃木県、平成30年)

3-1-14　生態系の状況

1. 環境類型区分

対象事業実施区域及びその周囲の生態系を把握するため、植生、地形等の状況を踏まえ、環境類型区分図を作成した。環境類型区分は、表 3-1-54 及び図 3-1-23 に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周辺の環境は大きく里地・里山の特徴を有する生態系に区分され、樹林地、草地、耕作地、造成地、開放水域で構成される。

表 3-1-54　対象事業実施区域及びその周囲の環境類型区分

環境類型区分		面積（ha）	比率（%）
平地の生態系	樹林地	1336.30	35.57
	草地	1483.23	39.49
	耕作地	48.18	1.28
	造成地	873.35	23.25
	開放水域	15.32	0.41
合計		3756.39	100.00

注）面積は、各区分及び合計の面積をそれぞれ小数点第 3 位で四捨五入して記載しているため、表中の各区分の和と合計は必ずしも一致しない。

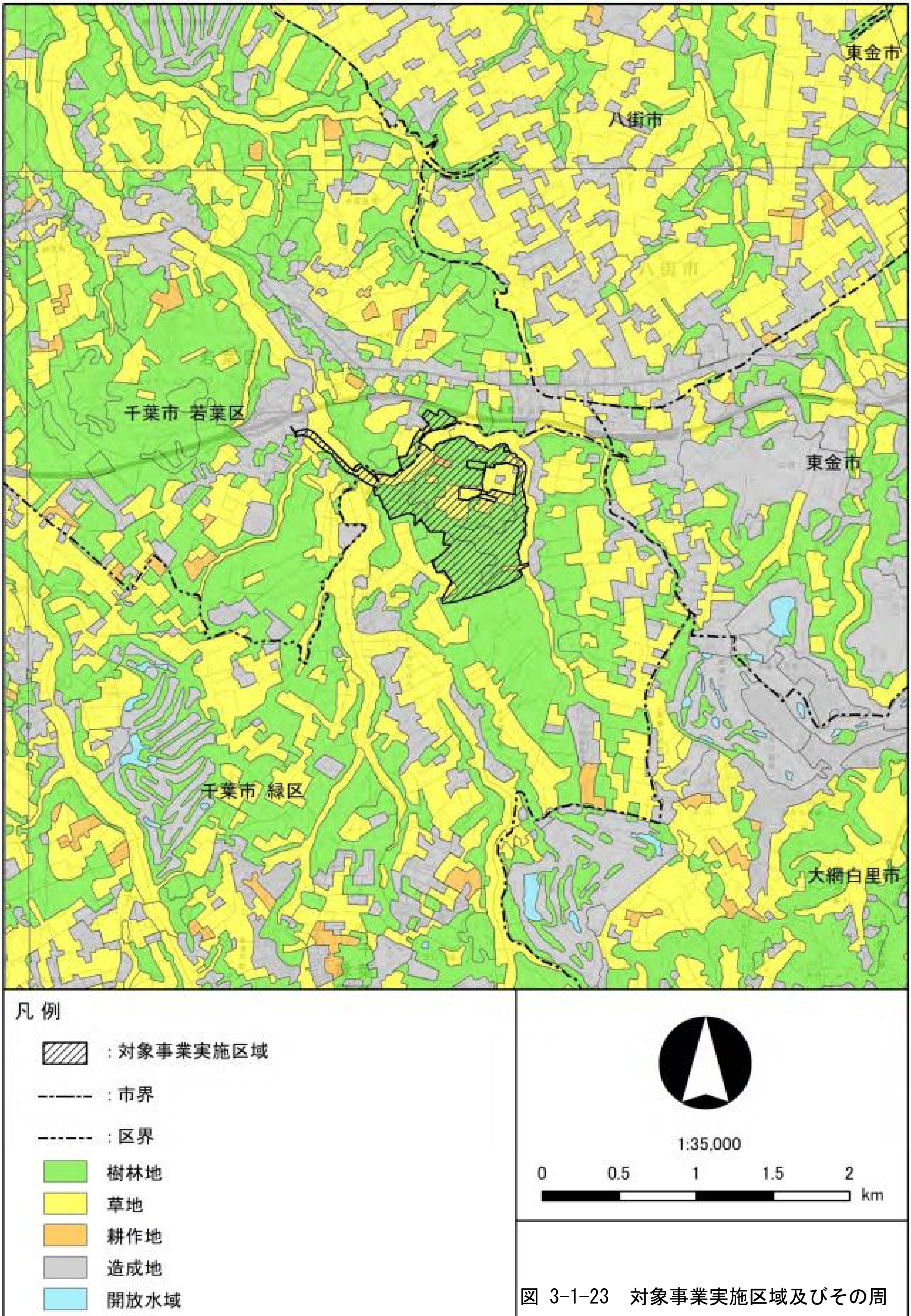

本図は、「第６回・第７回自然環境保全基礎調査 1/25,000 植生図 GIS データ」（環境省ホームページ）を基に作成した。

図 3-1-23 対象事業実施区域及びその周囲の環境類型区分

2. 生態系構成種

里地・里山の特徴を有する生態系のうち、対象事業実施区域は樹林、草地、耕作地が分布しており、主な植生はスギ・ヒノキ・サワラ植林、シイ・カシ二次林、畑雑草群落、水田雑草群落である。これらを基盤環境として生息する構成種としては、アズマモグラ、ハタネズミ、アカネズミ、タヌキ等の哺乳類、キジ、アオサギ、コゲラ、モズ、シジュウカラ、ウグイス、キビタキ等の鳥類、ニホンマムシ、ヤマカガシ等の爬虫類、ニホンアカガエル、シュレーゲルアオガエル等の両生類、ヒグラシ、カブトムシ、オオムラサキ等の昆虫類が考えられる。

対象事業実施区域の周囲における陸域には、草地が最も広い面積で広く分布しており、その他、面積順に樹林地、造成地、耕作地、開放水域が分布している。

草地に成立する主な植生は、畑雑草群落、水田雑草群落であり、これらを基盤環境として生息する構成種としては、ハタネズミ等の哺乳類、キジやホオジロ等の鳥類、ニホンマムシ等の爬虫類、ニホンアマガエル、トウキョウダルマガエル等の両生類、ヒガシキリギリス、コバネイナゴ、ベニシジミ、イチモンジセセリ等の昆虫類が考えられる。樹林地に成立する主な植生は、スギ・ヒノキ・サワラ植林であり、これらを基盤環境として生息する構成種としては、ヒメネズミ、ニホンリス、タヌキ等の哺乳類、コゲラ、シジュウカラやキビタキ等の鳥類、アオダイショウ等の爬虫類、アズマヒキガエル、ニホンアカガエル等の両生類、カナブン、カブトムシ、タマムシ、オオムラサキ等の昆虫類が考えられる。造成地には緑の多い住宅地、ゴルフ場・芝地、造成地、市街地等が主に分布しており、これらを基盤環境として生息する構成種としては、ドバト、ハシブトガラス等の鳥類、ニホンヤモリ等の爬虫類、ヤマトシジミ等の昆虫類が考えられる。耕作地には果樹園が主に分布しており、これらを基盤環境として生息する構成種としては、アズマモグラ等の哺乳類、ムクドリ等の鳥類、ヒガシニホントカゲ、ニホンカナヘビ等の爬虫類、チャバネアオカメムシ、ナナホシテントウ、モンシロチョウ等の昆虫類が考えられる。開放水域としては僅かに池が分布しており、これらを基盤環境として生息する構成種としては、ミシシッピアカミミガメ等の爬虫類、ヒメゲンゴロウ等の昆虫類、ヌマエビ等の底生動物が考えられる。

また、これらの種を餌動物とする生態系の上位種として、キツネ等の哺乳類、オオタカ、サシバ等の鳥類が考えられる。

3-1-15　景観の状況

1. 主要な眺望点

対象事業実施区域及びその周囲における主要な眺望点は表　3-1-55 に、主要な眺望点の位置は図 3-1-24 にそれぞれ示すとおりである。

表 3-1-55　主要な眺望点

市	番号	名称	所在地	眺望の状況等	備考	出典
千葉市	1	昭和の森 展望台	千葉市緑区土気町	手前に山林や田畑、晴れた日には、その奥に九十九里浜平野と太平洋の水平線を望める。初日の出の名所でもある。	展望台	①･②･③･④
	2	泉自然公園	千葉市若葉区野呂町	北総台地がつくりだす起伏に富んだ地形をいかした園内では、四季を通じてさまざまな自然の風景が楽しめ、多くの動植物と触れあうことができる。	公園	②･③･④
	3	関東ふれあいの道	千葉市緑区、東金市、大網白里市	【桜をめでるみち】 桜の名所として知られる八鶴湖、また緑の丘陵に囲まれている雄蛇ヶ池などを訪れるのんびりした田舎の景色を堪能できるコース。 【昭和の森をたずねるみち】 『房総の軽井沢』といわれ標高 90m の高台に位置する昭和の森を訪れるコース。緑の多い広々とした展望台からは遠く太平洋を望むことができる。	自然歩道	⑤
	4	いずみウォークコース	千葉市若葉区、東金市、大網白里市	いずみ地区の地域資源 (歴史･文化･自然) を活用し、地域の魅力を再発見し、地域に親しんでもらうために、ウォーキングイベントとして平成 14 年度から開始した。 【富田～古泉～中田コースマップ】 富田さとにわ耕園をスタート･ゴール地点として、里山風景それぞれの地域に昔から在る道標や道祖神などの史跡をめぐる。	ウォーキングコース	⑥

出典：①「ちば眺望 100 景ガイドブック」(2007 年 1 月、千葉県)
②「千葉県公式観光サイト　ちば観光ナビ」(千葉県観光物産協会ホームページ)
③「千葉市観光ガイド」(千葉市観光協会ホームページ)
④「千葉市 公園」(千葉市ホームページ)
⑤「関東ふれあいの道」(千葉市ホームページ)
⑥「いずみウォークコース」(千葉市ホームページ)

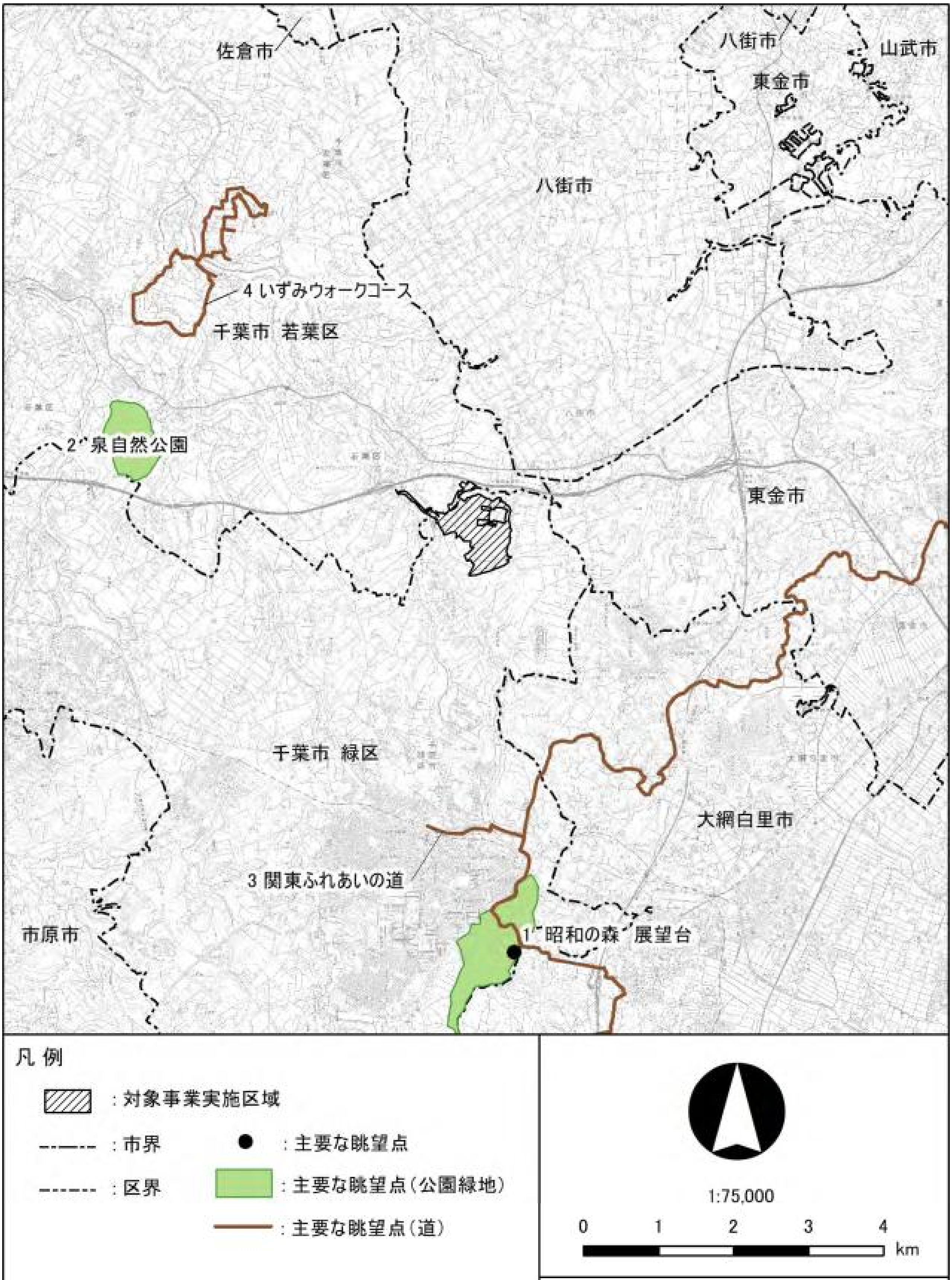

出典：「ちば眺望 100 景ガイドブック」（2007 年 1 月、千葉県）
「千葉県公式観光物産情報サイト　まるごと e！ちば」
（千葉県観光物産協会ホームページ）
「千葉市観光ガイド」（千葉市観光協会ホームページ）
「千葉市　公園」（千葉市ホームページ）
「関東ふれあいの道」（千葉市ホームページ）
「いずみウォークコース」（千葉市ホームページ）

図 3-1-24 主要な眺望点

2. 景観資源

対象事業実施区域及びその周囲における主要な景観資源は表 3-1-56(1)～(2)に、主要な景観資源の分布は図 3-1-25 にそれぞれ示すとおりである。

表 3-1-56(1) 主要な景観資源

区分		番号	名称	所在地	対象 特徴	出典
指定機関等	種別					
県条例	自然公園	1、2	県立九十九里自然公園	銚子市、旭市、匝瑳市、横芝光町、山武市、九十九里町、東金市、八街市、千葉市、大網白里市、白子町、長生村、一宮町	九十九里浜を中心として、雄蛇ヶ池、洞庭湖を含む自然公園	①
環境庁	水辺 (湖沼)	3	雄蛇ヶ池	東金市	素晴らしい眺望を満喫しながら美しい池での魚釣りは人々の憩いの空間となっている。また、桜の名所としても知られ、手軽なハイキングコースとしても有名である。	②、③、④
		4	小中池	大網白里市	多くの自然に囲まれた遊歩道が整備されており、多くの野鳥がやってくる。	②、④
		5	大藪池	千葉市緑区	調整池兼農業用水であり、大藪池の上流にある「大釜・小釜」と呼ばれる湧泉周辺には、カワニナ、サワガニなどの里地里山に特徴的な水生生物も多く生息している。	②
千葉市	公園 ・ 緑地	6	昭和の森	千葉市緑区	県内でも有数の規模を誇る千葉市の総合公園で、公園の一部が県立九十九里自然公園に指定され、良好な自然環境が残されているため、四季を通じて草花や樹木、野鳥や昆虫など多くの種類の植物や生き物が見られる。	④、⑤、⑥
		7	泉自然公園	千葉市若葉区	北総台地がつくりだす起伏に富んだ地形をいかした園内では、四季を通じてさまざまな自然の風景が楽しめ、多くの動植物と触れあうことができる。	④、⑤、⑥
		8	小中池公園	大網白里市	数多くの野鳥が生息し、自然観察や森林浴が楽しめ、自然とふれあえる公園となっている。	⑦
環境省	まちなみ	9	土気南地区	千葉市緑区	都市環境が優れた地区並びに高い水準の都市空間デザインが行われている地区として都市景観大賞「都市景観 100 選」に選ばれた。	⑧
千葉県		10	千葉市御茶屋御殿跡と御成街道	千葉市若葉区	徳川家康が休息を取った御茶屋御殿が堀や土塁など当時のままの状態で残されている。街道沿いには徳川家にまつわる寺院や敷地跡が点在している。	③

表 3-1-56(2)　主要な景観資源

区分 指定機関等	区分 種別	番号	名称	所在地	対象 特徴	出典
千葉県	道	11	関東ふれあいの道	千葉市緑区、東金市、大網白里市	【桜をめでるみち】桜の名所として知られる八鶴湖、また緑の丘陵に囲まれている雄蛇ヶ池などを訪れるのんびりした田舎の景色を堪能できるコースである。【昭和の森をたずねるみち】『房総の軽井沢』といわれ標高 90m の高台に位置する昭和の森を訪れるコースである。緑の多い広々とした展望台からは遠く太平洋を望むことができる。	⑨
		12	いずみウォークコース	千葉市若葉区	いずみ地区の地域資源（歴史・文化・自然）を活用し、地域の魅力を再発見し、地域に親しんでもらうために、ウォーキングイベントとして平成 14 年度から開始した。【富田～古泉～中田コースマップ】富田さとにわ耕園をスタート・ゴール地点として、里山風景それぞれの地域に昔から在る道標や道祖神などの史跡をめぐる。	⑩
千葉市	サクラの名所	13	泉自然公園の桜	千葉市若葉区	「さくら名所 100 選の地」に選定された桜の名所であり、園内には約 1,500 本植栽されている。	⑧、⑪
		14	雄蛇ヶ池の桜	東金市	駐車場近くの 200m程度の堤防や、池周辺の観光道路の両側に桜が植栽されている。	⑪
		15	小中池の桜	大網白里市	池の周りにたくさんの桜があり、お花見ができる。管理が良く全体的に樹齢が若いため良い花が咲いている。	⑪
		16	昭和の森の桜	千葉市緑区	桜の植栽されているお花見広場があり、約 240 本の桜が植栽されている。	⑪

出典：①「千葉県の自然公園一覧表」（千葉県ホームページ）
②「第 3 回自然環境保全基礎調査千葉県自然環境情報図」（平成元年、環境庁）
③「ちば文化的景観」（千葉県ホームページ）
④「千葉県公式観光サイト　ちば観光ナビ」（千葉県観光物産協会ホームページ）
⑤「千葉市観光ガイド」（千葉市観光協会ホームページ）
⑥「千葉市 公園」（千葉市ホームページ）
⑦「大網白里市 公園・自然」（大網白里市ホームページ）
⑧「良好な景観の形成に関する基本方針等」（平成 21 年 3 月、千葉県）
⑨「関東ふれあいの道」（千葉県ホームページ）
⑩「いずみウォークコース」（千葉市ホームページ）
⑪「市町村が薦めるさくらの名所」（平成 24 年 3 月、千葉県さくらの会）

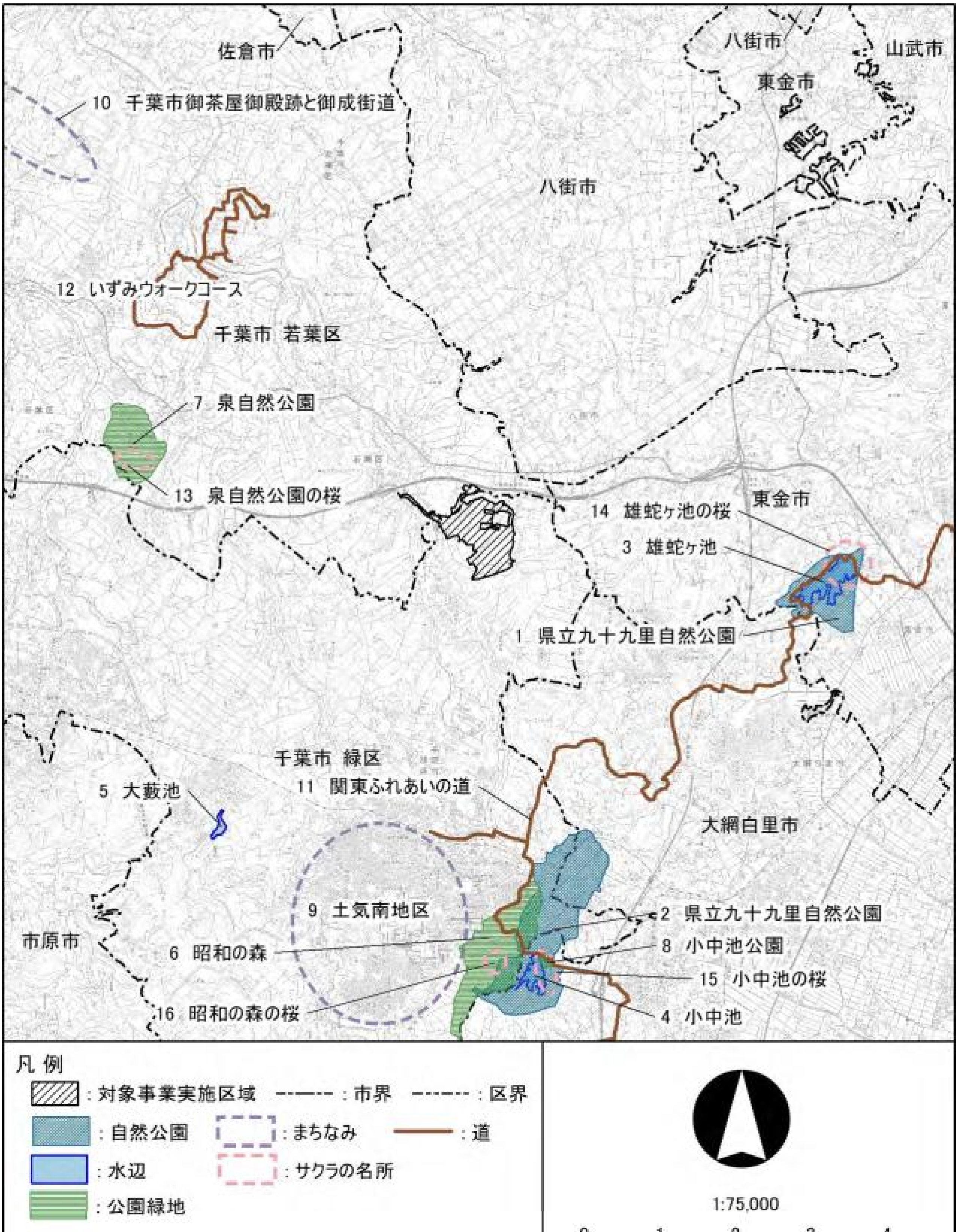

出典：①「千葉県の自然公園一覧表」（千葉県ホームページ）
②「第３回自然環境保全基礎調査千葉県自然環境情報図」（平成元年、環境庁）
③「ちば文化的景観」（千葉県ホームページ）
④「千葉県公式観光サイト　ちば観光ナビ」（千葉県観光物産協会ホームページ）
⑤「千葉市観光ガイド」（千葉市観光協会ホームページ）
⑥「千葉市 公園」（千葉市ホームページ）
⑦「大網白里市 公園・自然」（大網白里市ホームページ）
⑧「良好な景観の形成に関する基本方針等」（平成 21 年３月、千葉県）
⑨「関東ふれあいの道」（千葉県ホームページ）
⑩「いずみウォークコース」（千葉市ホームページ）
⑪「市町村が薦めるさくらの名所」（平成 24 年３月、千葉県さくらの会）

図 3-1-25　主要な景観資源

3-1-16　人と自然との触れ合いの活動の場の状況

対象事業実施区域及びその周囲における主要な人と自然との触れ合いの活動の場は表 3-1-57(1)～(2)、その位置は図 3-1-26 にそれぞれ示すとおりである。

表 3-1-57(1)　主要な人と自然との触れ合いの活動の場

区分	番号	名称	所在地	特徴	出典
自然公園	1、2	県立九十九里自然公園	銚子市、旭市、匝瑳市、横芝光町、山武市、九十九里町、東金市、八街市、千葉市、大網白里市、白子町、長生村、一宮町	九十九里浜を中心として、雄蛇ヶ池、洞庭湖を含む自然公園	①
水辺・釣り等	3	雄蛇ヶ池	東金市	素晴らしい眺望を満喫しながら美しい池での魚釣りは人々の憩いの空間となっている。また、桜の名所としても知られ、手軽なハイキングコースとしても有名である。	②、③、④
	4	小中池	大網白里市	多くの自然に囲まれた遊歩道が整備されており、多くの野鳥がやってくる。	②、④
	5	大藪池	千葉市緑区	調整池兼農業用水であり、大藪池の上流にある「大釜・小釜」と呼ばれる湧泉周辺には、カワニナ、サワガニなどの里地里山に特徴的な水生生物も多く生息している。	②
農園	6	富田さとにわ耕園	千葉市若葉区	春は 12 万株のシバザクラ、施設周辺の畑には、ネモフィラや秋のコスモスが咲き、四季を通じて自然と触れ合える。	⑤、⑥、⑫
	7	中田やつ耕園	千葉市若葉区	市民農園や野バラ園があり、市民農園では、農機具の無料貸出や、栽培講習会などがあり、初心者でも気軽に農業を体験できる。	⑫
公園・緑地	8	昭和の森	千葉市緑区	県内でも有数の規模を誇る千葉市の総合公園で、公園の一部が県立九十九里自然公園に指定され、良好な自然環境が残されているため、四季を通じて草花や樹木、野鳥や昆虫など多くの種類の植物や生き物が見られる。	④、⑤、⑥
	9	泉自然公園	千葉市若葉区	北総台地がつくりだす起伏に富んだ地形をいかした園内では、四季を通じてさまざまな自然の風景が楽しめ、多くの動植物と触れあうことができる。	④、⑤、⑥
	10	小中池公園	大網白里市	数多くの野鳥が生息し、自然観察や森林浴が楽しめ、自然とふれあえる公園となっている。	⑦
里山・谷津	11	下大和田谷津	千葉市緑区	鹿島川流域に位置し、北総地域における典型的な谷津環境が残る地域である。 農林業を通した生産、生活の場として、昔ながらの小川も残る山林と農地が一体となった谷津田の自然が維持されてきたことから、トチカガミなど希少植物が生育しているほか、里地里山に特徴的な種をはじめとする多様な動植物の生息空間となっている。 「環境省生物多様性保全上の重要な里地里山」と「関東・水と緑のネットワーク拠点」に選定されている。	⑯、⑰
	12	大藪池谷津	千葉市緑区	調整池兼農業用水である大藪池の北東に残された、スギと落葉広葉樹の斜面林に囲まれた谷津である。 湧水が多く、土水路、斜面林がそろった谷津田が残されており、谷津の奥にある「大釜・小釜」と呼ばれる湧泉周辺には、カワニナ、サワガニなどの里地里山に特徴的な水生生物も多く生息している。	⑯
	13	小油井の谷津田	東金市	県のほぼ中央に位置し、全長 800m の谷津に残された谷津田である。 谷津田での耕作の継続によって良好な水辺環境と水田・湿地環境が維持されており、ゲンジボタルやヘイケボタル、ニホンアカガエルやトウキョウサンショウウオなど、里地里山に特徴的な動植物が多く生息している。	⑯

表 3-1-57(2)　主要な人と自然との触れ合いの活動の場

区分	番号	名称	所在地	特徴	出典
散策	14	関東ふれあいの道	千葉市緑区、東金市、大網白里市	【桜をめでるみち】 桜の名所として知られる八鶴湖、また緑の丘陵に囲まれている雄蛇ヶ池などを訪れるのんびりした田舎の景色を堪能できるコースである。 【昭和の森をたずねるみち】 『房総の軽井沢』といわれ標高 90m の高台に位置する昭和の森を訪れるコースである。緑の多い広々とした展望台からは遠く太平洋を望むことができる。	⑨
	15	いずみウォークコース	千葉市若葉区	いずみ地区の地域資源（歴史・文化・自然）を活用し、地域の魅力を再発見し、地域に親しんでもらうために、ウォーキングイベントとして平成 14 年度から開始した。 【富田～古泉～中田コースマップ】 富田さとにわ耕園をスタート・ゴール地点として、里山風景それぞれの地域に昔から在る道標や道祖神などの史跡をめぐる。	⑩
樹木・花	16	泉自然公園の桜	千葉市若葉区	「さくら名所 100 選の地」に選定された桜の名所であり、園内には約 1,500 本植栽されている。	⑧、⑪
	17	雄蛇ヶ池の桜	東金市	駐車場近くの 200m程度の堤防や、池周辺の観光道路の両側に桜が植栽されている。	⑪
	18	小中池の桜	大網白里市	池の周りにたくさんの桜があり、お花見ができる。管理が良く全体的に樹齢が若いため良い花が咲いている。	⑪
	19	昭和の森の桜	千葉市緑区	桜の植栽されているお花見広場があり、約 240 本の桜が植栽されている。	⑪
	20	貴船神社の大柊	東金市	市天然記念物に指定されており、周囲 2 メートル、樹高 8 メートル余、樹齢 300 年と推定される大木である。	⑬
	21	墨染桜	東金市	市天然記念物に指定されており、品種は姥彼岸で、花は始め桃紅色で、しだいに紅白色となる。紅色の姥彼岸の名木は全国的にも数少ない。例年の開花時期は 3 月の終わりから 4 月のはじめとなっている。	⑬
	22	六所神社の大杉	東金市	周囲 4.55 メートル、樹高約 30 メートル、樹齢 400 年と推定され、市内屈指の銘木である。	⑬
	23	カタクリ群生地	八街市	カタクリはユリ科の多年草で、山野に自生する。発芽から開花まで 8～9 年以上かかり、地下茎はかつて片栗粉の原料として利用された。日枝神社の境内は貴重な群生地となっており、毎年、3 月の下旬から 4 月上旬にかけて、薄紫色の花を咲かせる。	⑭
	24	縣神社の大杉	大網白里市	樹齢は推定３５０年と思われ、見上げると落雷の傷跡が痛々しく残っている。	⑮
その他（キャンプ場）	25	千葉ウシノヒロバ	千葉市若葉区	自然に囲まれた牧場で、地域の食材をつかったバーベキューやキャンプ体験ができる。	⑤
	26	昭和の森フォレストビレッジ	千葉市緑区	旧千葉市ユースホステルの施設をリニューアルオープンした合宿施設、キャンプ場、多目的広場のフォレストフィールドからなる複合施設	⑤
	27	The Forest Garden KIMINOMORI	東金市	四季を感じられる花や大自然の空間で、キャンプ・グランピング BBQ や釜焼きの手作りピザ体験などキャンプ初心者でも気軽にキャンプ体験ができ贅沢なアウトドアを楽しむことができる。	－
	28	東京クラシックキャンプ	千葉市若葉区	日本で初めての会員制グランピング施設	－
	29	泉自然公園 手ぶら BBQ &デイキャンプ広場	千葉市若葉区	泉自然公園で手ぶらバーベキューやデイキャンプ、本格アスレチックや、森林浴、自然散策などが楽しめる。	⑤

出典：①「千葉県の自然公園一覧表」（千葉県ホームページ）
②「第 3 回自然環境保全基礎調査千葉県自然環境情報図」（平成元年、環境庁）
③「ちば文化的景観」（千葉県ホームページ）
④「千葉県公式観光サイト　ちば観光ナビ」（千葉県観光物産協会ホームページ）
⑤「千葉市観光ガイド」（千葉市観光協会ホームページ）
⑥「千葉市 公園」（千葉市ホームページ）
⑦「大網白里市 公園・自然」（大網白里市ホームページ）
⑧「良好な景観の形成に関する基本方針等」（平成 21 年 3 月、千葉県）
⑨「関東ふれあいの道」（千葉県ホームページ）
⑩「いずみウォークコース」（千葉市ホームページ）
⑪「市町村が薦めるさくらの名所」（平成 24 年 3 月、千葉県さくらの会）
⑫「都市農業交流センター」（千葉市ホームページ）
⑬「東金の文化財」（東金市ホームページ）
⑭「八街市の文化財」（八街市ホームページ）
⑮「大網白里市の文化財」（大網白里市ホームページ）
⑯「生物多様性保全上重要な里地里山」（環境省ホームページ）
⑰「関東・水と緑のネットワーク」（公益財団法人日本生態系協会ホームページ）

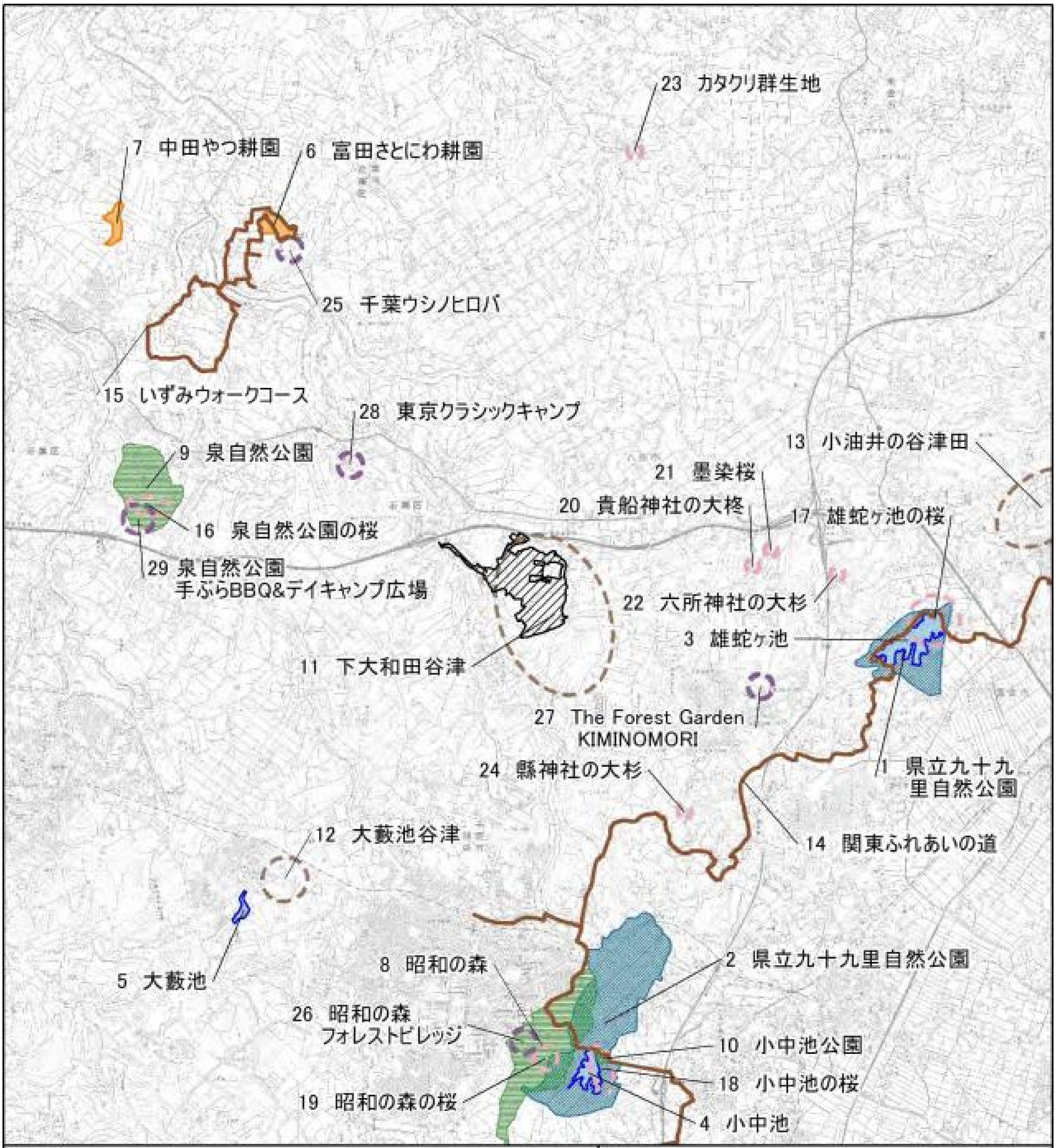

凡例

- ：対象事業実施区域
- ：市界
- ：区界
- ：自然公園
- ：水辺・釣り等
- ：農園
- ：公園・緑地
- ：里山・谷津
- ：樹木・花
- ：その他
- ：遊歩道・散策路、散策コース

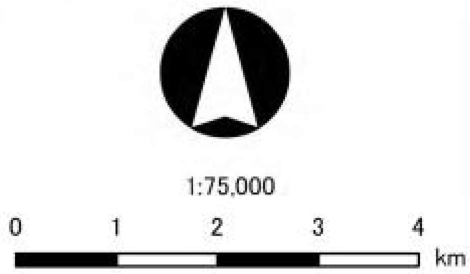

出典：①「千葉県の自然公園一覧表」（千葉県ホームページ）
②「第３回自然環境保全基礎調査千葉県自然環境情報図」（平成元年、環境庁）
③「ちば文化的景観」（千葉県ホームページ）
④「千葉県公式観光サイト　ちば観光ナビ」（千葉県観光物産協会ホームページ）
⑤「千葉市観光ガイド」（千葉市観光協会ホームページ）
⑥「千葉市 公園」（千葉市ホームページ）
⑦「大網白里市 公園・自然」（大網白里市ホームページ）
⑧「良好な景観の形成に関する基本方針等」（平成 21 年３月、千葉県）
⑨「関東ふれあいの道」（千葉県ホームページ）
⑩「いずみウォークコース」（千葉市ホームページ）
⑪「市町村が薦めるさくらの名所」（平成 24 年３月、千葉県さくらの会）
⑫「都市農業交流センター」（千葉市ホームページ）
⑬「東金の文化財」（東金市ホームページ）
⑭「八街市の文化財」（八街市ホームページ）
⑮「大網白里市の文化財」（大網白里市ホームページ）
⑯「生物多様性保全上重要な里地里山」（環境省ホームページ

図 3-1-26　主要な人と自然との触れ合いの活動の場

3-2　社会的状況

社会的状況については、区単位の統計があるものは対象事業実施区域の位置する千葉市緑区及び周辺の千葉市若葉区について、市単位のものは千葉市及び周辺の東金市、八街市、大網白里市（以下、「周辺市」という。）についてとりまとめた。

3-2-1　人口の状況

対象事業実施区域が位置する千葉市及び周辺市の人口、世帯数等の状況及び人口の推移は、表 3-2-1 及び表 3-2-2 に示すとおりである。また、千葉市の将来人口推計は、図 3-2-1 に示すとおりである。

千葉市全体の人口の推移は、令和 2 年まで増加しており、令和 2 年から令和 5 年では横ばい傾向で推移、令和 6 年から増加に転じ令和 7 年でピークに達している。

千葉市の総人口は、2020 年代前半をピークに減少に転じ、年少人口・生産年齢人口が減少し、一方で高齢者人口は増加し、高齢化率は、2040 年に 33.2％まで上昇する見通しである。

表 3-2-1　千葉市及びその周囲の人口及び世帯数の状況

市町＼項目		人口（人）	世帯数（世帯）	人口密度（人/km^2）
千葉市		984,874	476,408	3,624.1
	内、若葉区	144,437	67,102	1,715.6
	内、緑区	128,878	53,371	1,945.3
東金市		56,784	26,443	637.2
八街市		65,454	29,388	873.4
大網白里市		46,763	20,267	805.1

注）令和 7 年 1 月 1 日現在
出典：「令和 6 年千葉県毎月常住人口調査報告書(年報)」（令和 7 年 2 月、千葉県総合企画部統計課）

表 3-2-2　千葉市及びその周囲の人口推移

市町＼年	人口（人）					
	千葉県			東金市	八街市	大網白里市
	千葉市	内、若葉区	内、緑区			
平成 28 年	972,126	151,037	127,213	60,342	70,586	49,173
平成 29 年	973,309	150,661	127,976	60,131	69,879	48,956
平成 30 年	975,535	150,299	128,667	59,668	69,163	48,677
平成 31 年	977,752	150,077	129,118	59,047	68,216	48,384
令和 2 年	980,219	150,072	129,678	58,491	67,382	47,964
令和 3 年	975,705	146,744	129,531	58,003	67,711	48,063
令和 4 年	977,306	146,144	129,748	57,508	66,562	47,782
令和 5 年	977,994	145,393	129,540	57,528	66,219	47,520
令和 6 年	979,877	144,926	129,324	57,127	65,829	47,283
令和 7 年	984,874	144,437	128,878	56,784	65,454	46,763

注）各年 1 月 1 日現在
出典：「平成 28 年～令和 6 年千葉県毎月常住人口調査報告書(年報)」（千葉県総合企画部統計課）

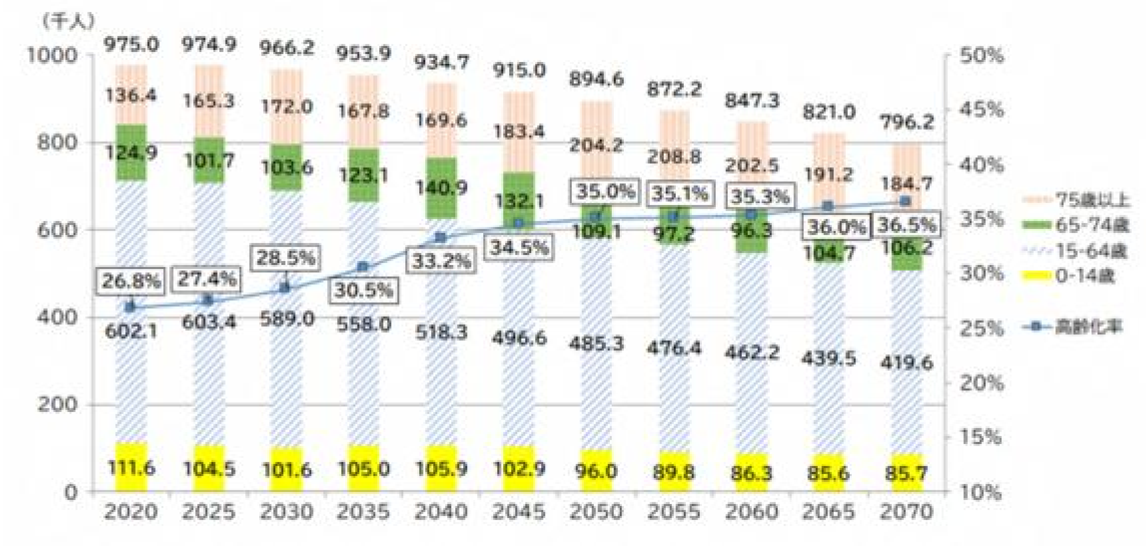

出典：「人口の将来見通し」（千葉市ホームページ）

図 3-2-1　千葉市の将来人口推計

3-2-2　産業の状況

対象事業実施区域及び周辺市の産業分類別事業所数及び従業者数は、表 3-2-3 及び表 3-2-4 に示すとおりである。

千葉市緑区では、事業所数は「卸売・小売業」が 21.1%と最も多く、次いで「医療、福祉」が 16.1%を占めている。従業者数は「医療、福祉」が 26.5%と最も多く、次いで「卸売・小売業」が 22.8%を占めている。

表 3-2-3　産業分類別事業所数及び従業者数（千葉市）

産業分類 ＼ 市町		千葉市		内、若葉区		内、緑区	
		事業所数(所)	従業者数（人）	事業所数（所）	従業者数（人）	事業所数（所）	従業者数（人）
総数		27,826	411,172	3,861	40,519	2,510	31,687
農林漁業	総数	60	465	28	210	18	178
	構成比(%)	0.2	0.1	0.7	0.5	0.7	0.6
鉱業、採石業、砂利採取業	総数	-	-	-	-	-	-
	構成比(%)	-	-	-	-	-	-
建設業	総数	2,850	28,665	668	5,406	258	2,194
	構成比(%)	10.2	7.0	17.3	13.3	10.3	6.9
製造業	総数	1,021	27,551	178	2,290	98	2,340
	構成比(%)	3.7	6.7	4.6	5.7	3.9	7.4
電気・ガス・熱供給・水道業	総数	85	1,253	8	113	7	140
	構成比(%)	0.3	0.3	0.2	0.3	0.3	0.4
情報通信業	総数	420	12,528	35	142	23	92
	構成比(%)	1.5	3.0	0.9	0.4	0.9	0.3
運輸業、郵便業	総数	786	25,019	112	2,117	47	1,476
	構成比(%)	2.8	6.1	2.9	5.2	1.9	4.7
卸売・小売業	総数	6,671	89,104	892	8,860	530	7,215
	構成比(%)	24	21.7	23.1	21.9	21.1	22.8
金融・保険業	総数	582	16,823	47	413	31	405
	構成比(%)	2.1	4.1	1.2	1.0	1.2	1.3
不動産業、物品賃貸業	総数	2,214	13,003	249	1,194	141	658
	構成比(%)	8.0	3.2	6.4	2.9	5.6	2.1
学術研究、専門・技術サービス業	総数	1,659	17,613	141	649	115	1,079
	構成比(%)	6	4.3	3.7	1.6	4.6	3.4
宿泊業、飲食サービス業	総数	2,732	33,702	335	3,331	242	2,973
	構成比(%)	9.8	8.2	8.7	8.2	9.6	9.4
生活関連サービス業、娯楽業	総数	2,454	16,255	363	1,978	304	1,817
	構成比(%)	8.8	4	9.4	4.9	12.1	5.7
教育、学習支援業	総数	1,058	18,902	99	1,130	155	1,180
	構成比(%)	3.8	4.6	2.6	2.8	6.2	3.7
医療、福祉	総数	2,975	58,023	420	8,045	404	8,384
	構成比(%)	10.7	14.1	10.9	19.9	16.1	26.5
複合サービス事業	総数	117	2,150	18	122	14	362
	構成比(%)	0.4	0.5	0.5	0.3	0.6	1.1
サービス業(他に分類されないもの)	総数	2,140	50,105	268	4,519	123	1,194
	構成比(%)	7.7	12.2	6.9	11.2	4.9	3.8

注 1）構成比は小数点第 2 位以下を四捨五入しているため、合計数と内訳の計が一致しない場合がある。
注 2）表中の「－」は該当数字がないもの、分母が 0 のため計算できないものである。
出典：「令和 3 年(2021 年)経済センサス-活動調査結果」(令和 5 年 11 月、総務省)

表 3-2-4　産業分類別事業所数及び従業者数（周辺市）

産業分類＼市町		東金市 事業所数（所）	東金市 従業者数（人）	八街市 事業所数（所）	八街市 従業者数（人）	大網白里市 事業所数（所）	大網白里市 従業者数（人）
総数		2,228	23,260	2,361	20,712	1,289	9,418
農林漁業	総数	27	369	28	177	11	112
	構成比(%)	1.2	1.6	1.2	0.9	0.9	1.2
鉱業、採石業、砂利採取業	総数	1	1	−	−	1	30
	構成比(%)	0	0	−	−	0.1	0.3
建設業	総数	272	1,652	375	1,978	170	913
	構成比(%)	12.2	7.1	15.9	9.6	13.2	9.7
製造業	総数	161	3,047	271	3,436	67	490
	構成比(%)	7.2	13.1	11.5	16.6	5.2	5.2
電気・ガス・熱供給・水道業	総数	4	41	2	2	1	1
	構成比(%)	0.2	0.2	0.1	0	0.1	0
情報通信業	総数	15	60	7	13	12	44
	構成比(%)	0.7	0.3	0.3	0.1	0.9	0.5
運輸業、郵便業	総数	48	1,335	102	1,824	15	278
	構成比(%)	2.2	5.7	4.3	8.8	1.2	3
卸売・小売業	総数	530	5,051	531	5,505	268	2,333
	構成比(%)	23.8	21.7	22.5	26.6	20.8	24.8
金融・保険業	総数	34	439	18	223	15	140
	構成比(%)	1.5	1.9	0.8	1.1	1.2	1.5
不動産業、物品賃貸業	総数	153	530	133	520	120	405
	構成比(%)	6.9	2.3	5.6	2.5	9.3	4.3
学術研究、専門・技術サービス業	総数	67	361	61	203	50	169
	構成比(%)	3	1.6	2.6	1	3.9	1.8
宿泊業、飲食サービス業	総数	270	2,017	188	1,295	141	747
	構成比(%)	12.1	8.7	8	6.3	10.9	7.9
生活関連サービス業、娯楽業	総数	223	1,440	209	926	142	435
	構成比(%)	10	6.2	8.9	4.5	11	4.6
教育、学習支援業	総数	56	897	61	379	44	234
	構成比(%)	2.5	3.9	2.6	1.8	3.4	2.5
医療、福祉	総数	183	3,277	189	2,896	156	2,643
	構成比(%)	8.2	14.1	8	14	12.1	28.1
複合サービス事業	総数	10	313	7	171	7	164
	構成比(%)	0.4	1.3	0.3	0.8	0.5	1.7
サービス業(他に分類されないもの)	総数	174	2,430	179	1,164	69	280
	構成比(%)	7.8	10.4	7.6	5.6	5.4	3

注 1）構成比は小数点第 2 位以下を四捨五入しているため、合計数と内訳の計が一致しない場合がある。
注 2）表中の「−」は該当数字がないもの、分母が 0 のため計算できないものである。
出典：「令和 3 年(2021 年)経済センサス-活動調査結果」（令和 5 年 11 月、総務省）

3-2-3 土地利用の状況

1. 土地利用の状況

対象事業実施区域及び周辺市の地目別面積は、表 3-2-5 及び表 3-2-6 に示すとおりである。千葉市では宅地としての利用が最も多く 33.1%、次いで山林が 12.1%、畑が 11.1%である。

表 3-2-5 地目別土地利用面積（千葉市）

地目＼市・項目	千葉市	
	面積（1000m²）	構成比（%）
田	12,600	4.7
畑	29,789	11.1
宅　地	89,046	33.1
池　沼	242	0.1
山　林	32,668	12.1
牧　場	100	0
原　野	1,576	0.6
雑種地	25,860	9.6
その他	77,368	28.7
計	269,249	100.0

注 1）令和 5 年 1 月 1 日現在
注 2）構成比は、小数点第 2 位以下を四捨五入しているため、合計数と内訳の計が一致しない場合がある。
出典：「千葉県統計年鑑（令和 5 年）」（令和 6 年 8 月、千葉県）

表 3-2-6 地目別土地利用面積（周辺市）

地目＼市・項目	東金市		八街市		大網白里市	
	面積（1000m²）	構成比（%）	面積（1000m²）	構成比（%）	面積（1000m²）	構成比（%）
田	24,178	27.1	1,810	2.4	16,536	28.5
畑	12,663	14.2	33,480	44.7	8,694	15
宅　地	14,545	16.3	12,847	17.1	10,396	17.9
池　沼	635	0.7	28	0	378	0.7
山　林	10,783	12.1	9,747	13	5,147	8.9
牧　場	−	−	−	−	−	−
原　野	463	0.5	1,042	1.4	215	0.4
雑種地	5,686	6.4	5,681	7.6	4,889	8.4
その他	20,168	22.6	10,305	13.8	11,824	20.4
計	89,121		74,940		58,079	

注 1）令和 5 年 1 月 1 日現在
注 2）構成比は、小数点第 2 位以下を四捨五入しているため、合計数と内訳の計が一致しない場合がある。
注 3）表中の「−」は該当数字がないもの、分母が 0 のため計算できないものである。
出典：「千葉県統計年鑑（令和 5 年）」（令和 6 年 8 月、千葉県）

2. 都市計画の状況

対象事業実施区域が位置する千葉市及び周辺市の「都市計画法」に基づく用途地域の指定状況は、表 3-2-7 及び図 3-2-2 にそれぞれ示すとおりである。

対象事業実施区域は用途地域の指定のない区域である。

表 3-2-7　都市計画(用途地域)の指定状況

区分＼市町		千葉市	東金市	八街市	大網白里市
第 1 種低層住居専用地域	面積　(ha)	3,446	312	41	268
	構成比(%)	26.8	38.1	6.9	42.4
第 2 種低層住居専用地域	面積　(ha)	62	10	1	−
	構成比(%)	0.5	1.2	0.2	−
第 1 種中高層住居専用地域	面積　(ha)	2,036	64	50	69
	構成比(%)	15.8	7.8	8.4	10.9
第 2 種中高層住居専用地域	面積　(ha)	608	33	193	31
	構成比(%)	4.7	4.0	32.5	4.9
第 1 種住居地域	面積　(ha)	2,442	112	230	189
	構成比(%)	19.0	13.7	38.7	29.9
第 2 種住居地域	面積　(ha)	854	58	47	19
	構成比(%)	6.6	7.1	7.9	3.0
準住居地域	面積　(ha)	82	33	−	−
	構成比(%)	0.6	4.0	−	−
近隣商業地域	面積　(ha)	497	19	9	12
	構成比(%)	3.9	2.3	1.5	1.9
商業地域	面積　(ha)	429	20	18	8
	構成比(%)	3.3	2.4	3.0	1.3
準工業地域	面積　(ha)	631	108	5	36
	構成比(%)	4.9	13.2	0.8	5.7
工業地域	面積　(ha)	432	−	−	−
	構成比(%)	3.4	−	−	−
工業専用地域	面積　(ha)	1,363	49	−	−
	構成比(%)	10.6	6.0	−	−
合計		12,882	818	594	632

注 1) 用途地域の指定状況は令和 4 年 3 月 31 日現在
注 2) 構成比は、小数点第 2 位を四捨五入しているため、合計数と内訳の計が一致しない場合がある。
出典 :「土地利用に関する都市計画」(千葉県ホームページ)

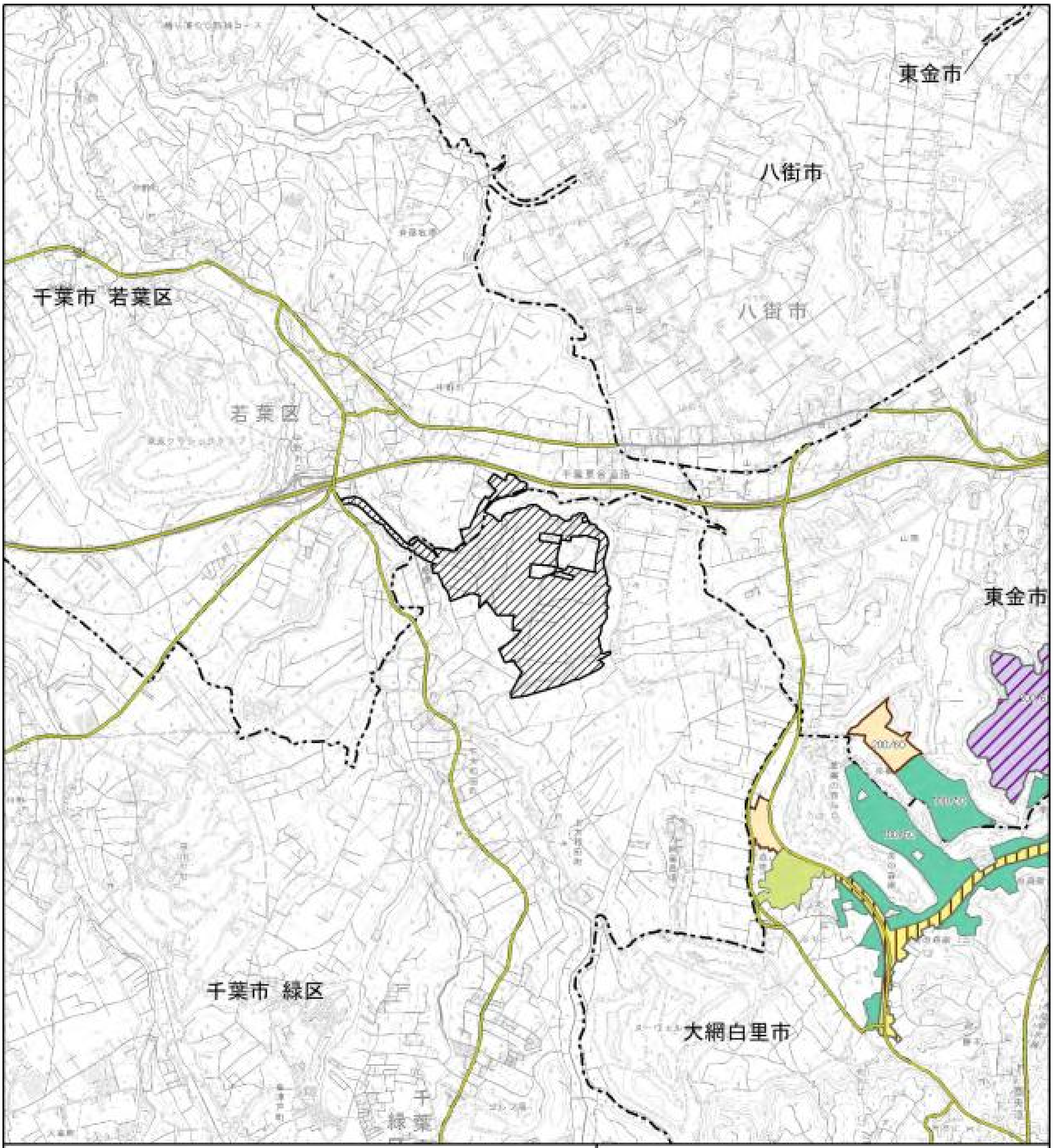

凡 例

- ：対象事業実施区域
- ：市界
- ：区界
- 第1種中高層住居専用地域
- 第1種低層住居専用地域
- 第1種住居地域
- 第2種住居地域
- 準工業地域
- 200/50 容積率/建ぺい率
- 道路

1:35,000

0　0.5　1　1.5　2 km

出典：「国土数値情報（用途地域）」（国土交通省）
（https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-A29-2019.html）令和7年7月7日取得）
「大網白里市都市計画図」（令和5年3月時点）令和7年7月閲覧
「東金市都市計画図」（平成25年3月時点）令和7年7月7日閲覧

図 3-2-2　都市計画図

3-2-4 河川等の利用及び地下水の利用の状況

1. 上水道の利用の状況

対象事業実施区域が位置する千葉市及び周辺市の上水道の普及状況は、表 3-2-8 に示すとおりである。

表 3-2-8 上水道普及状況

項目／市町	給水区域内総人口（人）	現在給水人口（人）			普及率（%）
		上水道	専用水道	合計	
千葉市	981,909	988,537	3,572	957,475	97.5
東金市	56,838	55,987	120	56,107	98.7
八街市	65,573	35,632	2,463	38,095	58.1
大網白里市	47,083	46,850	0	46,850	99.5

出典：「令和5年度千葉県の水道」（令和7年3月、千葉県）

2. 河川等の利用状況

対象事業実施区域及びその周囲において、漁業権の設定されている河川はない。

漁業権の設定状況は、図 3-2-3 にそれぞれ示すとおりである。

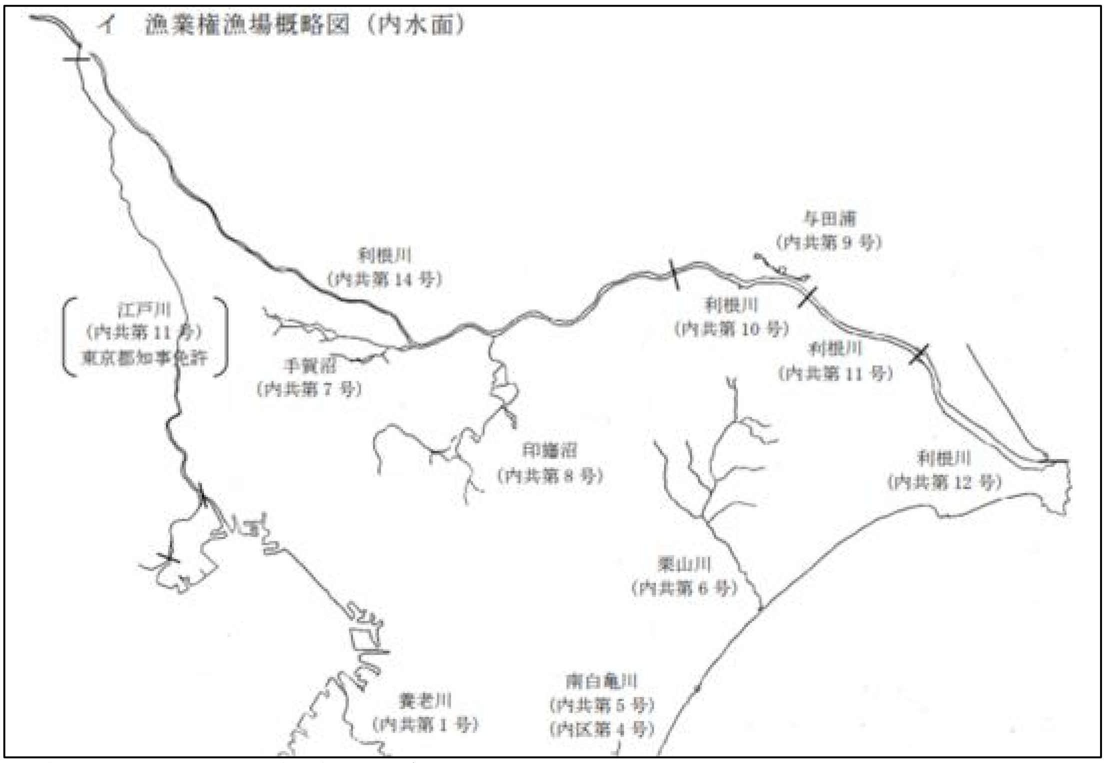

出典：「千葉県における漁業権の概要」（令和6年9月、千葉県）

図 3-2-3 漁業権漁場の位置

3. 地下水の利用状況

対象事業実施区域が位置する千葉市は千葉市環境保全条例により、また、隣接する八街市は千葉県環境保全条例により地下水の採取が一部制限されている。なお、東金市、大網白里市については、法令・条例による地下水採取規制の指定地域外である。

対象事業実施区域及び周辺市における令和 5 年度の用途別揚水量の内訳は、表 3-2-9 に示すとおりである。千葉市では、水道用と農業用が主な用途であり、これらの用途で全体の 9 割近くを占めている。

表 3-2-9 用途別揚水量の内訳（千葉県）

単位：m^3/日

項目 / 市町	工業用	ビル用	水道用	農業用	その他	計
千葉市	1,078	165	1,836	13,567	128	16,775
東金市	－	－	－	－	－	－
八街市	106	58	6,005	2,162	1,027	9,358
大網白里市	－	－	－	－	－	－

出典：「令和 5 年度地下水揚水量調査結果」（千葉県ホームページ）

3-2-5　交通の状況

1. 道路交通

対象事業実施区域周辺地域の自動車交通量は表 3-2-10 に、交通網及び自動車交通量調査地点は図 3-2-4 にそれぞれ示すとおりである。

対象事業実施区域周囲では、令和 3 年度の平日に交通量調査が行われている。令和 3 年度平日の 12 時間自動車交通量は、対象事業実施区域周囲に位置する一般国道 126 号（千葉東金道路）の Q15070 地点では 27,485 台、昼間 12 時間大型車混入率は 20.2%である。

表 3-2-10　自動車交通量（令和 3 年度、平日）

調査単位区間番号	路線名	観測地点名	時間区分	自動車交通量 小型車（台）	自動車交通量 大型車（台）	自動車交通量 合計（台）	昼間12時間大型車混入率（%）
Q15070	一般国道 126 号（千葉東金道路）	山田 IC～中野 IC	12 時間	21,920	5,565	27,485	20.2
			24 時間	27,832	7,482	35,314	
Q15080	一般国道 126 号（千葉東金道路）	中野 IC～高田 IC	12 時間	23,687	6,000	29,687	20.2
			24 時間	30,108	8,012	38,120	
Q15190	一般国道 126 号（千葉東金道路）	東金(JCT)～山田 IC	12 時間	18,112	4,245	22,357	19.0
			24 時間	22,837	5,687	28,524	
Q31050	一般国道 409 号	千葉県八街市滝台 99	12 時間	7,711	970	8,681	11.2
			24 時間	9,975	1,484	11,459	
Q29020	一般国道 468 号	東金(JCT)～東金～大網白里スマート	12 時間	4,624	1,513	6,137	24.7
			24 時間	5,466	1,813	7,279	
Q60030	一般県道誉田停車場中野線	千葉市若葉区中野町 883	12 時間	3,020	420	3,440	12.2
			24 時間	3,704	527	4,231	
Q63040	一般県道東金山田台線	千葉県八街市山田台 1	12 時間	2,778	703	3,481	20.2
			24 時間	3,471	811	4,282	
Q62850	一般県道岩富山田台線	千葉県八街市山田台 691-8	12 時間	5,463	1,343	6,806	19.7
			24 時間	7,051	1,661	8,712	
Q42750	主要地方道山田台大網白里線	大網白里市大網 3143-1	12 時間	7,032	908	7,940	11.4
			24 時間	8,988	1,334	10,322	

出典：「令和 3 年度道路交通センサス一般交通量調査　箇所別基本表」（令和 5 年 6 月、国土交通省）

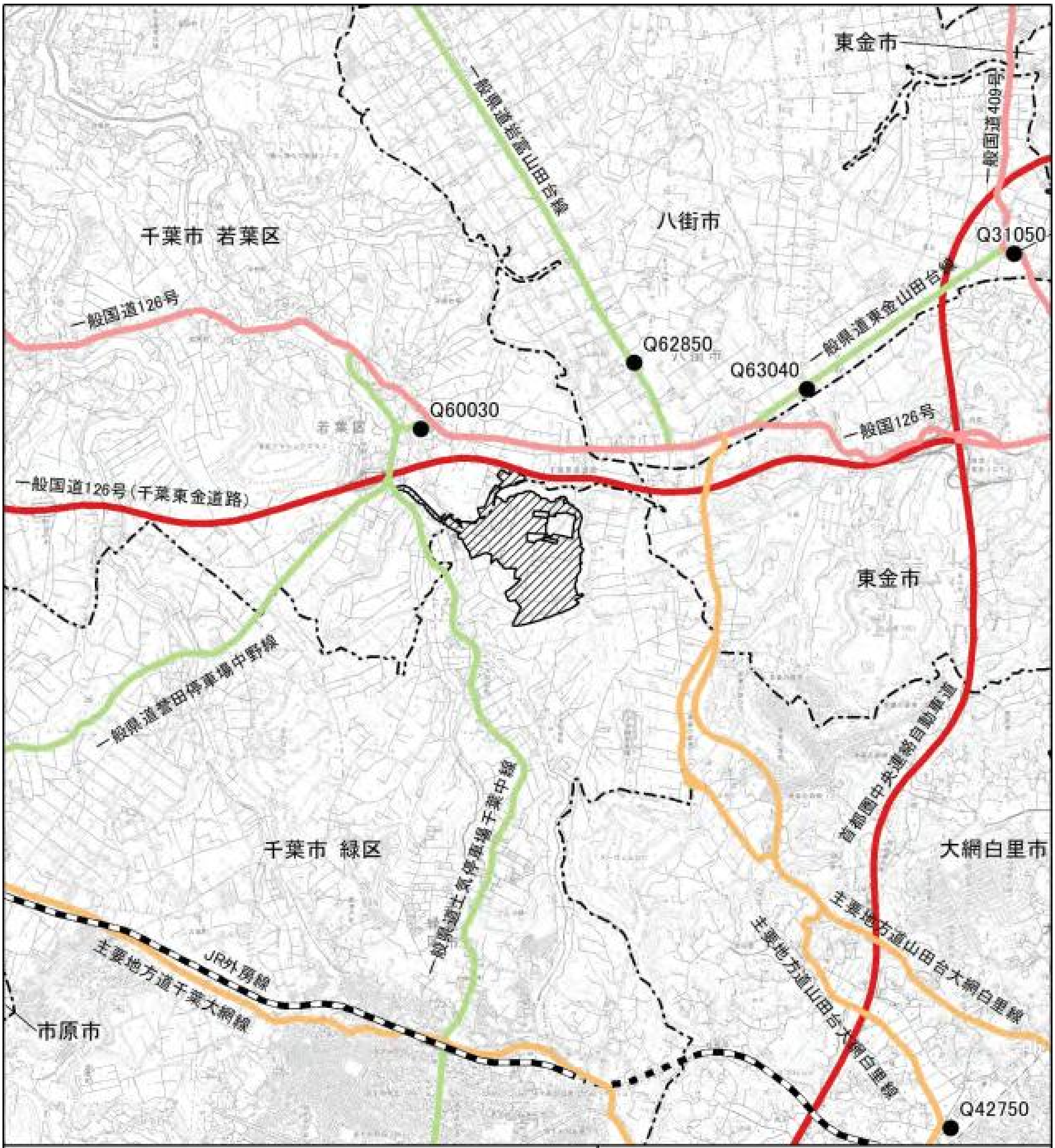

凡 例

：対象事業実施区域

：市界

：区界

：交通量調査地点

：高速自動車道・有料道路

：国道

：主要地方道

：県道

1:50,000

0 1 2 3 km

出典：「令和 3 年度道路交通センサス一般交通量調査
箇所別基本表」（平成 30 年 4 月、国土交通省）
注）一般国道 126 号及び一般国道 468 号については、区間表示となっているため本図には表示していない。

図 3-2-4　交通網及び自動車交通量調査地点位置図

2. 鉄道

対象事業実施区域及びその周囲の鉄道の駅別平均乗車人員は表 3-2-11 に、鉄道の状況は図 3-2-4 に示したとおりである。

対象事業実施区域の最寄駅は JR 外房線の土気駅で、令和 4 年度の平均乗車人数は 10,706 人/日である。

表 3-2-11　駅別平均乗車人員等

単位：人

路線	駅名	種別	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
JR 外房線	土気駅	1 日平均乗車人数	13,335	13,078	9,979	10,240	10,706

出典：「千葉市統計書」（令和 7 年 5 月、千葉市）

3-2-6　学校、医療施設その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

対象事業実施区域及び周辺市の教育施設の状況は表 3-2-12 に、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の状況は表 3-2-13 に、配慮が特に必要な施設の位置は図 3-2-5 (1)～(2)にそれぞれ示すとおりである。

対象事業実施区域の最寄りの教育施設としては、南東側約 1.6km に季美の森幼稚園が、病院としては南東側約 1.3km に季美の森整形外科、季美の森リハビリテーション病院が、福祉施設としては北側約 180m にグループホーム中野が位置している。

表 3-2-12　環境保全への配慮を要する施設（教育施設）

区分	市町	番号	施設名	住所
小学校	八街市	1	二州小学校	八街市山田台 1
	大網白里市	2	季美の森小学校	大網白里市季美の森南 1-28
中学校	千葉市緑区	3	土気中学校	千葉市緑区土気町 1400

出典：「令和 6 年度版教育要覧」（千葉市教育委員会、令和 6 年 10 月）
「令和 6 年度版教育便覧」（千葉県ホームページ、令和 7 年 1 月）

表 3-2-13　環境保全への配慮を要する施設（病院・福祉施設等）

区分		市町	番号	施設名	住所
病院・診療所	診療所	千葉市	1	中野園医務室	千葉市若葉区中野町 2148-6
	病院	東金市	2	東千葉メディカルセンター	東金市丘山台 3-6-2
	診療所	大網白里市	3	医療法人社団鎮誠会 季美の森整形外科	大網白里市季美の森南 1-30-5
	病院	大網白里市	4	医療法人社団鎮誠会 季美の森リハビリテーション病院	大網白里市季美の森南 1-30-1
	診療所	大網白里市	5	きみのもりクリニック	大網白里市季美の森南 3-3-16
			6	特別養護老人ホーム　季美の森医務室	大網白里市季美の森南 1 丁目 30-8
保育所等	保育園	八街市	7	八街市立二州第一保育園	八街市山田台 671-1
			8	八街市立二州第二保育園	八街市四木 1938
福祉施設等	特別養護老人ホーム	千葉市	9	特別養護老人ホーム中野園	千葉市若葉区中野町 2148-6
	特別養護老人ホーム	大網白里市	10	特別養護老人ホーム季美の森	大網白里市季美の森南 1-30-8
	老人短期入所施設	大網白里市	11	ショートステイ季美の森	
	老人デイサービスセンター	大網白里市	12	季美の森デイサービスセンター	
	老人デイサービスセンター	千葉市	13	デイサービスはるかぜ	千葉市若葉区中野町 707
			14	デイサービス森の木	千葉市若葉区中野町 107-1
			15	デイサービスくりきんとん	千葉市緑区土気町 1311-33
		東金市	16	デイサービスふるさと	千葉県東金市山田 1163-3
			17	デイサービスなのはな	千葉県東金市山田 1261-1
			18	デイサービスひまわり	千葉県八街市上砂 328-2
			19	デイサービスなでしこ	千葉県八街市滝台 1810
	グループホーム	千葉市	20	デイサービスなでしこ	千葉市若葉区中田町 1103-1
			21	グループホーム緑彩苑	千葉市若葉区中野町 1872
			22	グループホーム中野	千葉市若葉区中野町 66-5
		八街市	23	グループホームはつらつ宮の原	千葉県八街市山田台宮ノ原 966 番地 2
			24	グループホームにこにこ滝台	千葉県八街市滝台 1807
	有料老人ホーム	千葉市	25	長寿	千葉市若葉区中野町 801
		東金市	26	太陽	東金市山田 1261-1
		八街市	27	有料老人ホーム　さざんか	八街市滝台 1807-2
			28	有料老人ホーム　ひまわり	八街市上砂 329
	訪問介護事業所	千葉市	29	訪問介護ステーションくりきんとん	千葉県千葉市緑区土気町 1311 番地 33
		東金市	30	きららケアサービス	千葉県東金市山田 1163-3
		八街市	31	草笛ケアサービス	千葉県八街市上砂 330-3
	障害福祉サービス事業所	千葉市	32	あさひの丘	千葉市若葉区古泉町 132-11
	グループホーム	千葉市	33	ハイム中野	千葉市若葉区中野町 1574-31
	障害福祉サービス事業所	千葉市		アクティなかの	
	障害者支援施設、児童発達支援事業所他	千葉市		中野学園	
	児童発達支援・放課後等デイサービス事業所	八街市	34	ホースプラネット	千葉県八街市山田台 285 番地 5
	児童発達支援事業所		35	ハートホース	千葉県八街市山田台 285 番地 1
	児童発達支援事業所	八街市	36	まりもケア	千葉県八街市山田台 685 の 1

出典：「千葉県病院名簿」（千葉県、令和 6 年 4 月 1 日現在）
「千葉県診療所名簿」（千葉県、令和 6 年 6 月 1 日現在）
「認可保育所について」（千葉県ホームページ、令和 5 年 6 月 1 日時点）
「保育園等のご案内」（千葉市ホームページ）
「ちばこどもマップ」（NPO 法人 Code for Chiba）
「社会福祉施設等一覧表（令和 6 年度）」（千葉県ホームページ）
「千葉市内の介護施設等一覧」（千葉市ホームページ）
「ちば情報マップ ちば福祉ナビ」（千葉県ホームページ）

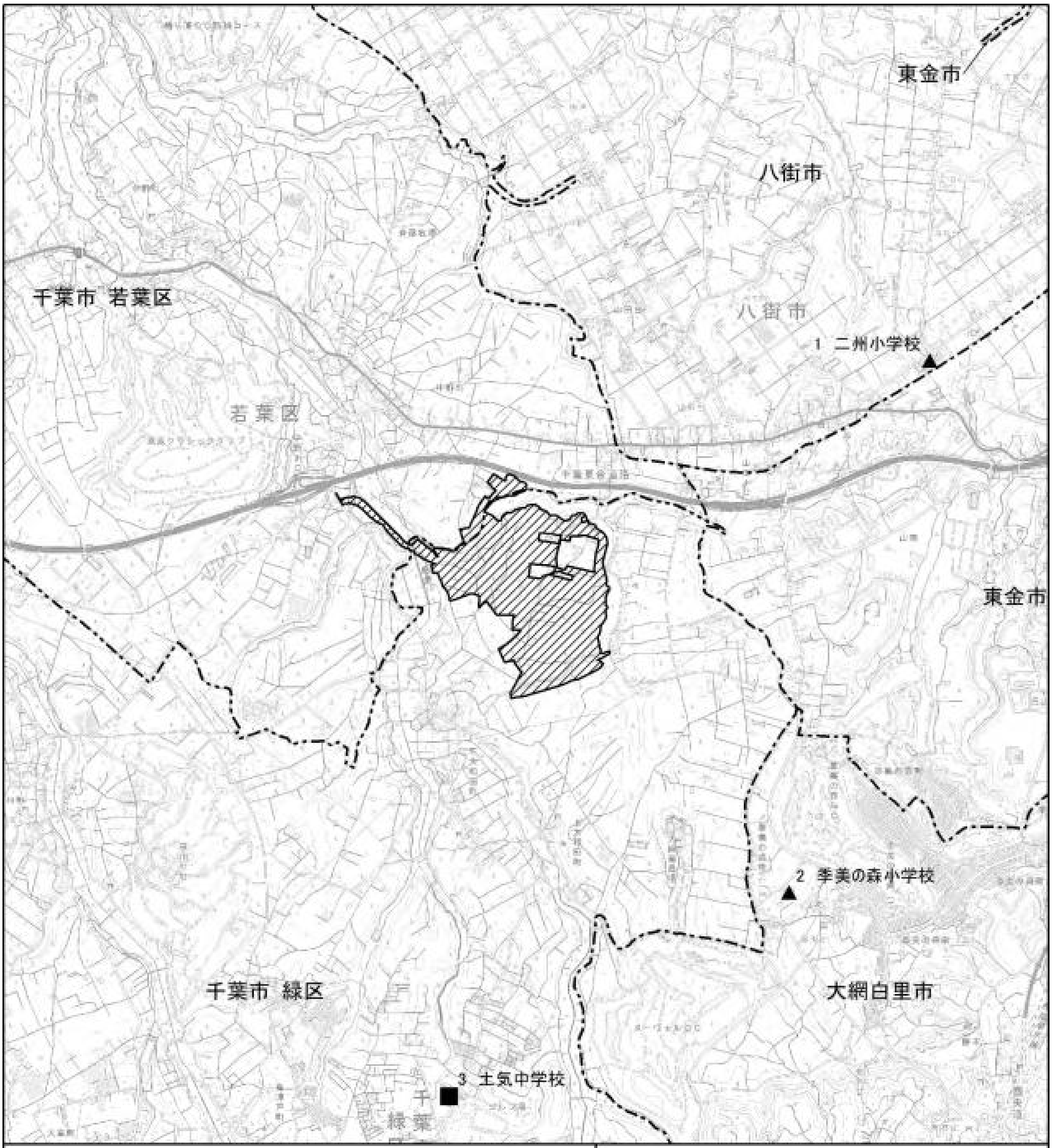

凡例

- : 対象事業実施区域
- : 市界
- : 区界
- ▲ : 小学校
- ■ : 中学校

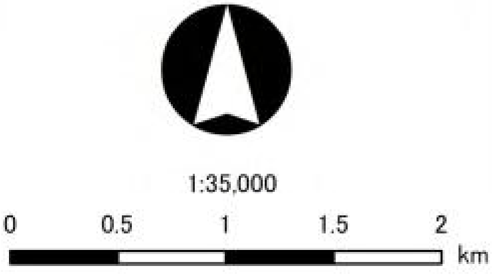

出典：「令和 6 年度版教育要覧」（千葉市教育委員会、令和 6 年 10 月）
「令和 6 年度版教育便覧」（千葉県ホームページ、令和 7 年 1 月）

図 3-2-5(1) 環境保全への配慮を要する施設（教育施設）

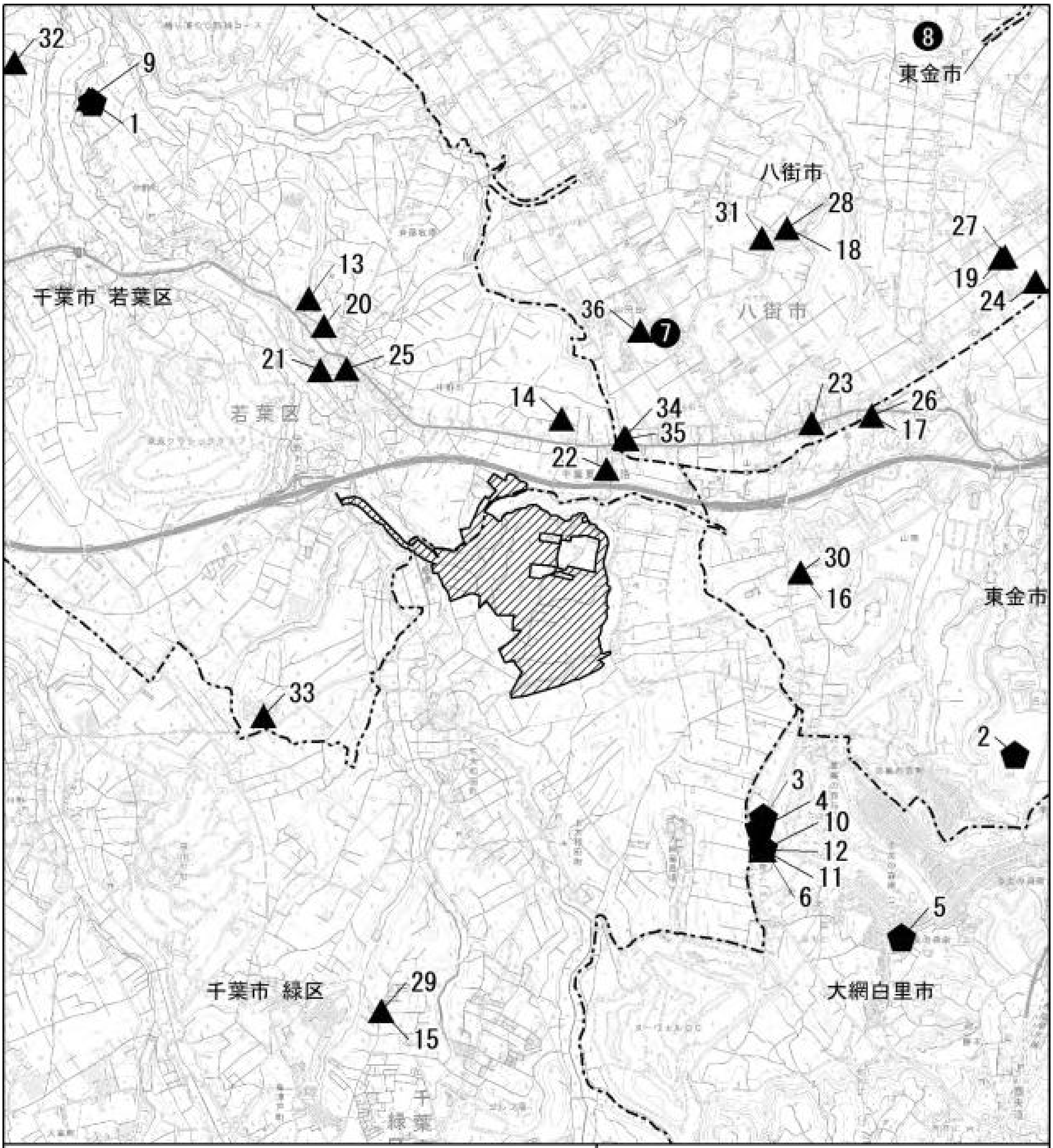

凡例

: 対象事業実施区域
: 市界
: 区界
: 保育所等
: 病院・診療所
: 福祉施設等

出典：「千葉県病院名簿」（千葉県、令和6年4月1日現在）
「千葉県診療所名簿」（千葉県、令和6年6月1日現在）
「認可保育所について」（千葉県ホームページ、令和5年6月1日時点）
「保育園等のご案内」（千葉市ホームページ）
「ちばこどもマップ」（NPO法人 Code for Chiba）
「社会福祉施設等一覧表（令和6年度）」（千葉県ホームページ）
「千葉市内の介護施設等一覧」（千葉市ホームページ）
「ちば情報マップ ちば福祉ナビ」（千葉県ホームページ）

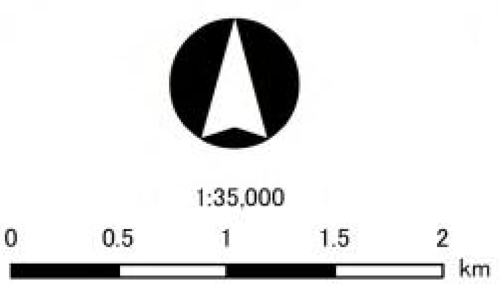

図 3-2-5(2) 環境保全への配慮を要する施設(病院・福祉施設等)

3-2-7　下水道の整備の状況

対象事業実施区域が位置する千葉市及び周辺市の公共下水道の普及状況は、表 3-2-14 に示すとおりである。

千葉市では、公共下水道の整備率（面積比）は 93.2%、普及率（人口比）は 97.5%である。

表 3-2-14　公共下水道普及状況

項目 市町	行政区域		全体計画面積(ha)	汚水整備面積(ha)	処理人口（千人）	整備率（面積比%）	普及率（人口%）
	面積(ha)	人口（千人）					
千葉市	27,176	977.1	13,191	12,299	952.3	93.2	97.5
東金市	8,912	56.9	1,137	807	24.1	71.0	42.4
八街市	7,494	67.2	1,030	456	19.2	44.3	28.6
大網白里市	5,808	48.4	744	524	25.0	70.4	51.6

出典：「千葉県統計年鑑(令和５年)」（千葉県ホームページ）

3-2-8　環境の保全を目的とする法令等により指定された地域、その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況

1. 公害防止関係法令等

公害防止に係る法令等による基準等は、次のとおりである。

(1) 大気

① 大気の汚染に係る環境基準等

「環境基本法」及び「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく大気汚染に係る環境基準は、表 3-2-15(1)～(2)に示すとおりである。また、「大気汚染防止法」の有害大気汚染物質対策による「環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値(指針値)」は表 3-2-16 に示すとおりである。

表 3-2-15(1)　大気汚染に係る環境基準

物　質	環境基準	評価方法
二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	[長期的評価] ・年間の 1 日平均値のうち、高い方から 2%の範囲内にあるものを除外した後の最高値（2%除外値)を、環境基準と比較して評価する。 ・ただし、環境基準を超える日が 2 日以上連続した場合には、非達成と評価する。 [短期的評価] ・測定を行った日についての 1 日平均値、又は各 1 時間値を環境基準と比較して評価を行う。
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	[長期的評価] ・年間の 1 日平均値のうち、高い方から 2%の範囲内にあるものを除外した後の最高値（2%除外値)を、環境基準と比較して評価する。 ・ただし、環境基準を超える日が 2 日以上連続した場合には、非達成と評価する。 [短期的評価] ・測定を行った日についての 1 日平均値、若しくは 8 時間平均値を環境基準と比較して評価を行う。
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	[長期的評価] ・年間の 1 日平均値のうち、低い方から 98%に相当するもの（98%値)を、環境基準と比較して評価する。
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m^3 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m^3 以下であること。	[長期的評価] ・年間の 1 日平均値のうち、高い方から 2%の範囲内にあるものを除外した後の最高値（2%除外値)を、環境基準と比較して評価する。 ・ただし、環境基準を超える日が 2 日以上連続した場合には、非達成と評価する。 [短期的評価] ・測定を行った日についての 1 日平均値、又は各 1 時間値を環境基準と比較して評価を行う。
微小粒子状物質	1 年平均値が 15μg/m^3 以下であり、かつ、1 日平均値が 35μg/m^3 以下であること。	・長期基準に対応した環境基準達成状況は、1 年平均値を環境基準と比較して評価する。 ・短期基準に対応した環境基準達成状況は、年間の 1 日平均値のうち、低い方から 98%に相当するもの (98%値) を環境基準と比較して評価する。
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	[短期的評価] 測定を行った日についての各 1 時間値を環境基準と比較して評価を行う。

表 3-2-15(2) 大気汚染に係る環境基準

物　質	環境基準
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m^{3}以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m^{3}以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m^{3}以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m^{3}以下であること。
ダイオキシン類	1年平均値が0.6pg-TEQ/m^{3}以下であること。

注）環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については適用しない。

表 3-2-16 環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値（指針値）

物　質	環境上の条件
アクリロニトリル	1年平均値が2μg/m^{3}以下であること。
アセトアルデヒド	1年平均値が120μg/m^{3}以下であること。
塩化ビニルモノマー	1年平均値が10μg/m^{3}以下であること。
塩化メチル	1年平均値が94μg/m^{3}以下であること。
クロロホルム	1年平均値が18μg/m^{3}以下であること。
1,2-ジクロロエタン	1年平均値が1.6μg/m^{3}以下であること。
水銀及びその化合物	1年平均値が0.04μgHg/m^{3}以下であること。
ニッケル化合物	1年平均値が0.025μgNi/m^{3}以下であること。
ヒ素及びその化合物	1年平均値が6ngAs/m^{3}以下であること。
1,3-ブタジエン	1年平均値が2.5μg/m^{3}以下であること。
マンガン及びその化合物	1年平均値が0.14μgMn/m^{3}以下であること。

① 大気汚染に係る規制基準等

ア. 硫黄酸化物

「大気汚染防止法」及び「千葉市環境保全条例」に基づくばい煙発生施設に係る硫黄酸化物のK値規制として、硫黄酸化物の許容排出量を次式により定めている。

なお、対象事業実施区域が位置する千葉市は、昭和49年4月1日以後に設置する施設は、K値＝1.75が適用される。

$q = K \times 10^{-3} \times He^{2}$

q ：硫黄酸化物の排出量（$m^{3}{}_{N}$/時）

He：補正された排出口の高さ（煙突実高＋煙上昇高）（m）

K：地域によって異なる値（千葉市はK＝1.75）

イ. ばいじん及び有害物質

対象事業実施区域が位置する千葉市は、大気汚染防止法に基づく一般排出基準のほか、「大気汚染防止法に基づき排出基準を定める条例」（昭和46年千葉県条例第67号）による上乗せ基準が適用される。

ウ. 窒素酸化物

窒素酸化物の排出基準は、大気汚染防止法に基づき施設の種類及び規模ごとに定められている。なお、対象事業実施区域が位置する千葉市では、発電ボイラーやガスタービン等については、「千葉市発電ボイラー及びガスタービン等に係る窒素酸化物対策指導要綱」により指導基準が定められている。

エ. 揮発性有機化合物（VOC）

揮発性有機化合物（VOC）の排出基準は、大気汚染防止法に基づき施設の種類及び規模ごとに定められている。なお、対象事業実施区域が位置する千葉市では、自主的取組の促進をするため、「千葉市揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例」（VOC条例）を制定している。

(2) 水質

① 水質汚濁に係る環境基準等

「環境基本法」に基づく水質汚濁に係る環境基準は、表 3-2-17～表 3-2-22 に、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく水質に係る環境基準は、表 3-2-23 に、地下水の水質汚濁に係る環境基準は、表 3-2-24 に、「要監視項目及び指針値」は、表 3-2-25～表 3-2-27 にそれぞれ示すとおりである。

表 3-2-17 水質汚濁に係る環境基準（人の健康の保護に関する環境基準）

項　目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

備考

1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、以下測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

全シアン：日本産業規格 K0102 の規格 38.1.2（規格 38 の備考 11 を除く。以下同じ。）及び 38.2 に定める方法、規格 38.1.2 及び 38.3 に定める方法、規格 38.1.2 及び 38.5 に定める方法又は水質汚濁に係る環境庁告示第 59 号付表 1 に掲げる方法。

アルキル水銀：環境庁告示第 59 号付表 3 に掲げる方法。

PCB：環境庁告示第 59 号付表 4 に掲げる方法。

3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本産業規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

表 3-2-18　水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準：河川）その１

項目／類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度(pH)	生物化学的酸素要求量(BOD)	浮遊物質量(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌数
AA	水道１級 自然環境保全 及びＡ以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL 以下
A	水道２級 水産１級 水浴 及びＢ以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下
B	水道３級 水産２級 及びＣ以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU/ 100mL 以下
C	水産３級 工業用水１級 及びＤ以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	－
D	工業用水２級 農業用水 及びＥの欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	－
E	工業用水３級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L 以上	－

備考
1. 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。
3. 水道１級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100CFU／100ml 以下とする。
4. 水産１級、水産２級及び水産３級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
5. 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））／100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注 1）自然環境保全：自然探勝等の環境保全
注 2）水道１級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
　　　水道２級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
　　　水道３級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
注 3）水産１級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産２級及び水産３級の水産生物用
　　　水産２級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産３級の水産生物用
　　　水産３級：コイ、フナ等、β－中腐水性水域の水産生物用
注 4）工業用水１級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
　　　工業用水２級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
　　　工業用水３級：特殊な浄水操作を行うもの
注 5）環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

表 3-2-19　水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準：河川）その 2

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考
基準値は、年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

表 3-2-20　水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準：湖沼）その１

項目 類型	利用目的の適応性	水素イオン濃度(pH)	化学的酸素要求量(COD)	浮遊物質量(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌数
AA	水道１級 水産１級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL 以下
A	水道２、３級 水産２級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下
B	水産３級 工業用水１級 農業用水 及びCの欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	－
C	工業用水２級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L 以上	－

備考

1. 水産１級、水産２級及び水産３級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。
2. 水道１級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100CFU／100ml 以下とする。
3. 水道３級を利用目的としている地点(水浴又は水道２級を利用目的としている地点を除く。)については、大腸菌数 1,000CFU／100ml 以下とする。
4. 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））／100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注 1）自然環境保全：自然探勝等の環境保全
注 2）水道１級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
　　水道２、３級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
注 3）水産１級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産２級及び水産３級の水産生物用
　　水産２級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産３級の水産生物用
　　水産３級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
注 4）工業用水１級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
　　工業用水２級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
注 5）環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

表 3-2-21　水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準：湖沼）その2

項目 / 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全　燐
Ⅰ	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L 以下	0.005mg/L 以下
Ⅱ	水道1、2、3級(特殊なものを除く。) 水産1種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L 以下	0.01mg/L 以下
Ⅲ	水道3級（特殊なもの）及び Ⅳ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L 以下	0.03mg/L 以下
Ⅳ	水産2種及び Ⅴの欄に掲げるもの	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
Ⅴ	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/L 以下	0.1mg/L 以下

備考
1. 基準値は、年間平均値とする。
2. 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
3. 農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。

注1）自然環境保全：自然探勝等の環境保全
注2）水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
　　水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
　　水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。)
注3）水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
　　水産2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
　　水産3種：コイ、フナ等の水産生物用
注4）環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

表 3-2-22　水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準：湖沼）その3

項目／類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考
　基準値は、年間平均値とする。

表 3-2-23　ダイオキシン類の水質に係る環境基準

物　質	基準値
水質（水底の底質を除く）	1pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下

備考
1. 基準値は、2,3,7,8－四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性に換算した値とする。
2. 水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。
3. 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水の水底の底質について適用する。

表 3-2-24　地下水の水質汚濁に係る環境基準

項　目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

備考

1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、以下測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

全シアン：日本産業規格 K0102 の規格 38.1.2（規格 38 の備考 11 を除く。以下同じ。）及び 38.2 に定める方法、規格 38.1.2 及び 38.3 に定める方法、規格 38.1.2 及び 38.5 に定める方法又は水質汚濁に係る環境庁告示第 59 号付表 1 に掲げる方法。

アルキル水銀：環境庁告示第 59 号付表 3 に掲げる方法。

PCB：環境庁告示第 59 号付表 4 に掲げる方法。

3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本産業規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
4. 1，2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

表 3-2-25　要監視項目及び指針値（人の健康の保護に係る項目：公共用水域）

項　目	指針値
クロロホルム	0.06mg/L 以下
トランス-1、2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1、2-ジクロロプロパン	0.06mg/L 以下
p-ジクロロベンゼン	0.2mg/L 以下
イソキサチオン	0.008mg/L 以下
ダイアジノン	0.005mg/L 以下
フェニトロチオン (MEP)	0.003mg/L 以下
イソプロチオラン	0.04mg/L 以下
オキシン銅 (有機銅)	0.04mg/L 以下
クロロタロニル (TPN)	0.05mg/L 以下
プロピザミド	0.008mg/L 以下
EPN	0.006mg/L 以下
ジクロルボス (DDVP)	0.008mg/L 以下
フェノブカルブ (BPMC)	0.03mg/L 以下
イプロベンホス (IBP)	0.008mg/L 以下
クロルニトロフェン (CNP)	-
トルエン	0.6mg/L 以下
キシレン	0.4mg/L 以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/L 以下
ニッケル	-
モリブデン	0.07mg/L 以下
アンチモン	0.02mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L 以下
エピクロロヒドリン	0.0004mg/L 以下
全マンガン	0.2mg/L 以下
ウラン	0.002mg/L 以下
ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	0.00005mg/L 以下

備考

PFOS 及び PFOA の指針値については、PFOS 及び PFOA の合計値とする。

表 3-2-26　要監視項目及び指針値（人の健康の保護に係る項目：地下水）

項　目	指針値
クロロホルム	0.06mg/L 以下
1、2-ジクロロプロパン	0.06mg/L 以下
p-ジクロロベンゼン	0.2mg/L 以下
イソキサチオン	0.008mg/L 以下
ダイアジノン	0.005mg/L 以下
フェニトロチオン（MEP）	0.003mg/L 以下
イソプロチオラン	0.04mg/L 以下
オキシン銅（有機銅）	0.04mg/L 以下
クロロタロニル（TPN）	0.05mg/L 以下
プロピザミド	0.008mg/L 以下
EPN	0.006mg/L 以下
ジクロルボス（DDVP）	0.008mg/L 以下
フェノブカルブ（BPMC）	0.03mg/L 以下
イプロベンホス（IBP）	0.008mg/L 以下
クロルニトロフェン（CNP）	-
トルエン	0.6mg/L 以下
キシレン	0.4mg/L 以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/L 以下
ニッケル	-
モリブデン	0.07mg/L 以下
アンチモン	0.02mg/L 以下
エピクロロヒドリン	0.0004mg/L 以下
全マンガン	0.2mg/L 以下
ウラン	0.002mg/L 以下
ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）	0.00005mg/L 以下

備考
PFOS 及び PFOA の指針値については、PFOS 及び PFOA の合計値とする。

表 3-2-27 要監視項目及び指針値（水生生物の保全に係る項目：公共用水域）

項　目	水域	類型	指針値
クロロホルム	淡水域	生物 A	0.7mg/L 以下
		生物特 A	0.006mg/L 以下
		生物 B	3mg/L 以下
		生物特 B	3mg/L 以下
	海水域	生物 A	0.8mg/L 以下
		生物特 A	0.8mg/L 以下
フェノール	淡水域	生物 A	0.05mg/L 以下
		生物特 A	0.01mg/L 以下
		生物 B	0.08mg/L 以下
		生物特 B	0.01mg/L 以下
	海水域	生物 A	2mg/L 以下
		生物特 A	0.2mg/L 以下
ホルムアルデヒド	淡水域	生物 A	1mg/L 以下
		生物特 A	1mg/L 以下
		生物 B	1mg/L 以下
		生物特 B	1mg/L 以下
	海水域	生物 A	0.3mg/L 以下
		生物特 A	0.03mg/L 以下
4-t-オクチルフェノール	淡水域	生物 A	0.001mg/L 以下
		生物特 A	0.0007mg/L 以下
		生物 B	0.004mg/L 以下
		生物特 B	0.003mg/L 以下
	海水域	生物 A	0.0009mg/L 以下
		生物特 A	0.0004mg/L 以下
アニリン	淡水域	生物 A	0.02mg/L 以下
		生物特 A	0.02mg/L 以下
		生物 B	0.02mg/L 以下
		生物特 B	0.02mg/L 以下
	海水域	生物 A	0.1mg/L 以下
		生物特 A	0.1mg/L 以下
2、4-ジクロロフェノール	淡水域	生物 A	0.03mg/L 以下
		生物特 A	0.003mg/L 以下
		生物 B	0.03mg/L 以下
		生物特 B	0.02mg/L 以下
	海水域	生物 A	0.02mg/L 以下
		生物特 A	0.01mg/L 以下

② 水質汚濁に係る排水基準

水質汚濁防止法に基づく一般排水基準のほか、「水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例」（昭和 50 年 12 月 25 日千葉県条例第 50 号）による上乗せ基準が適用される。

加えて、「千葉市環境保全条例」に基づく排水基準も適用される。

(3) 土壌

「環境基本法」に基づく土壌汚染に係る環境基準は、表 3-2-28 に示すとおりである。

表 3-2-28　土壌汚染に係る環境基準

項　目	要件(mg/L)
カドミウム	検液１Ｌにつき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4 mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液１Ｌにつき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液１Ｌにつき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液１Ｌにつき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液１Ｌにつき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液１Ｌにつき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液１Ｌにつき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液１Ｌにつき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液１Ｌにつき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液１Ｌにつき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液１Ｌにつき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液１Ｌにつき１mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液１Ｌにつき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液１Ｌにつき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液１Ｌにつき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液１Ｌにつき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液１Ｌにつき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液１Ｌにつき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液１Ｌにつき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液１Ｌにつき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液１Ｌにつき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液１Ｌにつき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液１Ｌにつき 1mg 以下であること。
1.4-ジオキサン	検液１Ｌにつき 0.05mg 以下であること。

備考

1. カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水１Ｌにつき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び１mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1Ｌにつき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び３mg とする。
2. 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。
4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格Ｋ0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本産業規格Ｋ0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

(4) 地盤沈下

地盤沈下防止のための地下水採取規制について、「工業用水法」、「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」に基づいて指定されている指定地域を、図 3-2-6 に示す。「工業用水法」、「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」による地下水採取規制においては、対象事業実施区域及び近接する地域は指定地域に該当しない。また、千葉市では「千葉市環境保全条例」において、地下水採取規制が定められている。その概要は表 3-2-29 に示すとおりである。

図 3-2-6　工業用水法及び建築物用地下水の採取の規制に関する法律の指定地域

表 3-2-29　千葉市環境保全条例における地下水採取規制

技術上の基準		規制対象の揚水機の吐出口断面積	規制対象
ストレーナーの位置	揚水機の吐出口断面積		
650m 以深	21cm^2 以下	6cm^{2}超	1. 工業の用途 製造業（物品の加工修理業を含む）、電気供給業、ガス供給業、熱供給業 2. 鉱業の用途 3. 建築物用地下水としての用途 冷房設備、暖房設備、水洗便所、自動車車庫に設けられた洗車設備、公衆浴場（浴室の床面積の合計が 150cm^{2}を超えるもの） 4. 農業の用途 5. 水道事業、簡易水道事業、専用水道、小規模水道の用途 6. 工業用水道事業 7. 開発区域面積が 10 ヘクタール以上のゴルフ場における散水の用途
－	－	－	地下水以外の水源を確保することができない場合、許可を受けられる用途 1. 工業及び鉱業の用途のうち、専ら防火その他保安に係る用途 2. 建築物用地下水のうち、水洗便所に係る用途 3. 農業の用途、水道事業・簡易水道事業・専用水道・小規模水道の用途及び工業用水道事業の用途 4. 旧千葉県公害防止条例に基づき許可を受けたとみなされる既設井戸の堀替えの場合で、従前の揚水量を超えず、かつ廃止した井戸に係る用途と同一の用途のもの

(5) 騒音

① 騒音に係る環境基準等

「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準は、表 3-2-30 及び表 3-2-31 に示すとおりである。

表 3-2-30　騒音に係る環境基準（一般地域）

単位：dB

地域の類型	昼間 午前6時～午後10時	夜間 午後10時～午前6時
A	55以下	45以下
B	55以下	45以下
C	60以下	50以下

注）地域の類型

A：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域

B：第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、市街化調整区域

C：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

表 3-2-31　騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

単位：dB

地域の類型	昼間 午前6時～午後10時	夜間 午後10時～午前6時
A地域のうち、2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60以下	55以下
B地域のうち、2車線以上の車線を有する道路に面する地域、及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下
（特例）幹線交通を担う道路に近接する空間	70以下	65以下

注1）地域の類型

A：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域

B：第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、市街化調整区域

C：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

注2）幹線交通を担う道路とは、道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市長村道（市町村道にあっては4車線以上の車線を有する区間に限る。）並びに道路運送法第2条第8項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1号に規定する自動車専用道路をいう。

注3）幹線交通を担う道路に近接する空間とは、次の車線数の区分に応じた道路端からの距離によりその範囲が特定されている。

・2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路　15m

・2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路　20m

注4）幹線交通を担う道路に近接する空間について、個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45dB以下、夜間にあっては40dB以下）によることができる。

② 騒音に係る規制基準等

ア．特定建設作業の騒音

特定建設作業の騒音について「騒音規制法」及び「千葉市環境保全条例」により規制基準が定められている。

「騒音規制法」及び「千葉市環境保全条例」に基づく規制基準は、表 3-2-32 に示すとおりである。

表 3-2-32　騒音規制法及び千葉市環境保全条例に基づく特定建設作業に係る規制基準

騒音の大きさ		作業時間		1日の作業時間		作業期間	作業日
基準値	基準点	第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域		
85dB を超えないこと	敷地の境界線	午後 7 時から翌日午前7時までの時間内でないこと	午後 10 時から翌日午前6時までの時間内でないこと	10 時間を超えないこと	14 時間を超えないこと	連続 6 日を超えないこと	日曜日その他の休日ではないこと

注）第 1 号区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、市街化調整区域、第 1 特別地域。近隣商業地域、商業地域、準工業地域（ただし、第 1 特別地域を除く。）、第 2 特別地域。工業地域、工業専用地域（ただし、第 1 特別地域及び第 2 特別地域を除く。）のうち学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 80m 以内の区域

第 2 号区域：第 1 号区域以外の市内全域

第 1 特別地域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域であって、第 1・2 種低層住居専用地域及び第 1・2 種中高層住居専用地域に接する境界から 50m 以内の区域

第 2 特別地域：工業地域及び工業専用地域であって、第 1・2 種住居地域、準住居地域、市街化調整区域に接する境界から 50m 以内の区域

イ．特定工場の騒音

特定工場の騒音について「騒音規制法」及び「千葉市環境保全条例」により規制基準が定められている。

「騒音規制法」及び「千葉市環境保全条例」に基づく規制基準は、表 3-2-33 に示すとおりである。

表 3-2-33　騒音規制法及び千葉市環境保全条例に基づく特定工場に係る規制基準

時間の区分 区域の区分	昼間 午前 8 時～ 午後 7 時	朝・夕 午前 6 時～午前 8 時 午後 7 時～午後 10 時	夜間 午後 10 時～ 午前 6 時
第 1 種区域	50dB	45dB	40dB
第 2 種区域	55dB	50dB	45dB
第 3 種区域	65dB	60dB	50dB
第 4 種区域	70dB	65dB	60dB

注 1）区域の区分 第 1 種区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域
第 2 種区域：第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、第 1 特別地域、市街化調整区域
第 3 種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域（ただし、第 1 特別地域を除く。）、第 2 特別地域
第 4 種区域：工業地域、工業専用地域（ただし、第 1 特別地域及び第 2 特別地域を除く。）
第 1 特別地域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域であって、第 1・2 種低層住居専用地域及び第 1・2 種中高層住居専用地域に接する境界から 50m 以内の区域
第 2 特別地域：工業地域及び工業専用地域であって、第 1・2 種住居地域、準住居地域、市街化調整区域に接する境界から 50m 以内の区域

注 2）第 2 種区域、第 3 種区域又は第 4 種区域の区域内に所在する学校教育法第 1 条に規定する学校、児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館、老人福祉法第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 50 メートル以内の区域における規制基準は、この表に掲げる値から 5 デシベルを減じた値とする。

ウ．自動車騒音の要請限度

自動車騒音の要請限度については、「騒音規制法」に基づく指定地域内における限度として定められている。

対象事業実施区域が位置する千葉市における要請限度は、表 3-2-34 に示すとおりである。

表 3-2-34　騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度

区域の区分＼時間の区分	基準値	
	昼間 午前 6 時～午後 10 時	夜間 午後 10 時～午前 6 時
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65dB	55dB
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70dB	65dB
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75dB	70dB
（特例）幹線交通を担う道路に近接する空間	75dB	70dB

注 1）a 区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域

b 区域：第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、第 1 特別地域、市街化調整区域

c 区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域（ただし、第 1 特別地域を除く。）、第 2 特別地域、工業地域、工業専用地域（ただし、第 1 特別地域及び第 2 特別地域を除く。）

第 1 特別地域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域であって、第 1・2 種低層住居専用地域及び第 1・2 種中高層住居専用地域に接する境界から 50m 以内の区域

第 2 特別地域：工業地域及び工業専用地域であって、第 1・2 種住居地域、準住居地域、市街化調整区域に接する境界から 50m 以内の区域

注 2）幹線交通を担う道路に近接する空間とは、次の車線数の区分に応じた道路端からの距離によりその範囲が特定されている。

- 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路　15m
- 2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路　20m

注 3）幹線交通を担う道路に近接する空間について、個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45dB 以下、夜間にあっては 40dB 以下）によることができる。

(6) 振動

① 振動に係る規制基準等

ア. 特定建設作業の振動

特定建設作業の振動について「振動規制法」及び「千葉市環境保全条例」により規制基準が定められている。

「振動規制法」及び「千葉市環境保全条例」に基づく規制基準は、表 3-2-35 に示すとおりである。

表 3-2-35　振動規制法及び千葉市環境保全条例に基づく特定建設作業に係る規制基準

振動の大きさ		作業時間		1日の作業時間		作業期間	作業日
基準値	基準点	第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域		
75dB を超えないこと	敷地の境界線	午後 7 時から翌日午前7時までの時間内でないこと	午後 10 時から翌日午前6時までの時間内でないこと	10 時間を超えないこと	14 時間を超えないこと	連続 6 日を超えないこと	日曜日その他の休日ではないこと

注）第 1 号区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、市街化調整区域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域のうち学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 80m 以内の区域

第 2 号区域：第 1 号区域以外の工業地域

イ. 特定工場の振動

特定工場の振動について「振動規制法」及び「千葉市環境保全条例」により規制基準が定められている。

「振動規制法」及び「千葉市環境保全条例」に基づく規制基準は、表 3-2-36 に示すとおりである。

表 3-2-36　振動規制法及び千葉市環境保全条例に基づく特定工場に係る規制基準

時間の区分 ／ 区域の区分	基準値	
	昼間 午前8時～午後7時	夜間 午後7時～午前8時
第1種区域	60dB	55dB
第2種区域	65dB	60dB

注 1）第 1 種区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域並びに市街化調整区域

第 2 種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

注 2）第 1 種区域又は第 2 種区域の区域内に所在する学校教育法第 1 条に規定する学校、児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館、老人福祉法第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 50 メートル以内の区域における規制基準は、この表に掲げる値から 5 デシベルを減じた値とする。

ウ. 道路交通振動の要請限度

道路交通振動の要請限度については、「振動規制法」に基づく指定地域内における限度として定められている。

対象事業実施区域が位置する千葉市における要請限度は、表 3-2-37 に示すとおりである。

表 3-2-37　振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度

単位：dB

区域の区分＼時間の区分	基準値	
	昼間 午前 8 時～午後 7 時	夜間 午後 7 時～午前 8 時
第 1 種区域	65 以下	60 以下
第 2 種区域	70 以下	65 以下

注）第 1 種区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域並びに市街化調整区域

第 2 種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

(7) 悪臭

対象事業実施区域が位置する千葉市では、「悪臭防止法」及び「千葉市告示第 53 号」により臭気指数による規制基準を定めている。

「悪臭防止法」及び「千葉市告示第 53 号」に基づく規制基準は、表 3-2-38 に示すとおりである。

表 3-2-38　悪臭に係る規制基準（臭気指数）

地域の区分		大気の臭気指数の許容限度	排出水の臭気指数の許容限度
A 地域	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域	12	28
B 地域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域	14	30
C 地域	市街化調整区域	16	32

注）排出口における臭気排出強度及び臭気指数の許容限度は、悪臭防止法施行規則（昭和 47 年総理府例第 39 号）第 6 条の 2 に定める方法により算出する。

(8) 日影

建築基準法及び千葉県建築基準法施行条例では、表 3-2-39 に示すとおり、都市計画法の用途地域に応じた日影規制が設定されている。

なお、対象事業実施区域は市街化調整区域であり、日影規制は適用されない。

表 3-2-39　日影規制の区域、日影時間の指定

<table>
<tr><th rowspan="3">用途地域</th><th rowspan="3">高度地区</th><th colspan="2">規制される日影時間
規制される範囲(敷地境界線からの水平距離)</th><th rowspan="3">制限を受ける建築物</th><th rowspan="3">平均地盤面からの高さ</th><th rowspan="3">測定時間</th></tr>
<tr><th colspan="2"></th></tr>
<tr><th>5m以内</th><th>10m以内</th></tr>
<tr><td>第1種低層住居専用地域
第2種低層住居専用地域</td><td>−</td><td>4時間</td><td>2.5時間</td><td>軒高7m超又は3階以上</td><td>1.5m</td><td rowspan="5">冬至日の真太陽時による午前８時から午後４時まで（市内全域 北緯36度東経140度07）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">第1種中高層住居専用地域
第2種中高層住居専用地域</td><td>第1種</td><td>3時間</td><td>2時間</td><td rowspan="4">高さ10m超</td><td rowspan="4">4m</td></tr>
<tr><td>第2種</td><td>4時間</td><td>2.5時間</td></tr>
<tr><td rowspan="2">第1種住居地域
第2種住居地域
準住居地域</td><td>第1種
第2種</td><td>4時間</td><td>2.5時間</td></tr>
<tr><td>指定無し</td><td>5時間</td><td>3時間</td></tr>
</table>

2. 自然環境保全関係法令等

自然環境保全等に係る法令の指定及び指定の状況は、次のとおりである。

(1) 自然公園

対象事業実施区域及びその周囲には、「自然公園法」に基づく国立公園及び国定公園の指定地域は分布していない。

対象事業実施区域及びその周囲の内、千葉県においては「千葉県立自然公園条例」に基づく「県立九十九里自然公園」の普通地域が分布している。

「県立九十九里自然公園」の指定区域は、図 3-2-7 に示すとおりである。

(2) 自然環境保全地域等

対象事業実施区域及びその周囲には、「自然環境保全法」に基づく自然環境保全地域、「千葉県自然環境保全条例」に基づく自然環境保全地域、郷土環境保全地域及び緑地環境保全地域の指定地域は分布していない。

(3) 鳥獣保護区

対象事業実施区域及びその周囲における「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づく鳥獣保護区等の状況は、図 3-2-8 に示すとおりである。

(4) 首都圏近郊緑地保全区域

対象事業実施区域及びその周囲には、「首都圏近郊緑地保全法」に基づく近郊緑地保全区域、近郊緑地特別保全地区の指定地域は、図 3-2-7 に示すとおりである。

(5) 生産緑地地区

対象事業実施区域及びその周囲における「生産緑地地区制度」に基づく生産緑地の状況は、図 3-2-7 に示すとおりである。

生産緑地は、対象事業実施区域の南側約 3km 以南に広がる都市計画区域内に点在している。

(6) 特別緑地保全地区

対象事業実施区域及びその周囲には、「特別緑地保全地区制度」に基づく特別緑地保全地区の指定地域は分布していない。

(7) 「谷津田の自然の保全に関する要綱」に基づく保全協定締結対象区域

対象事業実施区域及びその周囲における千葉市「谷津田の自然の保全に関する要綱」に基づく保全協定締結対象区域の状況は、図 3-2-7 に示すとおりである。

保全協定締結対象区域のうち、対象事業実施区域には 1 区域（下大和田（猿橋））が存在している。

(8) 地域森林計画対象民有林

対象事業実施区域及びその周囲における「森林法」に基づく地域森林計画対象民有林の状況は、図 3-2-9 に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲には、地域森林計画対象民有林が広く存在している。

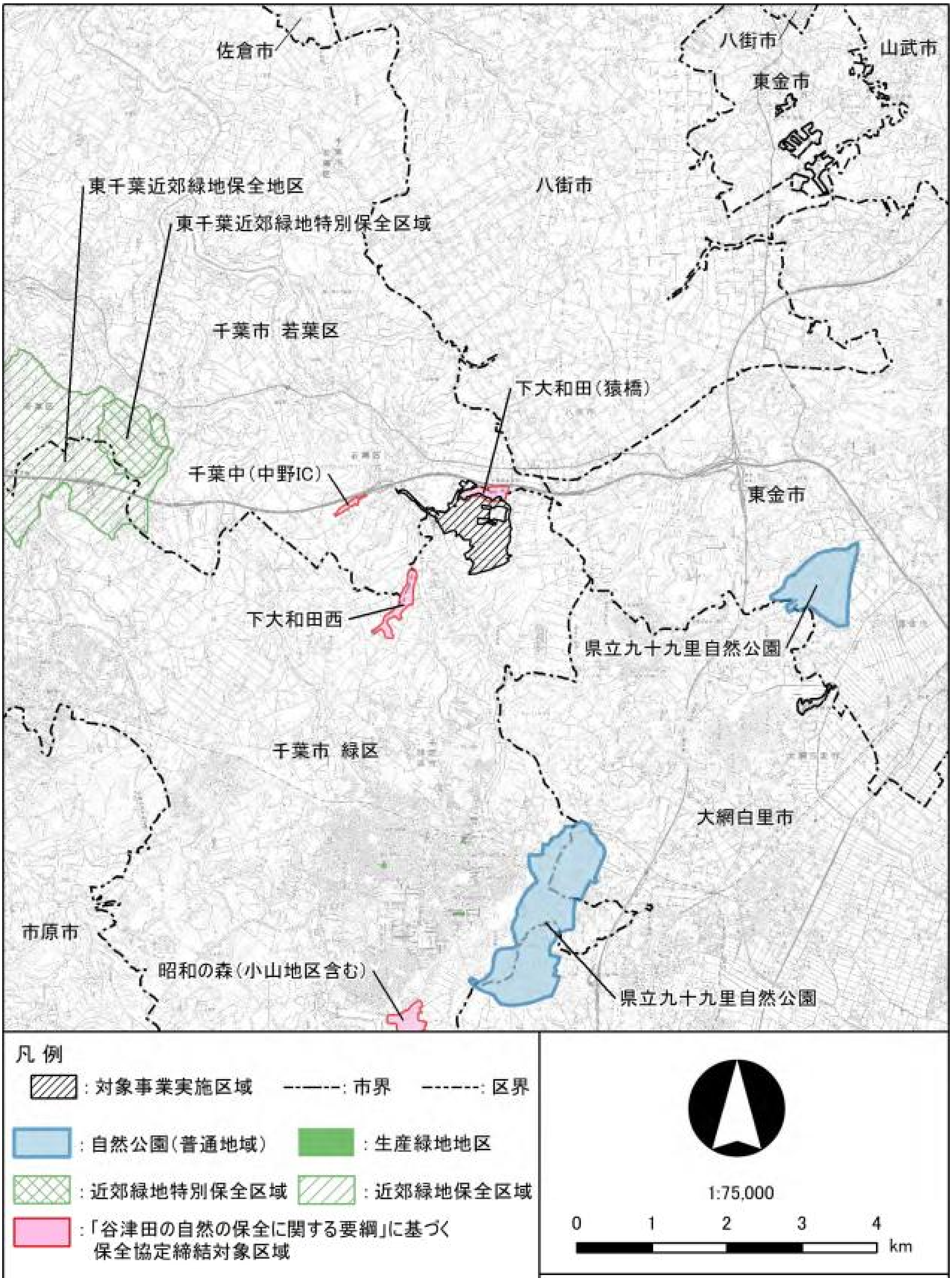

図 3-2-7 自然公園等位置図

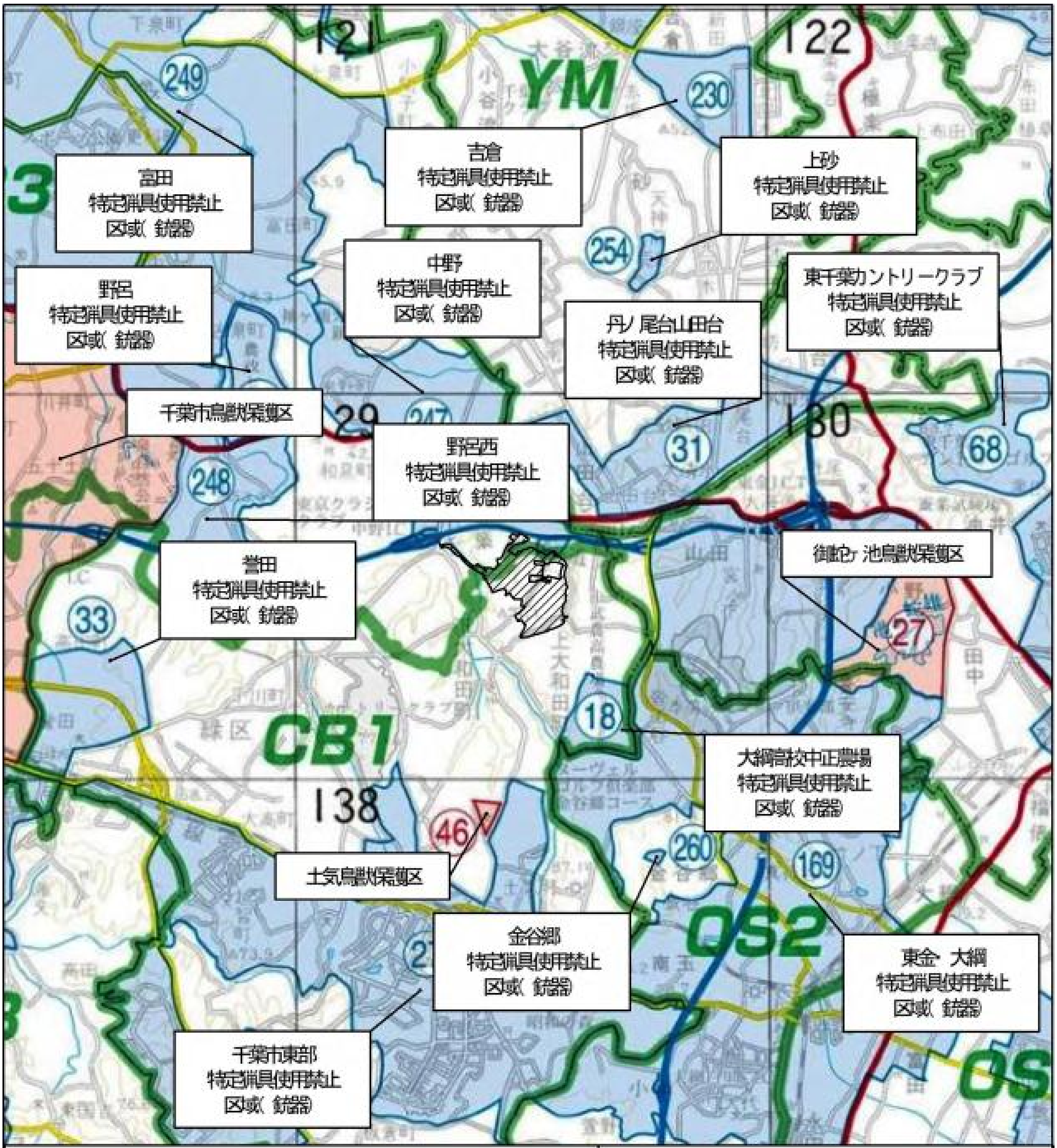

凡 例

：対象事業実施区域

：市界

：区界

：鳥獣保護区

：特定猟具使用禁止区域（猟銃）

：保護管理ユニット

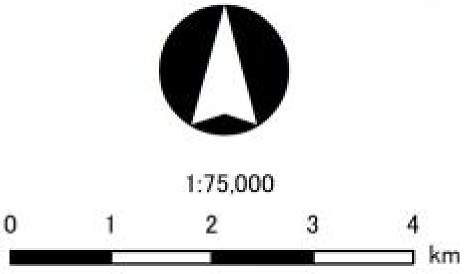

図 3-2-8 鳥獣保護区等位置図

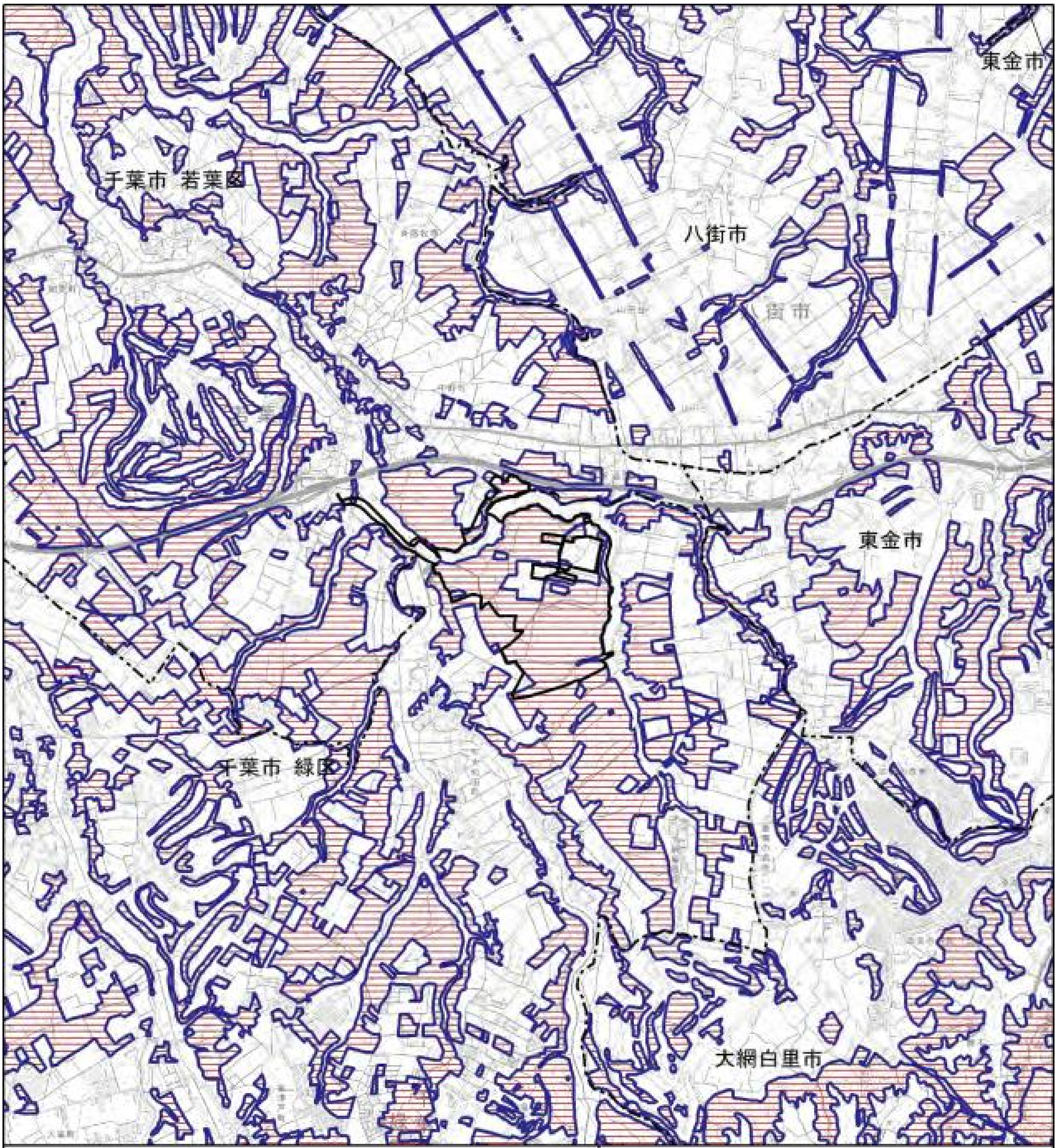

凡 例

：対象事業実施区域
：市界
：区界
：地域森林計画区域(林班)
：地域森林計画区域(準林班)

1:35,000
0 0.5 1 1.5 2 km

図 3-2-9 地域森林計画
対象民有林位置図

3-2　その他の事項

1. 資源の利用の状況

「データで見る千葉県の商工業」(千葉県ホームページ)によると、対象事業実施区域が位置する千葉県では、天然ガス及びヨードを九十九里を中心として生産しているとの記録があるが、対象事業実施区域及びその周囲では、天然ガス及びヨードを生産されているとの記録は確認できなかった。

対象事業実施区域及びその周囲では、砂利、土、岩石の採取は行われていない。

なお、産業振興課（本庁）、山武地域振興事務所管内における土石等採取の状況は、表 3-2-40 に示すとおりである。

表 3-2-40　土石等採取の状況（令和 2 年度）

区　域	砂利採取		土採取		岩石採取	
	認可件数	認可数量（千 m^3）	認可件数	認可数量（千 m^3）	認可件数	認可数量（千 m^3）
産業振興課（本庁）	17	12,681	-	-	-	-
山武地域振興事務所（東金市、山武市、大網白里市、山武郡）	5	300	-	-	-	-
印旛地域振興事務所（成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町、栄町）	12	633	1	-	-	-
県全域	71	18,429	23	25	3	1,958

出典：「データで見る千葉県の商工業」(令和 7 年 5 月、千葉県)

2. 廃棄物の処理等の状況

(1) ごみ処理状況

対象事業実施区域及び周辺市のごみ処理状況の推移は表 3-2-41 に示すとおりである。

千葉市のごみ搬入量は横ばい傾向で推移し、焼却及び焼却以外の中間処理も同様の傾向を示している。

表 3-2-41　ごみ処理状況の推移

市	年度	搬入量（t）							処理内訳（t）			1人1日当たりの排出量（g）
		合計	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	その他	粗大ごみ	直接搬入量	焼却	焼却以外の中間処理	資源化	
千葉市	平成30年度	341,963	229,703	7,203	96,090	395	4,212	4,360	232,914	29,536	79,082	997
	令和元年度	335,676	230,344	8,121	86,092	764	4,988	5,367	233,981	33,146	67,924	972
	令和2年度	325,993	221,692	8,757	84,629	338	5,578	4,999	225,055	35,298	65,168	943
	令和3年度	328,256	220,359	7,581	90,051	333	5,480	4,452	223,418	33,199	71,139	945
	令和4年度	332,811	219,509	6,938	96,601	332	5,198	4,233	222,591	32,313	77,614	955
東金市	平成30年度	20,141	17,764	504	928	－	268	677	17,773	1,461	908	943
	令和元年度	20,702	18,076	691	944	20	135	836	18,091	1,667	944	974
	令和2年度	20,315	17,433	511	1,222	27	143	979	17,446	1,838	1,031	969
	令和3年度	19,566	16,821	484	1,206	17	127	911	16,830	1,715	1,021	940
	令和4年度	19,168	16,570	436	1,187	15	113	847	16,581	1,587	1,000	921
八街市	平成30年度	22,263	16,351	328	2,104	17	51	3,412	18,777	2,741	－	876
	令和元年度	23,267	16,881	311	2,145	20	54	3,856	19,476	2,811	－	924
	令和2年度	23,342	16,683	244	2,308	19	70	4,018	19,414	2,924	－	940
	令和3年度	22,172	16,160	190	2,231	18	56	3,517	18,589	2,743	－	902
	令和4年度	21,679	16,178	146	2,098	17	49	3,191	18,365	2,524	－	886
大網白里市	平成30年度	15,247	13,366	443	786	－	287	365	13,371	1,108	768	878
	令和元年度	15,725	13,677	655	779	22	156	436	13,681	1,265	779	907
	令和2年度	15,668	13,406	523	1,028	26	160	525	13,414	1,404	850	876
	令和3年度	15,347	13,212	451	994	18	143	529	13,216	1,294	837	889
	令和4年度	15,120	13,087	408	998	17	137	473	13,092	1,188	840	881

出典：「令和４年度清掃事業の現況と実績（一般廃棄物処理事業の概況）」（令和６年８月、千葉県）
「令和３年度清掃事業の現況と実績（一般廃棄物処理事業の概況）」（令和５年７月、千葉県）
「令和２年度清掃事業の現況と実績（一般廃棄物処理事業の概況）」（令和４年７月、千葉県）
「令和元年度清掃事業の現況と実績（一般廃棄物処理事業の概況）」（令和３年８月、千葉県）
「平成 30 年度清掃事業の現況と実績（一般廃棄物処理事業の概況）」（令和２年８月、千葉県）

(2) し尿処理状況

対象事業実施区域及び周辺市のし尿処理状況の推移は表 3-2-42 に示すとおりである。
千葉市のし尿処理量は横ばい傾向で推移している。

表 3-2-42　し尿処理状況の推移

市	年度	収集量（kL）			処理量（kL）	1人1日当たりの排出量（L）	
		合計	し尿	浄化槽汚泥	し尿処理施設	し尿	浄化槽汚泥
千葉市	平成30年度	24,711	5,096	19,615	24,711	4.353	1.972
	令和元年度	25,437	5,124	20,313	25,437	4.444	2.053
	令和2年度	25,897	4,879	21,018	25,897	4.363	2.182
	令和3年度	25,359	4,589	20,770	25,359	4.282	2.495
	令和4年度	25,502	4,902	20,600	25,502	4.776	2.054
東金市	平成30年度	10,140	1,739	8,401	10,140	1.621	0.672
	令和元年度	9,177	1,755	7,422	9,177	1.717	0.598
	令和2年度	9,439	1,629	7,810	9,439	1.666	0.643
	令和3年度	9,062	1,632	7,430	9,062	1.751	0.687
	令和4年度	8,955	1,514	7,441	8,955	1.684	0.621
八街市	平成30年度	16,030	2,780	13,250	16,030	2.15	0.743
	令和元年度	17,031	2,737	14,294	17,031	2.266	0.805
	令和2年度	17,237	2,619	14,618	17,237	3.36	0.821
	令和3年度	17,415	2,609	14,806	17,415	4.328	0.834
	令和4年度	17,470	2,523	14,947	17,470	7.732	0.842
大網白里市	平成30年度	7,143	2,105	5,038	7,143	1.682	0.619
	令和元年度	7,129	2,142	4,987	7,129	1.78	0.613
	令和2年度	6,197	2,033	4,164	6,197	1.764	0.526
	令和3年度	6,354	2,050	4,304	6,354	1.823	0.597
	令和4年度	5,982	1,879	4,103	5,982	1.723	0.533

出典：「令和4年度清掃事業の現況と実績（一般廃棄物処理事業の概況)」（令和6年8月、千葉県）
「令和3年度清掃事業の現況と実績（一般廃棄物処理事業の概況)」（令和5年7月、千葉県）
「令和2年度清掃事業の現況と実績（一般廃棄物処理事業の概況)」（令和4年7月、千葉県）
「令和元年度清掃事業の現況と実績（一般廃棄物処理事業の概況)」（令和3年8月、千葉県）
「平成30年度清掃事業の現況と実績（一般廃棄物処理事業の概況)」（令和2年8月、千葉県）

3. 公害苦情の状況

対象事業実施区域及び周辺市の公害苦情件数は、表 3-2-43 に示すとおりである。

千葉市において最も苦情件数が多いのは「騒音」であり、令和 5 年度は 260 件（約 55%）、次いで「悪臭」が 78 件（約 17%）である。

表 3-2-43　公害苦情件数

市町	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他	合計
千葉市	55	19	1	260	28	0	78	30	471
東金市	57	1	0	9	0	0	6	106	179
八街市	40	1	1	18	1	0	7	20	88
大網白里市	11	0	0	3	0	0	0	14	28

注：公害苦情件数は、新規受付件数である。また、その他は、典型 7 公害以外の公害苦情件数である。
出典：「令和 5 年度公害苦情調査結果報告書」（令和 7 年 2 月、千葉県）

4. 文化財の状況

(1) 指定文化財及び登録文化財

対象事業実施区域及び周辺市における指定文化財の状況は表 3-2-44 に、指定文化財の分布は図 3-2-9 にそれぞれ示すとおりである。

対象事業実施区域に最も近接する指定文化財は対象事業実施区域の北約 1.5km に位置する鋳銅鰐口である。

表 3-2-44　指定文化財の状況

指定区分	番号	市	種類	名称	所在地	指定年月日
県指定	1	大網白里市	県指定有形文化財（絵画）	板絵馬著色武者絵	大網白里市金谷郷土気飛地 1876(県立中央博物館保管)	昭和 37 年 5 月 1 日
	2	千葉市	県指定有形文化財（工芸品）	鋳銅鰐口（延文 6 年在銘）	千葉市若葉区中野町 699-1	昭和 57 年 4 月 6 日
市指定	3	東金市	市指定天然記念物	墨染桜	東金市山田 325	昭和 51 年 9 月 16 日
	4		市指定無形民俗文化財	貴船神社の御神的神事	東金市山田 296	昭和 60 年 12 月 23 日
	5		市指定天然記念物	貴船神社の大柊	東金市山田 296	平成 2 年 3 月 5 日
	6	大網白里市	市指定天然記念物	縣神社の大杉	大網白里市金谷郷土気飛地 1876	昭和 47 年 5 月 1 日

出典 :「県指定文化財」（千葉県ホームページ）
「東金の文化財」（東金市ホームページ）
「大網白里市の文化財」（大網白里市ホームページ）

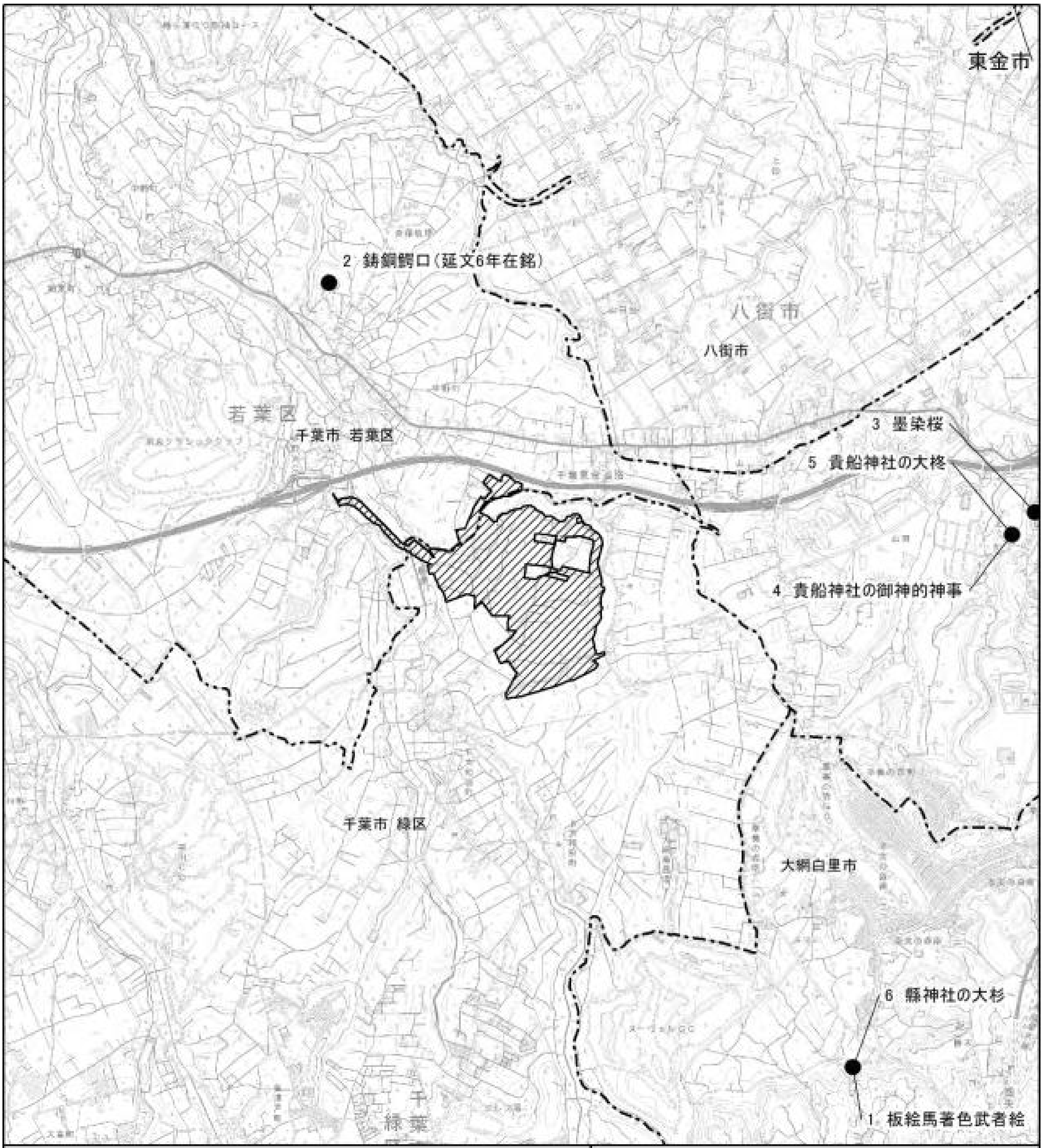

凡例

- ▨ ：対象事業実施区域
- －・－・－ ：市界
- －－－－ ：区界
- ● ：指定文化財

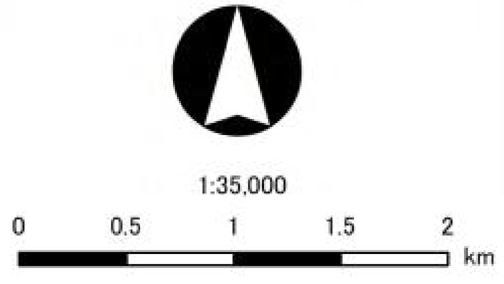

図 3-2-9 指定文化財の状況

出典：「県指定文化財」（千葉県ホームページ）
「東金の文化財」（東金市ホームページ）
「大網白里市の文化財」（大網白里市ホームページ）

(2) 埋蔵文化財

対象事業実施区域及びその周囲における埋蔵文化財の状況は表 3-2-45(1)～(5)に、埋蔵文化財の分布は図 3-2-10 にそれぞれ示すとおりである。

対象事業実施区域には、埋蔵文化財包蔵地が分布しており、対象事業実施区域から約 400m 離れた西～南側一帯には数多くの埋蔵文化財包蔵地等が分布している。

表 3-2-45(1) 埋蔵文化財の状況（埋蔵文化財包蔵地）

市	番号	名称	所在地	種別
千葉市	1	六所遺跡	千葉市若葉区和泉町六所	包蔵地
	2	六所西遺跡	千葉市若葉区和泉町六所	包蔵地
	3	六所南遺跡	千葉市若葉区古泉町六所	包蔵地
	4	和泉･大塚台遺跡	千葉市若葉区和泉町大塚台	包蔵地
	5	内駒込北遺跡	千葉市若葉区中野町内堀込	包蔵地
	6	外堀込遺跡	千葉市若葉区中野町外堀込	包蔵地
	7	内堀込遺跡	千葉市若葉区中野町内堀込	包蔵地
	8	新田遺跡	千葉市若葉区中野町新田	包蔵地
	9	北ガンミョウ遺跡	千葉市若葉区中野町	包蔵地
	10	北ガンミョウ南遺跡	千葉市若葉区中野町	包蔵地
	11	二本松西遺跡	千葉市若葉区中野町二本松	包蔵地
	12	南かんみょう遺跡	千葉市若葉区中野町 2、669 他	集落跡
	13	二本松遺跡	千葉市若葉区中野町二本松	包蔵地
	14	二本松東遺跡	千葉市若葉区中野町二本松	包蔵地
	15	中ノ沢台遺跡	千葉市若葉区中野町	包蔵地
	16	谷畑遺跡	千葉市若葉区中野町谷畑ｹ	包蔵地
	17	中ノ沢台南遺跡	千葉市若葉区中野町中ノ沢台	包蔵地
八街市	18	南沖Ⅰ遺跡	八街市沖南沖	包蔵地
	19	南沖Ⅱ遺跡	八街市沖南沖	包蔵地
	20	中沖遺跡	八街市沖字中沖 901-1 ほか	包蔵地
千葉市	21	大堰台遺跡	千葉市若葉区和泉町大堰台	包蔵地
	22	野呂･折戸遺跡	千葉市若葉区野呂町折戸	包蔵地
	23	西山北遺跡	千葉市若葉区中野町西山	包蔵地
	24	西山遺跡	千葉市若葉区中野町西山	包蔵地
	25	松ノ谷遺跡	千葉市若葉区中野町松ﾉ谷	包蔵地
	26	中野城跡	千葉市若葉区中野町後場	城館跡
	27	松原遺跡	千葉市若葉区中野町松原	包蔵地
	28	上原遺跡	千葉市若葉区和泉町上原	包蔵地
	29	ムカエ西遺跡	千葉市若葉区市和泉町	包蔵地
	30	木戸脇遺跡	千葉市若葉区和泉町 231-1 他	集落跡
	31	木ノ間北遺跡	千葉市若葉区和泉町	包蔵地
	32	木之間遺跡	千葉市若葉区和泉町 345 他	包蔵地
	33	ムカエ遺跡	千葉市若葉区和泉町	古墳､包蔵地
	34	木ノ間西遺跡	千葉市若葉区和泉町木ノ間	包蔵地
	35	木ノ間南遺跡	千葉市若葉区和泉町	包蔵地
	36	沢ノ台遺跡	千葉市若葉区和泉町 402-2 他	集落跡

表 3-2-45(2)　埋蔵文化財の状況（埋蔵文化財包蔵地）

市	番号	名称	所在地	種別
千葉市	37	沢ノ台南遺跡	千葉市若葉区和泉町 422-2 他	包蔵地
	38	城見台遺跡	千葉市若葉区和泉町城見台	包蔵地
	39	芋ノ谷遺跡	千葉市若葉区和泉町芋ノ谷	包蔵地
	40	芋ノ谷東遺跡	千葉市若葉区和泉町 638 他	集落跡
	41	木戸内遺跡	千葉市若葉区野呂町木戸内	包蔵地
	42	蛇喰遺跡	千葉市若葉区和泉町 417-1 他	包蔵地
	43	鳥喰遺跡	千葉市若葉区和泉町鳥喰	包蔵地
東金市	44	牛ケ窪遺跡	東金市丹尾字牛ケ窪、新林、論出、東還峠、山田	包蔵地
八街市	45	二州込遺跡	八街市大清水	込跡
東金市	46	大坂台遺跡	東金市山田字大坂台 1300-25 他	包蔵地
	47	上木台遺跡	東金市山田字上木台	集落跡
	48	山中台遺跡	東金市山田字山中台 337 他	集落跡
	49	板東遺跡	東金市山田字板東 240-1 他	包蔵地
	50	山田坂東遺跡	東金市山田字坂東 265 他	集落跡
	51	森ノ木台遺跡	東金市山田字森ノ木台 1261-1 他	包蔵地、集落跡
	52	山田水呑遺跡	東金市山田字水呑台、新田	包蔵地、集落跡
	53	山田新田Ⅱ遺跡	東金市山田字新田 1165 他	包蔵地
	54	南谷遺跡	東金市山田字南谷 1127 他	包蔵地
	55	マタライⅠ遺跡	東金市山田字マタライ 1133-19 他	包蔵地
	56	マタライⅡ遺跡	東金市山田字マタライ 1133-15 他	包蔵地
	57	マタライⅢ遺跡	東金市山田字マタライ 1133-12 他	包蔵地、集落跡
大網白里市	58	金谷野Ｂ遺跡	大網白里市金谷郷字金谷野 3612-80	包蔵地
千葉市	59	猿橋野第４遺跡	千葉市緑区下大和田町猿橋野	包蔵地
	60	猿橋野第７遺跡	千葉市緑区下大和田町猿橋野	包蔵地
東金市	61	山田新田Ⅰ遺跡	東金市山田字新田 1198 他	包蔵地
千葉市	62	猿橋野第６遺跡	千葉市緑区下大和田町猿橋野	包蔵地
	63	猿橋野第５遺跡	千葉市緑区下大和田町猿橋野	包蔵地
	64	清宮台南遺跡	千葉市緑区下大和田町清宮台	包蔵地
	65	清宮台遺跡	千葉市緑区下大和田町清宮台	包蔵地
	66	曲手遺跡	千葉市若葉区中野町曲手	包蔵地
	67	太田山東遺跡	千葉市若葉区中野町太田山	包蔵地
	68	太田山遺跡	千葉市若葉区中野町太田山	包蔵地
	69	大広東遺跡	千葉市若葉区中野町大広	包蔵地
	70	大広遺跡	千葉市若葉区中野町大広	包蔵地
	71	大広北遺跡	千葉市若葉区中野町大広	包蔵地
	72	権現下遺跡	千葉市緑区下大和田町権現下	包蔵地
	73	芝野遺跡	千葉市緑区下大和田町芝野	包蔵地
	74	二反田遺跡	千葉市緑区下大和田町二反田	包蔵地
	75	猿橋台遺跡	千葉市緑区下大和田町猿橋台	包蔵地
	76	水喰戸遺跡	千葉市緑区下大和田町 1734-2 ほか	集落跡
	77	猿橋遺跡	千葉市若葉区中野町猿橋	包蔵地

表 3-2-45(3)　埋蔵文化財の状況（埋蔵文化財包蔵地）

市	番号	名称	所在地	種別
千葉市	78	台野遺跡	千葉市若葉区中野町台野	包蔵地
	79	太田山西遺跡	千葉市若葉区中野町 43-2 ほか	集落跡
	80	木手台遺跡	千葉市若葉区中野町木手台	包蔵地
	81	中野・馬場遺跡	千葉市若葉区中野町馬場	包蔵地
	82	中野・芋ノ谷遺跡	千葉市若葉区中野町芋ﾉ谷	包蔵地
	83	佐谷戸遺跡	千葉市若葉区中野町佐谷戸	包蔵地
	84	木ノ根田遺跡	千葉市若葉区中野町木ノ根田	包蔵地
	85	北佐谷戸遺跡	千葉市若葉区中野町北佐谷戸	包蔵地
	86	中野・芋ノ谷北遺跡	千葉市若葉区中野町芋ノ谷	包蔵地
	87	菱ケ沢遺跡	千葉市若葉区中野町菱ケ沢	包蔵地
	88	僧御堂遺跡	千葉市若葉区中野町僧御堂	集落跡
	89	中野・芋ノ谷西遺跡	千葉市若葉区中野町芋ノ谷	包蔵地
	90	ミノグチ北遺跡	千葉市若葉区中野町	包蔵地
	91	西唐沢北遺跡	千葉市若葉区中野町西唐沢	包蔵地
	92	西唐沢遺跡	千葉市若葉区中野町 1675-1 他	古墳、集落跡
	93	ミノグチ遺跡	千葉市若葉区中野町	包蔵地
	94	鳥喰境北遺跡	千葉市若葉区中野町鳥喰境	包蔵地
	95	鳥喰境遺跡	千葉市若葉区中野町鳥喰境	包蔵地
	96	西唐沢南遺跡	千葉市若葉区中野町西唐沢	包蔵地
	97	中野・能真坊遺跡	千葉市若葉区中野町能坊真	包蔵地
	98	鳥喰野遺跡	千葉市緑区平川町鳥喰野	包蔵地
	99	鳥喰野第２遺跡	千葉市緑区平川町鳥喰野	包蔵地
	100	犬之尻遺跡第六天遺跡	千葉市緑区下大和田町第六天	包蔵地
	101	犬之尻遺跡	千葉市緑区下大和田町 1687 ほか	集落跡
	102	鷹垂山遺跡	千葉市緑区下大和田町鷹垂山	包蔵地
	103	鷹垂山南遺跡	千葉市緑区下大和田町鷹垂山	包蔵地
	104	林之台第２遺跡	千葉市緑区下大和田町林之台	包蔵地
	105	林之台第１遺跡	千葉市緑区下大和田町林之台	包蔵地
	106	能真坊遺跡	千葉市緑区下大和田町能真坊	包蔵地
	107	柳井戸東遺跡	千葉市緑区平川町柳井戸	包蔵地
	108	柳井戸遺跡	千葉市緑区平川町 604-3 他	包蔵地
	109	向上遺跡	千葉市緑区平川町 339 他	集落跡、城館跡
	110	平川館跡	千葉市緑区平川町向	城館跡
	111	八幡台遺跡	千葉市緑区平川町 2、394 他	包蔵地
	112	後野遺跡	千葉市緑区下大和田町後野	包蔵地
	113	能真坊東遺跡	千葉市緑区高津戸、下大和田町能真坊	包蔵地
	114	新林遺跡	千葉市緑区高津戸町新林	包蔵地
	115	杣ケ谷遺跡	千葉市緑区高津戸町杣ケ谷	包蔵地
	116	古台遺跡	千葉市緑区下大和田町 2、157-1 他	包蔵地、集落跡
	117	上新田遺跡	千葉市緑区平川町上新田	包蔵地

表 3-2-45(4)　埋蔵文化財の状況（埋蔵文化財包蔵地）

市	番号	名称	所在地	種別
東金市	118	稲荷谷遺跡	東金市山田字稲荷台､稲荷谷	集落跡
大網白里市	119	升形遺跡	大網白里市小西字升形 766 他	包蔵地､集落跡､古墳
	120	宮山遺跡	大網白里市小西字宮山 762	集落跡
東金市	121	道円坊遺跡	東金市山田字道円坊 648 他	集落跡
	122	新林遺跡	東金市山田字新林中台	包蔵地，集落跡
	123	道円坊西遺跡	東金市山田字道円坊	包蔵地､集落跡
大網白里市	124	南前野遺跡	大網白里市金谷郷字南前野 3688-2 他	包蔵地､集落跡
	125	一本松遺跡	大網白里市小西字一本松 800､餅ノ木字八幡台	包蔵地､集落跡
	126	馬場崎遺跡	大網白里市金谷郷字馬場崎 2880 他	包蔵地､集落跡
	127	花表崎遺跡	大網白里市金谷郷字花表崎 2898	包蔵地
	128	金谷野Ａ遺跡	大網白里市金谷郷字金谷野 3612-60 他	包蔵地､集落跡､古墳
千葉市	129	猿橋野第１遺跡	千葉市緑区上大和田町猿橋野	包蔵地
	130	猿橋野第２遺跡	千葉市緑区上大和田町猿橋野	包蔵地
	131	猿橋野第３遺跡	千葉市緑区上大和田町猿橋野	包蔵地
大網白里市	132	沓掛貝塚	大網白里市金谷郷字雁追塚 3566-2 他	包蔵地､貝塚､集落跡
	133	今塚遺跡	大網白里市金谷郷字今塚 2929-1	包蔵地
	134	台前遺跡	大網白里市金谷郷字台前 3134 他	集落跡
千葉市	135	東之台遺跡	千葉市緑区上大和田町東之台	包蔵地
	136	荒達遺跡	千葉市緑区上大和田町荒達	包蔵地
	137	荒達南遺跡	千葉市緑区上大和田町荒達南	包蔵地
大網白里市	138	中荒久遺跡	大網白里市金谷郷字小沼荒久 2416	包蔵地
	139	沖荒久遺跡	大網白里市金谷郷字沖荒久 3432 他	包蔵地､集落跡
	140	金谷荒久Ⅱ遺跡	大網白里市字金谷荒久 3194 他	包蔵地
	141	向台前遺跡	大網白里市金谷郷字向台前 3397	包蔵地
	142	金谷荒久遺跡	大網白里市金谷郷字金谷荒久 3328	包蔵地
千葉市	143	大留台遺跡	千葉市緑区土気町大留台	包蔵地
大網白里市	144	山荒久遺跡	大網白里市金谷郷字荒久 3152-2 他	包蔵地､集落跡､古墳
	145	金谷仙間遺跡	大網白里市金谷郷字仙間 2996	包蔵地
	146	池田丸山遺跡	大網白里市金谷郷字池田丸山 900 他	集落跡､ 古墳
	147	上引切遺跡	大網白里市金谷郷字上引切 3234 他	包蔵地､集落跡､古墳
千葉市	148	引切台遺跡	千葉市緑区土気町引切台	包蔵地
	149	上人塚古墳群	千葉市若葉区和泉町	古墳
	150	出戸経塚古墳群	千葉市若葉区中野町出戸	古墳
大網白里市	151	餅木横穴群	大網白里市金谷郷字高海谷 1189 他	包蔵地､横穴
東金市	152	山田水呑Ⅱ遺跡	東金市山田字水呑 1056 他	包蔵地､貝塚
千葉市	153	百万本遺跡	千葉市若葉区野呂町百万本	包蔵地
大網白里市	154	小西平台遺跡	大網白里市小西字平台 904 他	集落跡､ 古墳
	155	高海寺跡	大網白里市金谷郷字高海谷 1180	寺院跡
千葉市	156	手間台遺跡	千葉市緑区土気町天神台	包蔵地

表 3-2-45(5)　埋蔵文化財の状況（確認地点）

市	番号	名称	所在地	種別
千葉市	157 158	六所古墳群	千葉市若葉区古泉町六所	古墳、塚
	159	塙塚	千葉市若葉区和泉町塙	塚
	160	観音塚古墳	千葉市若葉区和泉町塙	古墳
	161	寺井田古墳	千葉市若葉区和泉町寺井田	古墳
	162 163 164 165	出戸経塚古墳群	千葉市若葉区中野町出戸	古墳
	166	道の上古墳	千葉市若葉区中野町道の上	古墳
	167 168	一本松古墳	千葉市若葉区中野町一本松	古墳迎え塚
	169	中野城跡	千葉市若葉区中野町後場	城館跡
	170 171 172 173	ムカエ遺跡	千葉市若葉区和泉町	古墳、包蔵地
	174	西唐沢遺跡	千葉市若葉区中野町 1675-1 他	古墳、集落跡
	175 176 177	塚之越古墳群	千葉市緑区下大和田町塚之越	古墳
	178	鷹垂山古墳	千葉市緑区下大和田町鷹垂山	古墳
	179	前沢古墳	千葉市緑区下大和田町前沢	古墳
	180	笹目沢古墳	千葉市緑区平川町笹目沢	古墳
	181 182	能真坊古墳群	千葉市緑区下大和田町能真坊	古墳
	183	宝善寺山古墳群	千葉市緑区平川町向ｴ	古墳
	184 185	馬見塚古墳群	千葉市緑区下大和田町 2、207 他	古墳
	186	向上遺跡	千葉市緑区平川町 339 他	集落跡、城館跡
	186	平川館跡	千葉市緑区平川町向	城館跡
大網白里市	188	道円坊古墳	大網白里市季美の森南	古墳
	189	金谷野Ａ遺跡	大網白里市金谷郷字金谷野 3612-60 他	包蔵地、集落跡、古墳
	190	沓掛貝塚	大網白里市金谷郷字雁追塚 3566-2 他	包蔵地、貝塚、集落跡
	191	金谷円墳２号	大網白里市金谷郷字仙間古新畑 956	古墳
	192	金谷円墳１号	大網白里市金谷郷字仙間 3076-2(池田飛地)	古墳
	193	山荒久遺跡	大網白里市金谷郷字荒久 3152-2 他	包蔵地、集落跡、古墳
	194	上引切遺跡	大網白里市金谷郷字上引切 3234 他	包蔵地、集落跡、古墳
	195 196 197	餅木横穴群	大網白里市金谷郷字高海谷 1189 他	包蔵地、横穴
八街市	198	一里塚	八街市上砂字洞沢 281 番地	塚
大網白里市	199	高海寺跡	大網白里市金谷郷字高海谷 1180	寺院跡
東金市	200	山田水呑Ⅱ遺跡	東金市山田字水呑 1056 他	包蔵地、貝塚

表 3-2-45(6)　埋蔵文化財の状況（馬土手）

市	番号	名称	所在地	種別
千葉市	201	平川･南台遺跡	千葉市緑区平川町 661 他	生産遺跡（牧跡）
八街市	202	小間子牧東沖野馬土手（消滅）	八街市沖 875 ほか	
	203	小間子牧蛇田谷西横谷野馬土手（消滅）	八街市沖 961-2 ほか	
	204	小間子牧蛇田谷西横谷野馬土手	八街市沖 961-2 ほか	
	205	小間子牧蛇田谷西横谷野馬土手（消滅）	八街市沖 961-2 ほか	
	206	小間子牧西沖野馬土手	八街市沖 1906 ほか	
	207	小間子牧西沖野馬土手（消滅）	八街市沖 1906 ほか	
	208	小間子牧ケイゴヤ野馬土手（消滅）	八街市沖 2290 ほか	
	209	小間子牧ケイゴヤ野馬土手	八街市沖 2290 ほか	
	210	小間子牧宮ノ原野馬土手（消滅）	八街市山田台 868-9 ほか	
	211	小間子牧上砂新田野馬土手（消滅）	八街市上砂 299 ほか	
	212	小間子牧中台野馬土手（消滅）	八街市山田台 534 ほか	
	213	小間子牧山田台野馬土手（消滅）	八街市山田台 631-1 ほか	
	214	小間子牧西四木野馬土手（消滅）	八街市四木 1365-3 ほか	
	215	小間子牧西四木野馬土手	八街市四木 1365-3 ほか	
	216	小間子牧太郎坊夜番野馬土手	八街市四木 1925-1 ほか	
	217	小間子牧太郎坊夜番野馬土手（消滅）	八街市四木 1925-1 ほか	
	218	小間子牧西四木中峠野馬土手（消滅）	八街市四木 1275-2 ほか	
	219	小間子牧ビンダライ野馬土手（消滅）	八街市滝台 1161-7 ほか	
	220	小間子牧丹尾台野馬土手	八街市山田台 28 ほか	
八街市、東金市	221	東還峠の馬土手（消滅）	東金市山田字大坂台、滝ノ台、丹尾字東還峠、滝ほか	
八街市	222	小間子牧二州野馬土手（消滅）	八街市滝台 1620-2 ほか	
	223	小間子牧二州野馬土手	八街市滝台 1620-2 ほか	
	224	小間子牧二州野馬土手（消滅）	八街市滝台 1620-2 ほか	
	225	小間子牧二州野馬土手	八街市滝台 1620-2 ほか	

出典：「ふさの国文化財ナビゲーション」（千葉県教育委員会ホームページ）

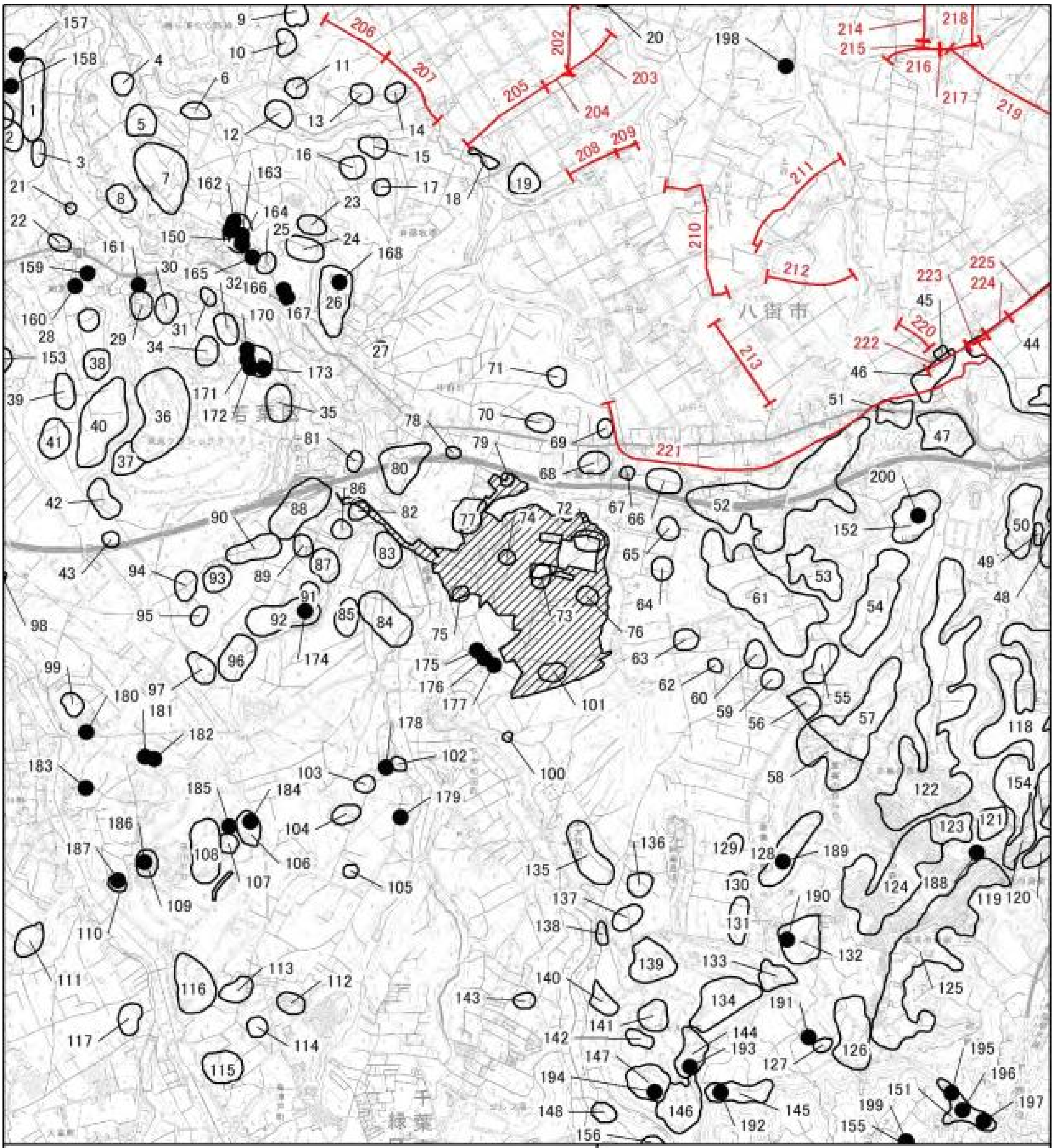

凡例

- 対象事業実施区域
- 市界
- 区界
- 埋蔵文化財包蔵地
- 埋蔵文化財確認地点
- 馬土手

1:35,000

0 0.5 1 1.5 2 km

図 3-2-10 埋蔵文化財の状況

出典：「ふさの国文化財ナビゲーション」
（千葉県教育委員会ホームページ）

5. 再生可能エネルギーポテンシャル

対象事業実施区域及びその周囲における再生可能エネルギーポテンシャルの状況は、図 3-2-11 に示すとおりである。

対象事業実施区域の主な再生可能エネルギーポテンシャルは、太陽光(建物系)で 1,000kW/km^2 未満及び 1,000～5,000kW/km^2、太陽光（土地系）で 1,000kW/km^2 未満及び 1,000～5,000kW/km^2、太陽熱で 10TJ/年/km^2 未満、地中熱で 5TJ/年/km^2 未満及び 5-10TJ/年/km^2 となっている。

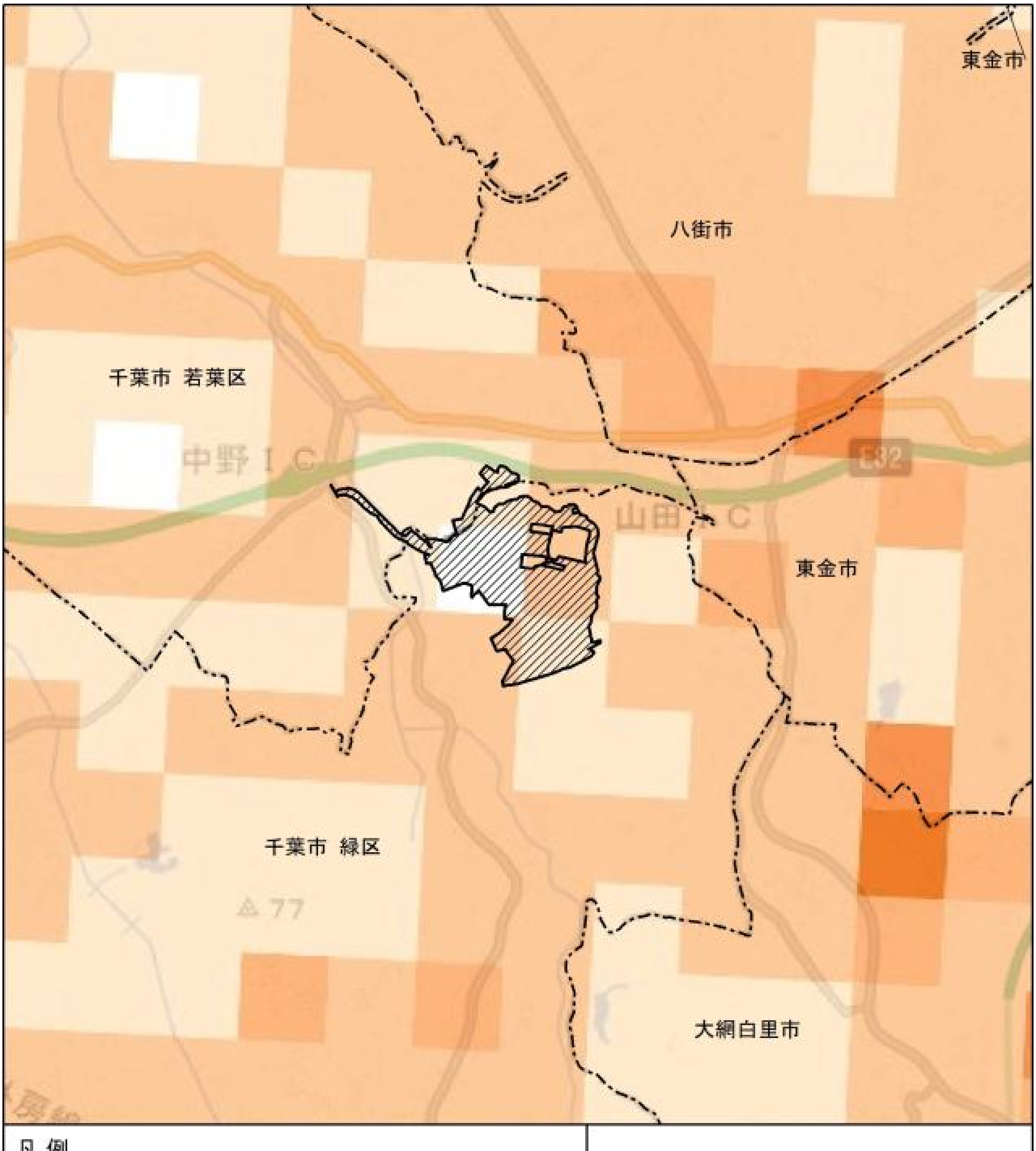

凡 例

: 対象事業実施区域

: 市界

: 区界

太陽光土地系導入ポテンシャル_合算

- 1,000kW/k㎡未満
- 1,000-5,000kW/k㎡
- 5,000-7,500kW/k㎡
- 7,500-10,000kW/k㎡
- 10,000以上

出典：再生可能エネルギー情報提供システム【REPOS(リーポス)】
(http://www.renewable-energy-potential.env.go.jp/RenewableEnergy/)
から取得したコンテンツを加工して作成

1:35,000

0 0.5 1 1.5 2 km

図 3-2-11(1) 再生可能エネルギーポテンシャル（太陽光（建物系））

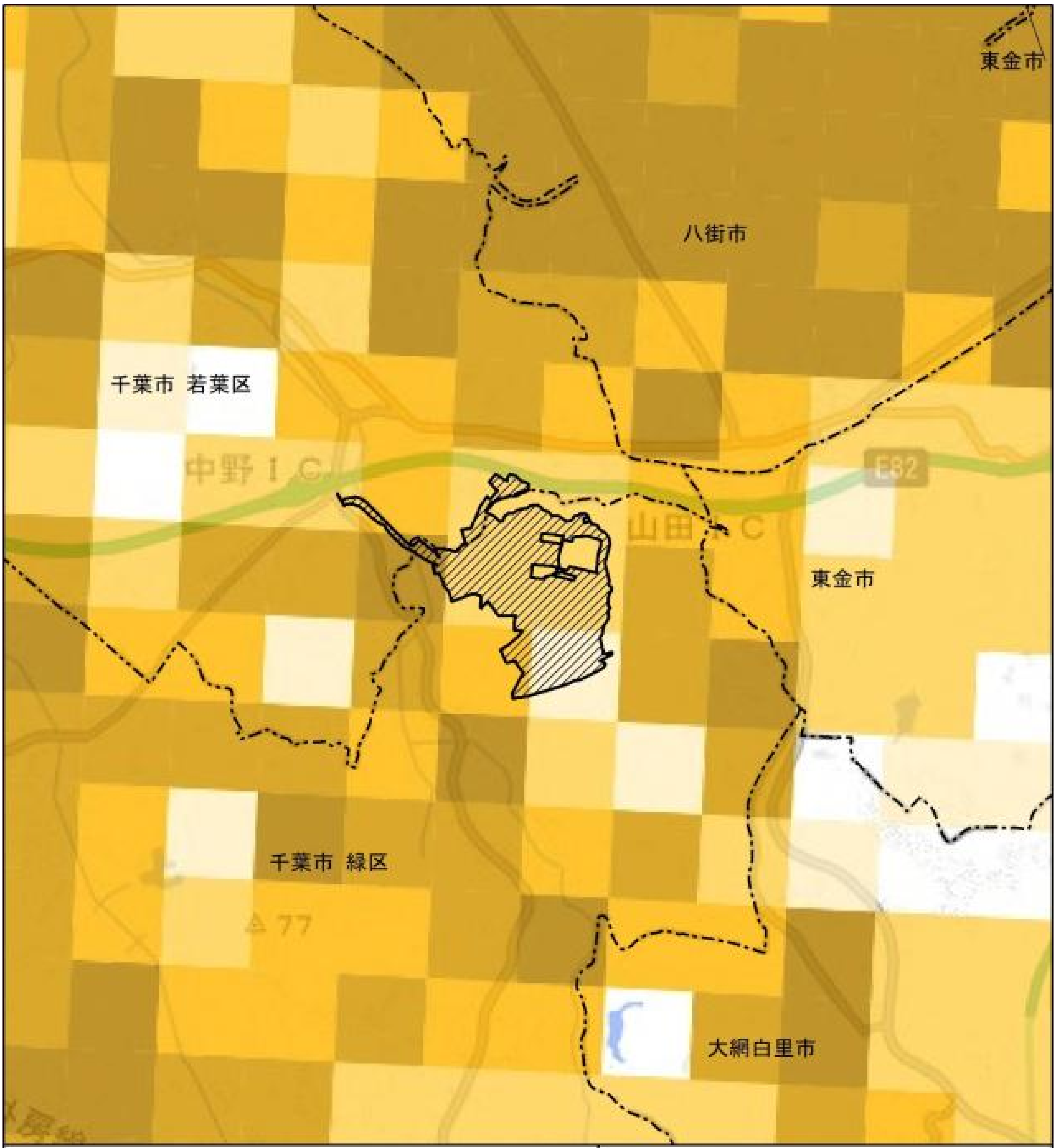

凡 例

: 対象事業実施区域
: 市界
: 区界

太陽光土地系導入ポテンシャル_合算
1,000kW/k㎡未満
1,000-5,000kW/k㎡
5,000-7,500kW/k㎡
7,500-10,000kW/k㎡
10,000以上

出典：再生可能エネルギー情報提供システム【REPOS(リーポス)】
(http://www.renewable-energy-potential.env.go.jp/RenewableEnergy/)
から取得したコンテンツを加工して作成

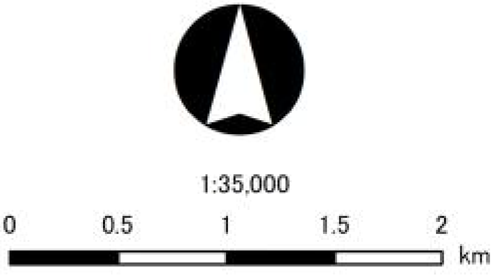

図 3-2-11(2)　再生可能エネルギーポテンシャル（太陽光（土地系））

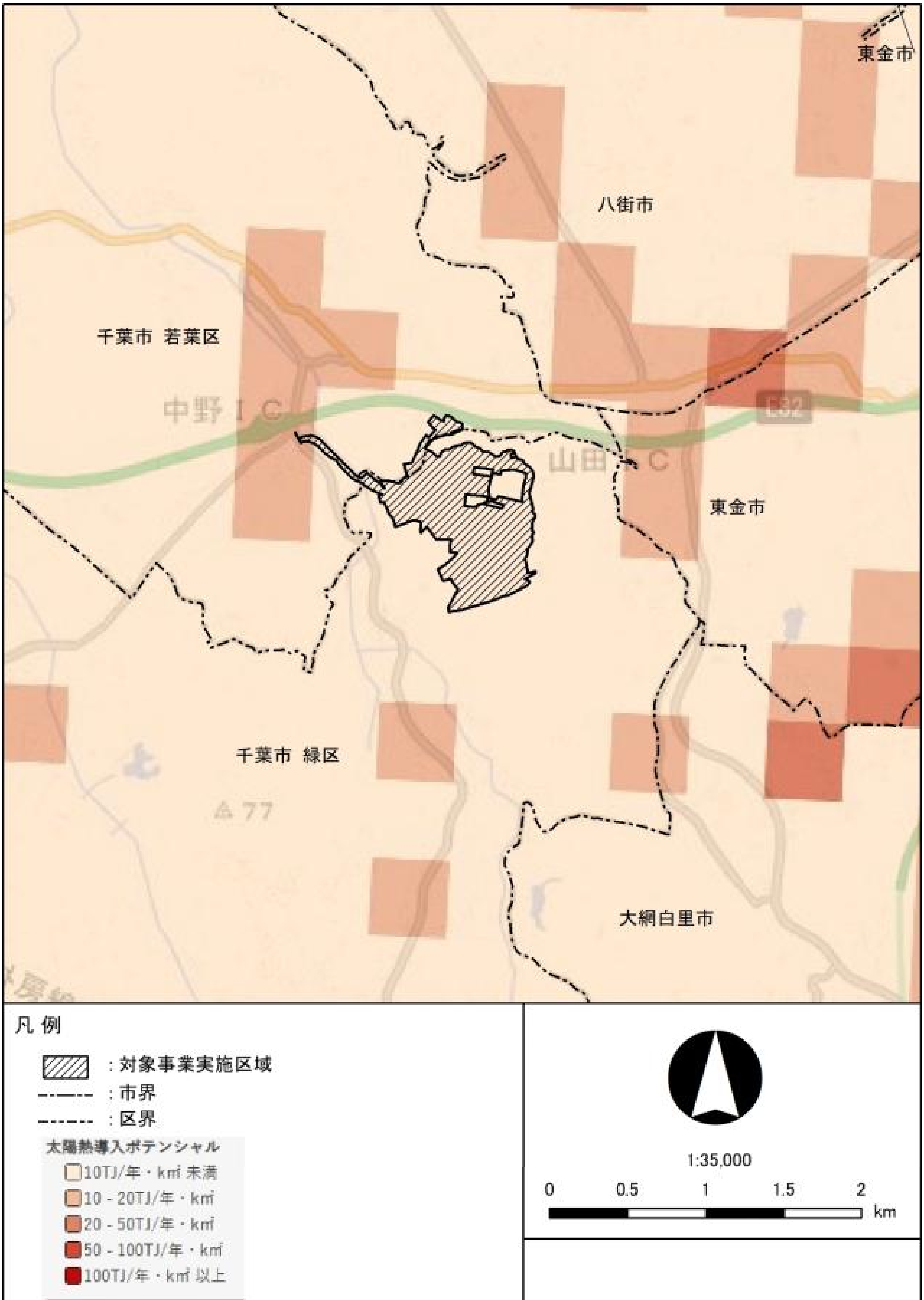

出典：再生可能エネルギー情報提供システム【REPOS(リーポス)】
(http://www.renewable-energy-potential.env.go.jp/RenewableEnergy/)
から取得したコンテンツを加工して作成

図 3-2-11(3)　再生可能エネルギーポテンシャル（太陽熱）

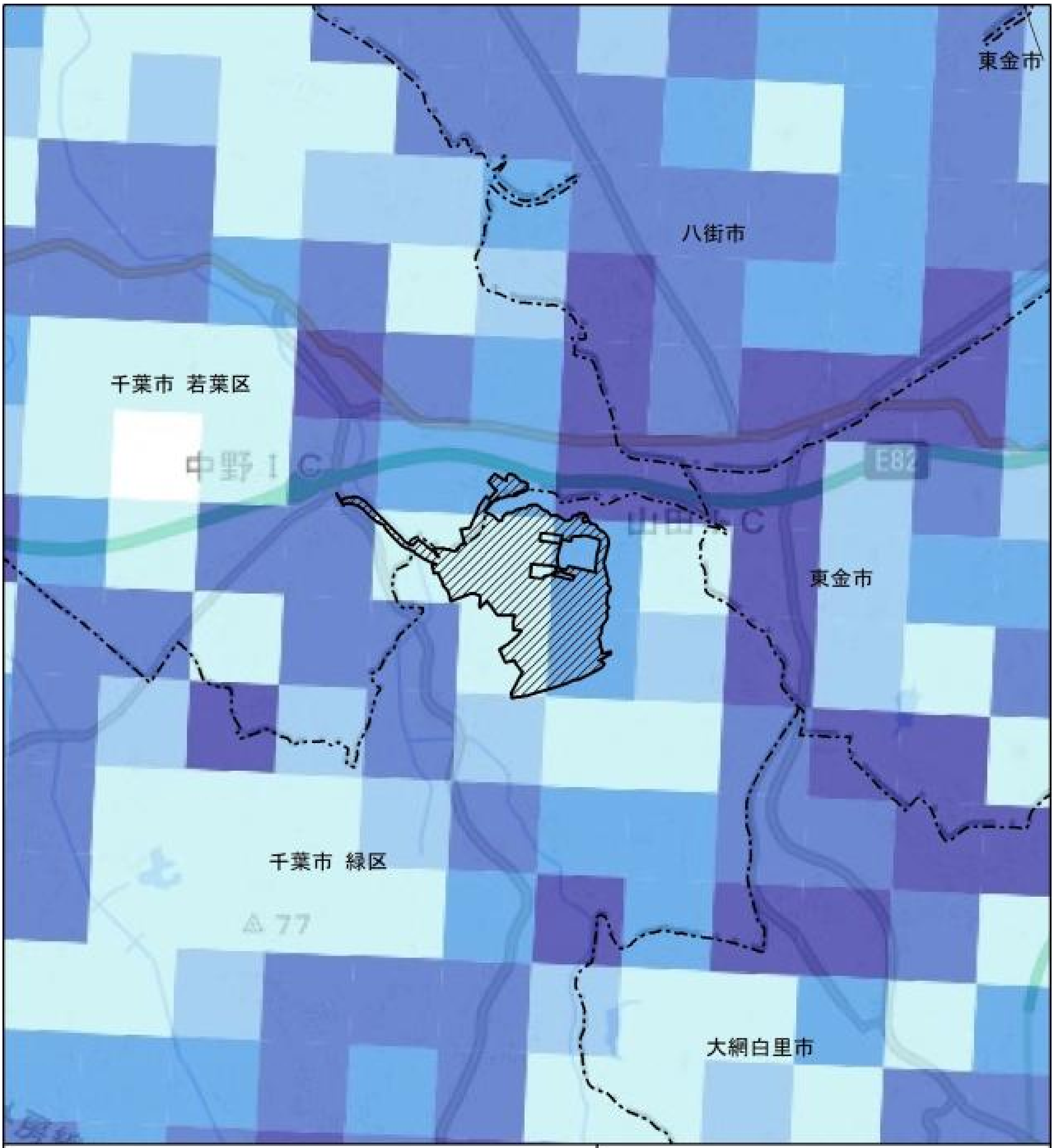

凡 例

- ：対象事業実施区域
- ：市界
- ：区界

地中熱導入ポテンシャル
- 5TJ/年・k㎡ 未満
- 5 - 10TJ/年・k㎡
- 10 - 20TJ/年・k㎡
- 20 - 50TJ/年・k㎡
- 50TJ/年・k㎡ 以上

出典：再生可能エネルギー情報提供システム【REPOS(リーポス)】
(http://www.renewable-energy-potential.env.go.jp/RenewableEnergy/)
から取得したコンテンツを加工して作成

1:35,000
0 0.5 1 1.5 2 km

図 3-2-11(4) 再生可能エネルギーポテンシャル（地中熱）